

(案)

第 2 期

吹田市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年度（2020年度）～令和 6 年度（2024年度）

素案

令和元年（2019年）10月時点

吹 田 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけと性格	3
3 計画の期間	3
第2章 吹田市の子供と家庭を取り巻く状況	4
1 人口等の基本的指標	4
2 母子保健	8
3 各種相談	13
4 保育所・幼稚園・認定こども園等	15
5 地域の子育て支援	20
6 ニーズ調査結果からみた子育て支援ニーズ	25
7 第1期事業計画における総括（平成27年度から平成30年度まで）	42
第3章 計画の基本的な考え方	77
1 基本理念	77
2 基本的な視点	77
3 基本目標	78
第4章 計画の目標値等	79
1 教育・保育提供区域の設定	79
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出	85
3 教育・保育の現状と確保方策	92
4 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策	107
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	127
6 子ども・子育て支援関連施策	131
第5章 計画の推進に向けて	139
1 計画の推進体制	139
2 効果的な計画の推進に向けて	139
参考資料	140
1 子ども・子育て支援法（抄）	140
2 吹田市子ども・子育て支援審議会	143
3 検討経過	146

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子供と子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子供の健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て関連3法（※）」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援制度」をスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年（2015年）3月に「吹田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取組を推進してきました。また、計画の中間年である平成29年度（2017年度）には、各事業の量の見込み及び提供量をより現状に即した数値に見直し、改訂版を策定しました。

その後も、少子化の進行は止まらず、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年（2019年）10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況の中、本市では、この度、第1期計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、第1期計画での取組の成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とした「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい・切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組みます。

(※)子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

【参考】国の動き

動き	主な内容
<p>「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行 (平成26年(2014年)4月23日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への支援施策の充実(母子及び寡婦福祉法を含む法改正) ・法の有効期限を令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長
<p>「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行 (平成28年(2016年)4月1日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設
<p>「子育て安心プラン」 (平成29年(2017年)6月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)末までの2年間で待機児童を解消(遅くとも令和2年度(2020年度)末までの3年間で全国の待機児童を解消) ・平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)末までの5年間で女性の就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備
<p>「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行 (平成28年(2016年)、平成29年(2017年))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の理念の明確化 ・児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応 ・児童相談所の体制強化・権限強化等
<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正・公布 (令和元年(2019年)6月19日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的・基本理念の充実 ・子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正(貧困に関する指標として「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加) ・市町村計画の策定の努力義務を規定
<p>子ども・子育て支援法・第60条に定める「基本指針」の改正(令和元年(2019年)9月発出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向の反映 ・平成28年(2016年)の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記 ・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた指針内容の改正
<p>「幼児教育・保育の無償化」の施行 (令和元年(2019年)10月1日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などからの取組 ・幼稚園や保育所等に通う3～5歳の全ての子供と、保育所に通う0～2歳の住民税非課税世帯の子供について、利用料を無償化

2 計画の位置づけと性格

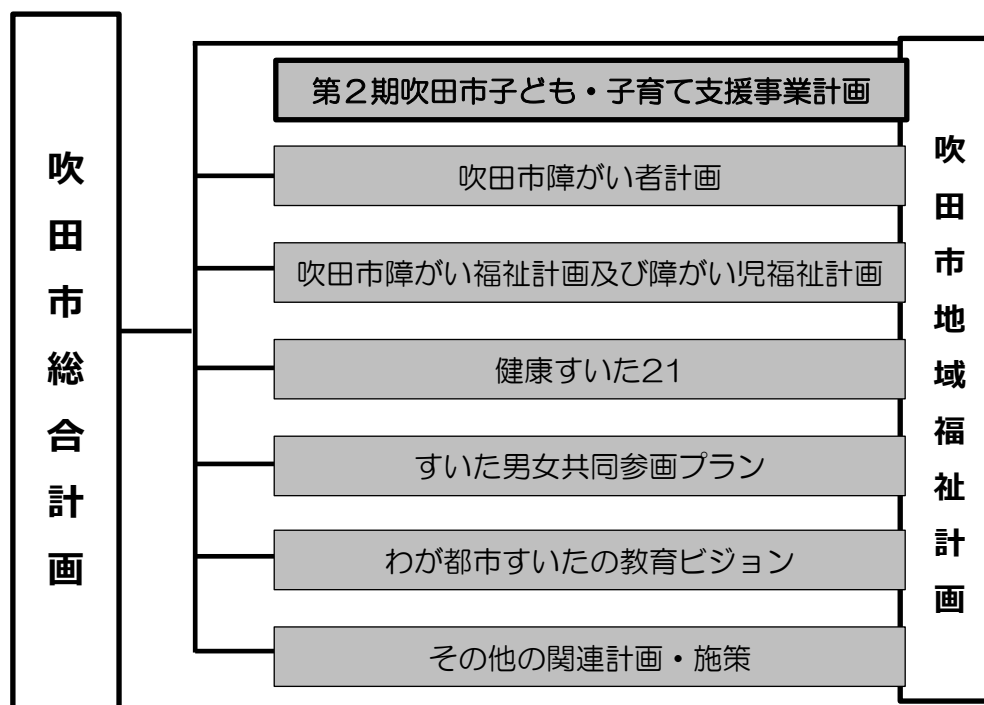
(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定しています。

(2) 計画の位置づけと性格

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「吹田市第4次総合計画」において規定する「子育てしやすいまちづくり」に関連する施策を具体的に推進するための計画に位置づけられ、子供が健やかに成長する環境整備や市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。また、児童福祉法第56条の8に基づき、保育の需要が増大している市町村が供給体制の確保に関する計画を定める市町村保育計画としての性格も併せ持つ計画です。

■本市の他計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。
なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の中間年(令和4年度(2022年度))において見直しを行うものとします。

第2章 吹田市の子供と家庭を取り巻く状況

1 人口等の基本的指標

(1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数は、平成23年(2011年)以降年々増加しており、平成30年(2018年)は前年に比べ1,388人・1,710世帯それぞれ増加しています。

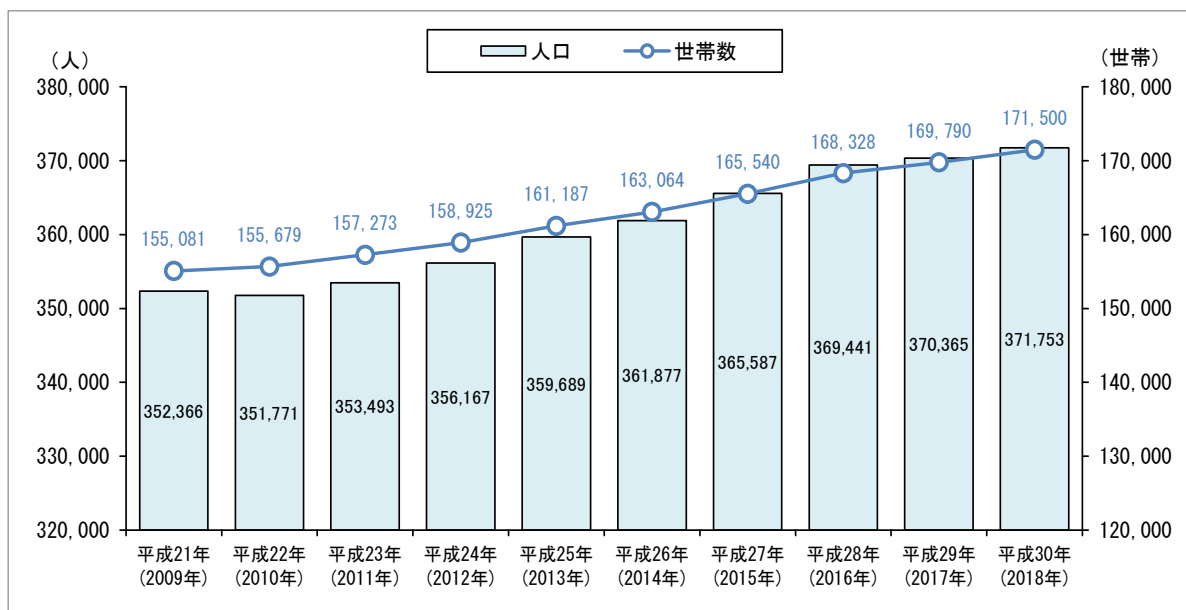


図1 人口・世帯数の推移

表1 人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
人口	352,366	351,771	353,493	356,167	359,689	361,877	365,587	369,441	370,365	371,753
世帯数	155,081	155,679	157,273	158,925	161,187	163,064	165,540	168,328	169,790	171,500

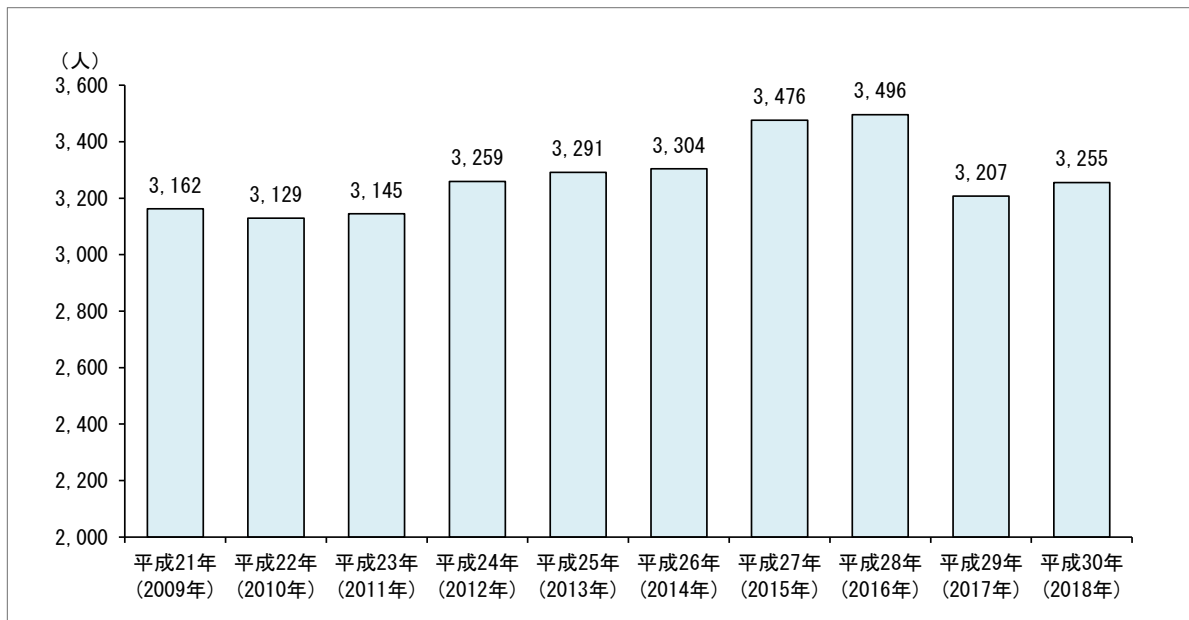
注：平成23年(2011年)までは、住民基本台帳と外国人登録の合計人数です。

平成24年度(2012年度)からは、外国人登録法が平成24年(2012年)7月9日に廃止され、外国人住民の方も住民基本台帳法に適用されることになりました。

資料：吹田市統計書(各年9月30日現在)

(2) 出生数の推移

出生数は平成23年(2011年)以降増加傾向にありましたが、平成28年(2016年)をピークに、平成29年(2017年)は減少に転じ、前年より289人減少しています。



資料：吹田市統計書（各年9月30日現在）

図2 出生数の推移

(3) 児童数の推移

0歳から5歳の就学前児童数は、増加傾向にありましたが、平成30年(2018年)に減少に転じ、平成31年(2019年)は前年に比べ292人減少しています。

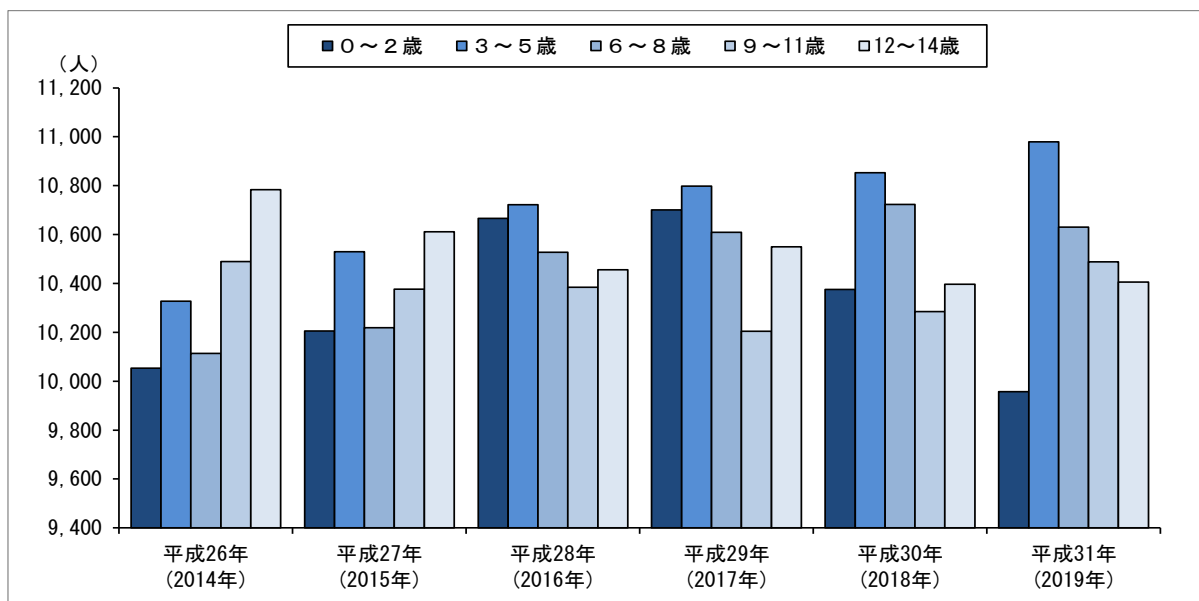


図3 児童数の推移 (15歳未満・3歳区分)

表2 児童数の推移 (15歳未満・3歳区分)

(単位：人)

区分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
0～2歳	10,053	10,205	10,666	10,701	10,375	9,957
3～5歳	10,327	10,530	10,722	10,798	10,853	10,979
0～5歳 (計)	20,380	20,735	21,388	21,499	21,228	20,936
6～8歳	10,114	10,219	10,527	10,609	10,723	10,630
9～11歳	10,489	10,376	10,384	10,204	10,285	10,488
12～14歳	10,784	10,611	10,456	10,550	10,397	10,406
15歳未満 (計)	51,767	51,941	52,755	52,862	52,633	52,460

資料：住民基本台帳 (各年3月末日現在)

表3 児童数の推計 (0～11歳)

(単位：人)

区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	3,122	3,194	3,284	3,313	3,356
1、2歳	6,568	6,659	6,899	6,922	6,998
3～5歳	11,086	11,144	11,116	11,039	11,120
0～5歳 (計)	20,776	20,997	21,299	21,274	21,474
6～8歳	10,931	11,330	11,864	12,011	11,971
9～11歳	10,488	10,747	10,839	11,211	11,559
0～11歳 (計)	21,419	22,077	22,703	23,222	23,530

(各年4月1日現在)

表4 地域別児童数の状況（11歳未満）

（単位：人）

年齢区分	JR以南地域	片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域	千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域	千里NT・万博・阪大地域	総数
0歳	221	468	702	586	648	494	3,119
1歳	238	419	633	630	813	567	3,300
2歳	222	495	683	688	843	607	3,538
0～2歳(計)	681	1,382	2,018	1,904	2,304	1,668	9,957
3歳	236	525	644	687	889	728	3,709
4歳	230	532	635	697	890	684	3,668
5歳	215	526	588	699	879	695	3,602
3～5歳(計)	681	1,583	1,867	2,083	2,658	2,107	10,979
0～5歳(計)	1,362	2,965	3,885	3,987	4,962	3,775	20,936
6歳	217	543	552	661	885	702	3,560
7歳	216	531	558	746	920	653	3,624
8歳	225	466	526	720	878	631	3,446
6～8歳(計)	658	1,540	1,636	2,127	2,683	1,986	10,630
9歳	226	563	540	705	923	684	3,641
10歳	224	486	551	727	910	578	3,476
11歳	235	468	482	689	918	579	3,371
9～11歳(計)	685	1,517	1,573	2,121	2,751	1,841	10,488
6～11歳(計)	1,343	3,057	3,209	4,248	5,434	3,827	21,118

資料：住民基本台帳（平成31年(2019年)4月1日現在）

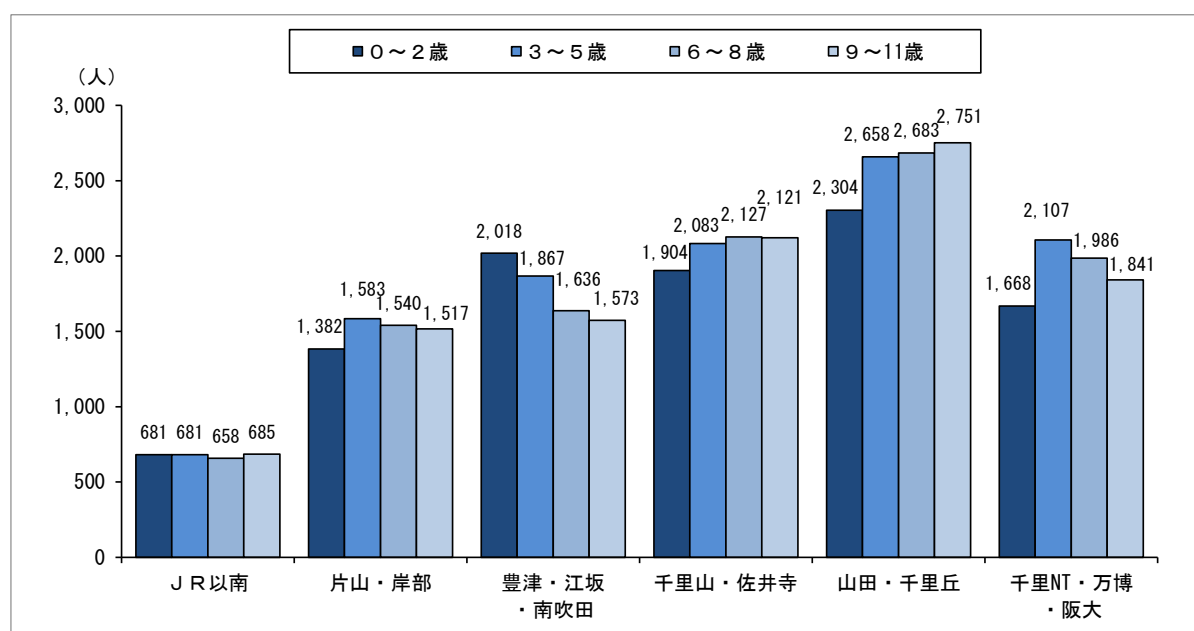


図4 ブロック別児童数の状況（11歳未満・3歳区分）

2 母子保健

(1) 妊婦健康診査

表5 妊婦健康診査受診者数の状況

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延受診者数(人)	42,174	43,106	42,195	41,251	39,524

資料：保健センター

(2) 妊婦(両親)教室

表6 妊婦(両親)教室受講者数の状況

年度	区分	回数 (回)	実人数(人)			延人数(人)		
			妊婦	家族 (夫)	計	妊婦	家族 (夫)	計
平成26年度 (2014年度)	妊娠・出産編	36	386	30	416	799	44	843
	父親育児編	12	379	396	775	379	396	775
平成27年度 (2015年度)	妊娠・出産編	36	407	51	458	900	77	977
	父親育児編	13	430	441	871	430	441	871
平成28年度 (2016年度)	妊娠・出産編	36	410	84	494	901	133	1,034
	父親育児編	12	429	436	865	429	436	865
平成29年度 (2017年度)	マタニティ講演会	8	131	61	192	131	61	192
	マタニティヘルス講座	8	100	13	113	100	13	113
	マタニティクッキング	8	93	-	93	93	-	93
	プレパパ・プレママ教室	17	500	482	982	500	482	982
平成30年度 (2018年度)	マタニティ講演会	8	109	51	160	109	51	160
	マタニティヘルス講座	8	77	11	88	77	11	88
	マタニティクッキング	9	87	-	87	87	-	87
	プレパパ・プレママ教室	16	482	474	956	482	474	956

資料：保健センター

対象

妊娠・出産編：吹田市在住の妊婦とその家族

父親育児編：吹田市在住の妊娠7か月以降の妊婦の配偶者で初めて父親になる人

マタニティ講演会・マタニティヘルス：吹田市在住の妊婦と夫

マタニティクッキング：吹田市在住の妊婦

プレパパ・プレママ教室：吹田市在住の初妊婦、初めて父親になる人

(3) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

平成28年度(2016年度)から妊娠届時に保健師等が全妊婦に対し面接を行っています。それにより、支援の必要な妊婦を早期に把握、支援することが可能となり、妊産婦訪問指導数が増加しています。

出生児に対する訪問指導の推移では、出生児全数に対し、出産後早期に訪問する率が増加しています。

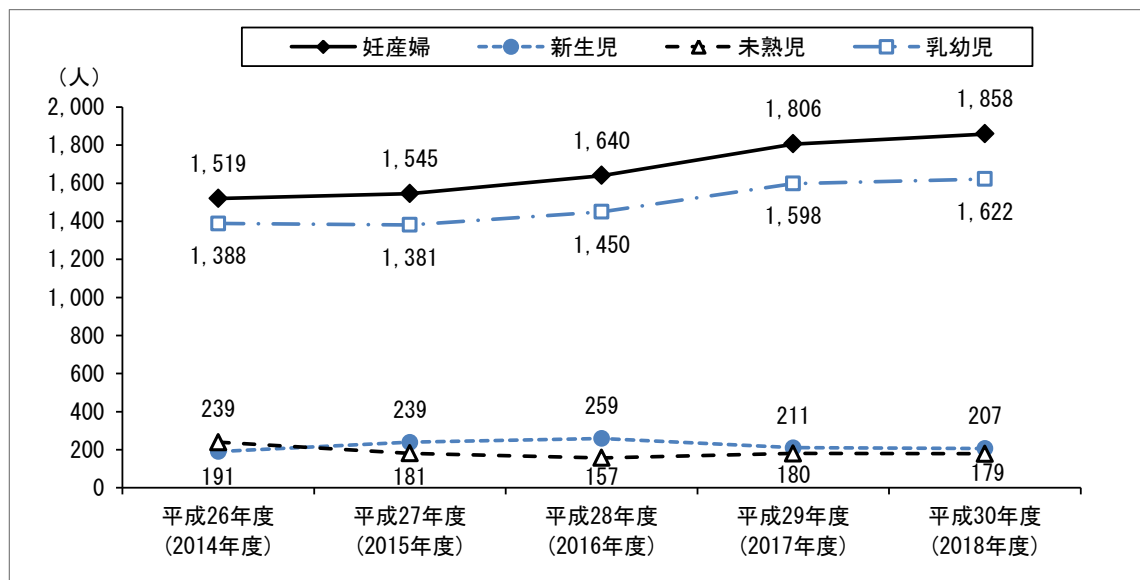


図5 妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児訪問指導（実人数）の推移

表7 妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児訪問指導の推移

(単位：人)

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
妊産婦	実人数	1,519	1,545	1,640	1,806	1,858
	延人数	1,768	1,794	1,935	2,355	2,532
新生児	実人数	191	239	259	211	207
	延人数	199	253	285	242	241
未熟児	実人数	239	181	157	180	179
	延人数	274	213	170	239	258
乳幼児	実人数	1,388	1,381	1,450	1,598	1,622
	延人数	1,730	1,675	1,806	2,156	2,272

資料：保健センター

表8 出生児に対する訪問指導の推移

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
出生児(人)	3,453	3,493	3,462	3,235	3,173
訪問指導人数(人)	1,390	1,451	1,473	1,747	1,798
訪問率(%)	40.3	41.5	42.5	54.0	56.7

注：新生児期、乳児期に訪問した実人数

資料：保健センター

(4) 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）

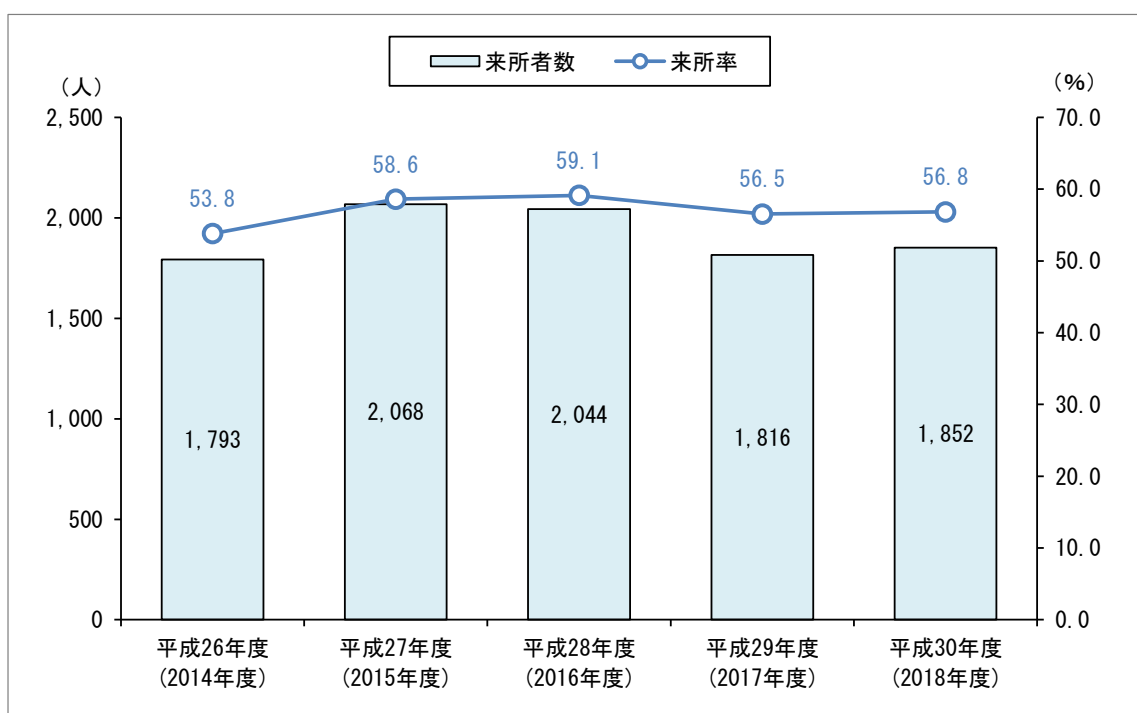


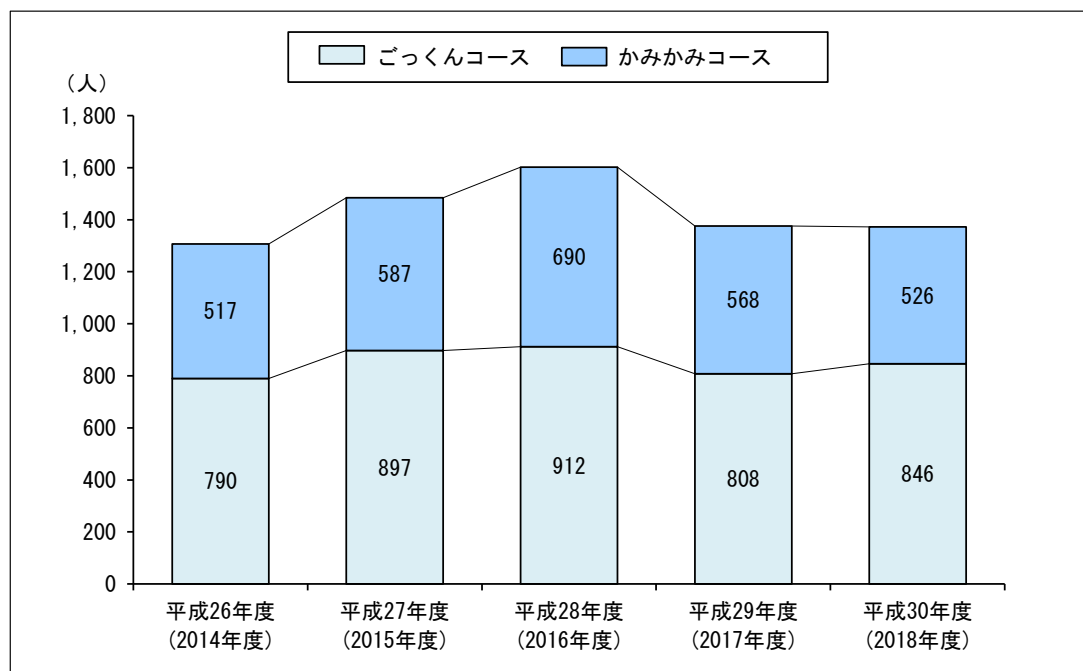
図6 すくすく赤ちゃんクラブの来所状況

表9 4か月児健診・保健指導事業（すくすく赤ちゃんクラブ）の状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象者 (人)		3,332	3,529	3,456	3,212	3,259
4か月児 健診	受診児数 (人)	3,266	3,461	3,388	3,187	3,204
	受診率 (%)	98.0	98.1	98.0	99.2	98.3
すくすく 赤ちゃん クラブ	回数 (回)	96	120	120	107	106
	来所者数 (人)	1,793	2,068	2,044	1,816	1,852
	来所率 (%)	53.8	58.6	59.1	56.5	56.8

資料：保健センター

(5) 離乳食講習会



資料：保健センター

図7 離乳食講習会受講者数の状況

注：各コースの対象
ごっくんコース・・・生後5～6か月前後の乳児を持つ保護者
かみかみコース・・・生後9～11か月前後の乳児を持つ保護者

(6) 1歳6か月児健診・3歳児健診

表10 1歳6か月児健診の状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象児数 (人)		3,354	3,462	3,774	3,477	3,359
内科 健診	受診児数 (人)	3,270	3,400	3,678	3,441	3,265
	()内個別内科 健診受診児数	(966)	(1,060)	(1,168)	(1,045)	(898)
	受診率 (%)	97.5	98.2	97.5	99.0	97.2
歯科 健診	受診児数 (人)	3,173	3,283	3,574	3,376	3,182
	受診率 (%)	94.6	94.8	94.7	97.1	94.7

注：内科健診は個別・集団併用方式ですが、歯科健診は集団方式のみです。

資料：保健センター

表11 3歳児健診の状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
対象児数 (人)		3,450	3,595	3,577	3,605	3,766
内科 健診	受診児数 (人)	3,183	3,242	3,314	3,369	3,478
	()内個別内科 健診受診児数	(1,951)	(1,931)	(1,897)	(1,969)	(1,977)
	受診率 (%)	92.3	90.2	92.6	93.5	92.4
歯科 健診	受診児数 (人)	2,926	3,081	3,115	3,173	3,320
	受診率 (%)	84.8	85.7	87.1	88.0	88.2

注：内科健診は個別・集団併用方式ですが、歯科健診は集団方式のみです。

資料：保健センター

(7) 育児支援家庭訪問事業

表12 育児支援家庭訪問事業の状況

(単位：人)

区分			平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
専門的 支援	保護者に 対すること	実人数	123	109	129	192	140
		延人数	267	288	304	365	308
	子供に 対すること	実人数	247	285	282	322	289
		延人数	499	676	590	594	559
育児・家事等の 援助 (訪問)	実件数	25	33	30	27	25	
	延件数	223	185	251	178	106	

資料：保健センター、家庭児童相談課

3 各種相談

(1) 子育て相談

のびのび子育てプラザでは専任の相談員を配置し、来館や電話での相談を受けています。また、専門職のロビーワーカーや保育士を配置し、利用している親子を見守りながら、子育て相談も受けており、相談内容は多岐にわたっています。

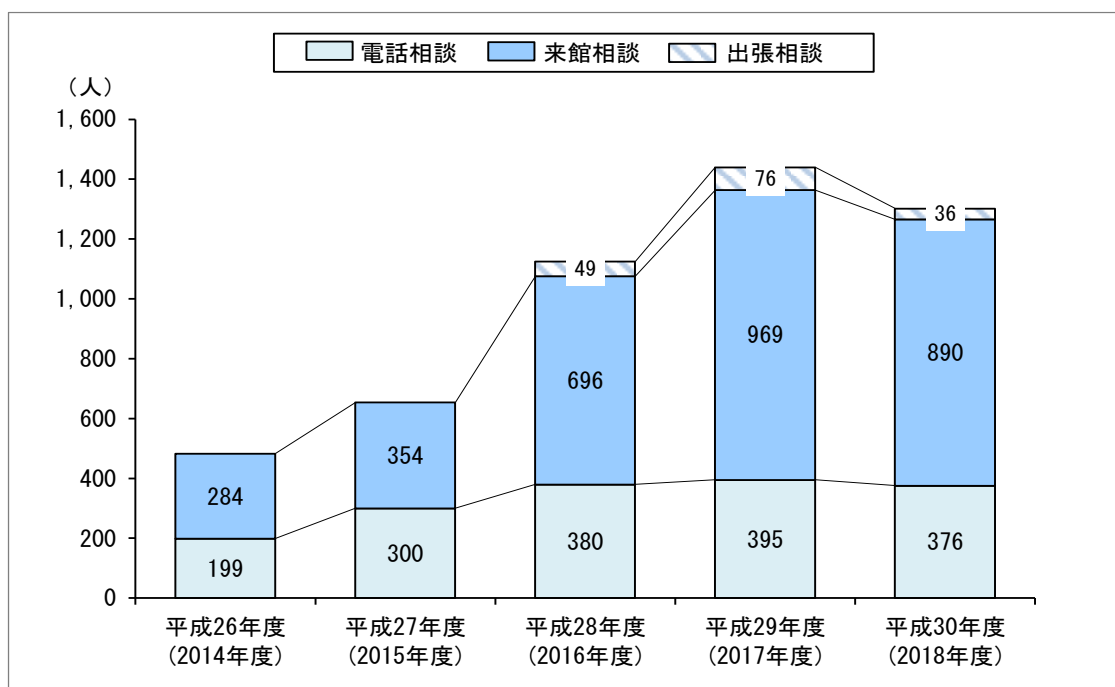
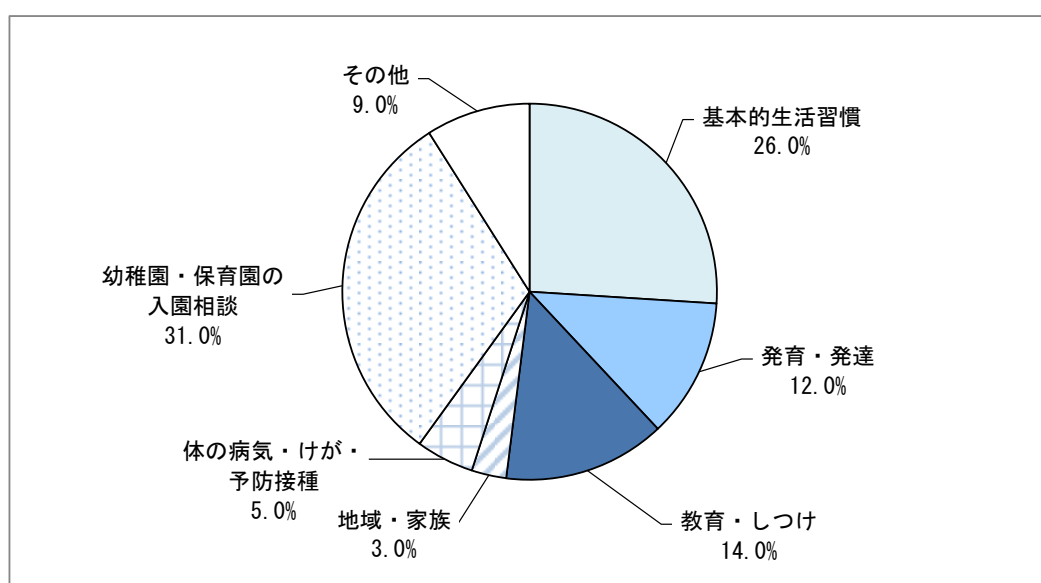


図8 子育て相談件数の推移

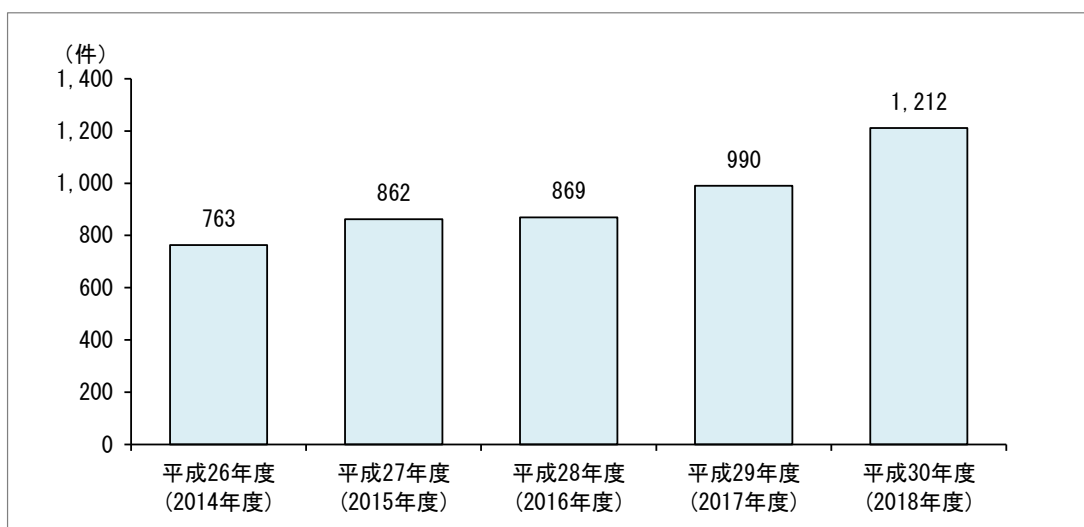


資料：のびのび子育てプラザ

図9 平成30年度(2018年度)相談内容の内訳

(2) 児童虐待相談

児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成30年度(2018年度)は1,212件となっています。

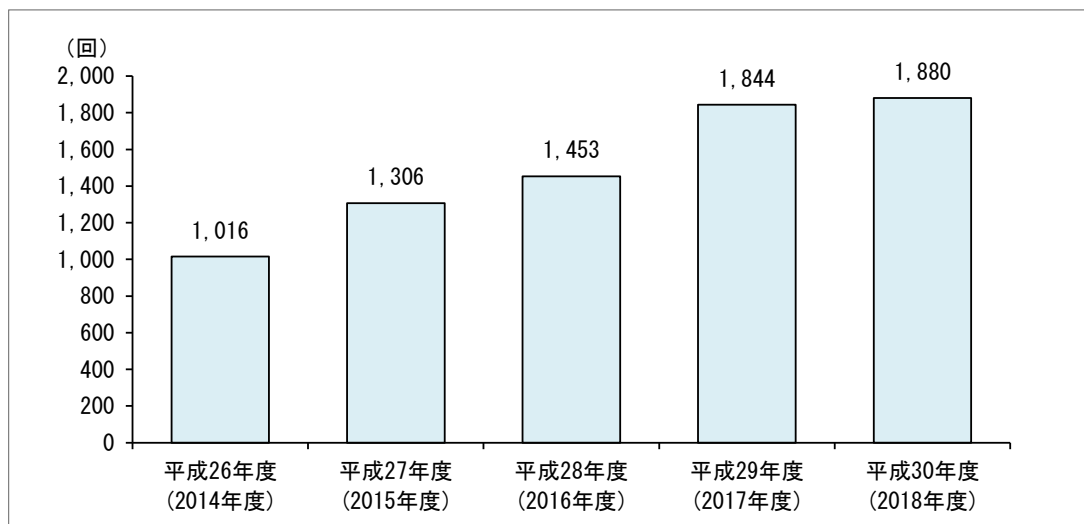


資料：家庭児童相談課

図10 児童虐待相談件数の推移

(3) ひとり親家庭相談

ひとり親家庭相談回数は増加傾向にあり、平成30年度(2018年度)は1,880件となっています。

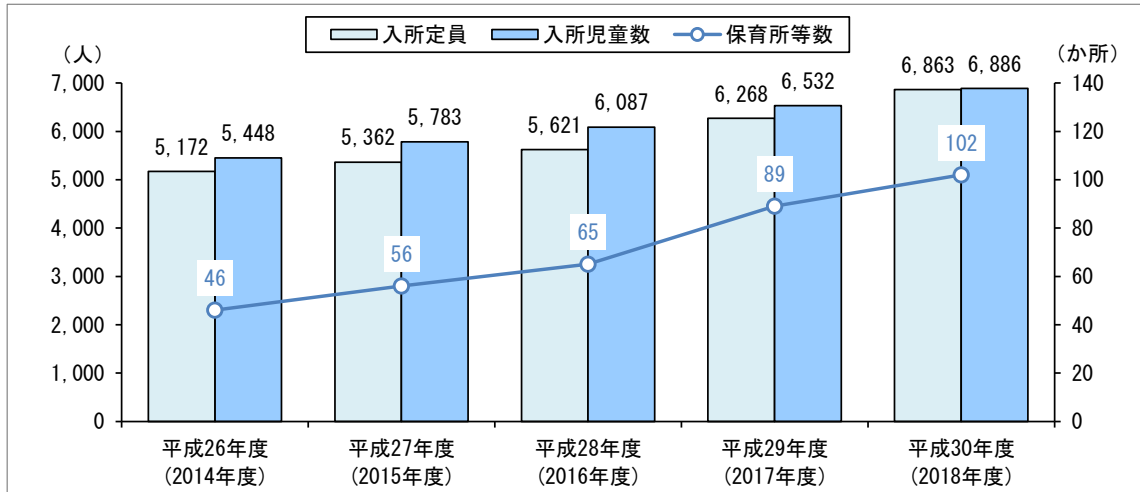


資料：子育て給付課

図11 ひとり親家庭相談延回数の推移

4 保育所・幼稚園・認定こども園等

(1) 保育所等



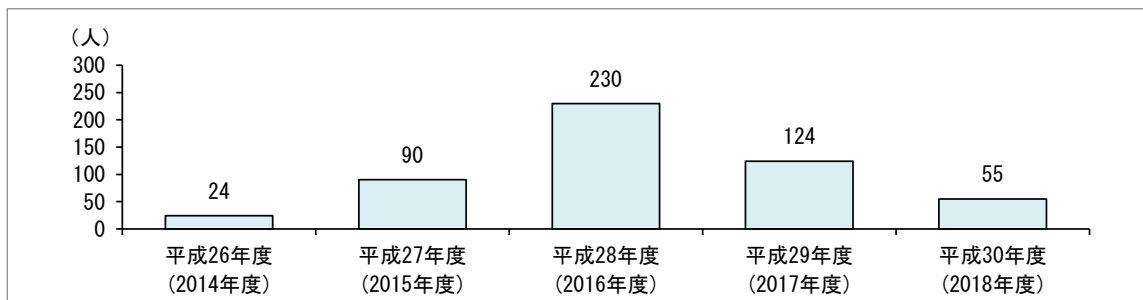
注：本項における保育所等とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所です。

図12 保育所等の状況

表13 保育所等数・入所定員・入所児童数の推移

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
保育所等	総数 (か所)	46	56	65	89	102
	公立 (か所)	18	18	19	21	25
	私立 (か所)	28	38	46	68	77
入所定員	総数 (人)	5,172	5,362	5,621	6,268	6,863
	公立 (人)	2,112	2,112	2,157	2,247	2,360
	私立 (人)	3,060	3,250	3,464	4,021	4,503
入所児童	総数 (人)	5,448	5,783	6,087	6,532	6,886
	公立 (人)	2,197	2,237	2,294	2,332	2,280
	私立 (人)	3,251	3,546	3,793	4,200	4,606

(各年度4月1日現在)



注：平成31年度（2019年度）の待機児童数は22人です。

資料：保育幼稚園室

図13 保育所等待機児童数の推移

(2) 一時預かり（幼稚園以外）

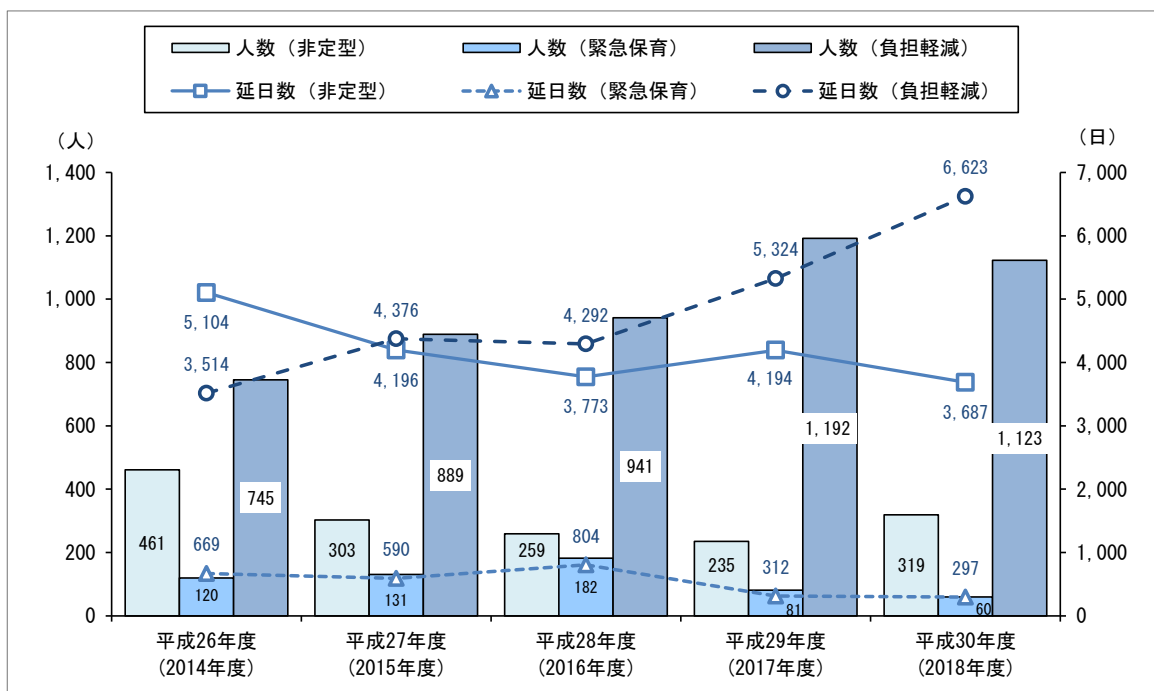


図14 一時預かり利用状況

表14 一時預かり利用状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施か所数（か所）		10	11	12	16	16
人数	総数（人）	1,326	1,323	1,382	1,508	1,502
	非定型（人）	461	303	259	235	319
	緊急保育（人）	120	131	182	81	60
	負担軽減（人）	745	889	941	1,192	1,123
延日数	総数（日）	9,287	9,162	8,869	9,830	10,607
	非定型（日）	5,104	4,196	3,773	4,194	3,687
	緊急保育（日）	669	590	804	312	297
	負担軽減（日）	3,514	4,376	4,292	5,324	6,623

注：平成27年度(2015年度)から、こども発達支援センター実施分を含みます。

資料：保育幼稚園室、のびのび子育てプラザ、子育て支援課

(3) 公立保育所等における緊急保育

表15 緊急保育利用状況

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
人数(人)	63	77	78	78	77
延日数(日)	1,865	2,074	2,027	1,955	2,001

資料：保育幼稚園室

(4) 病児・病後児保育

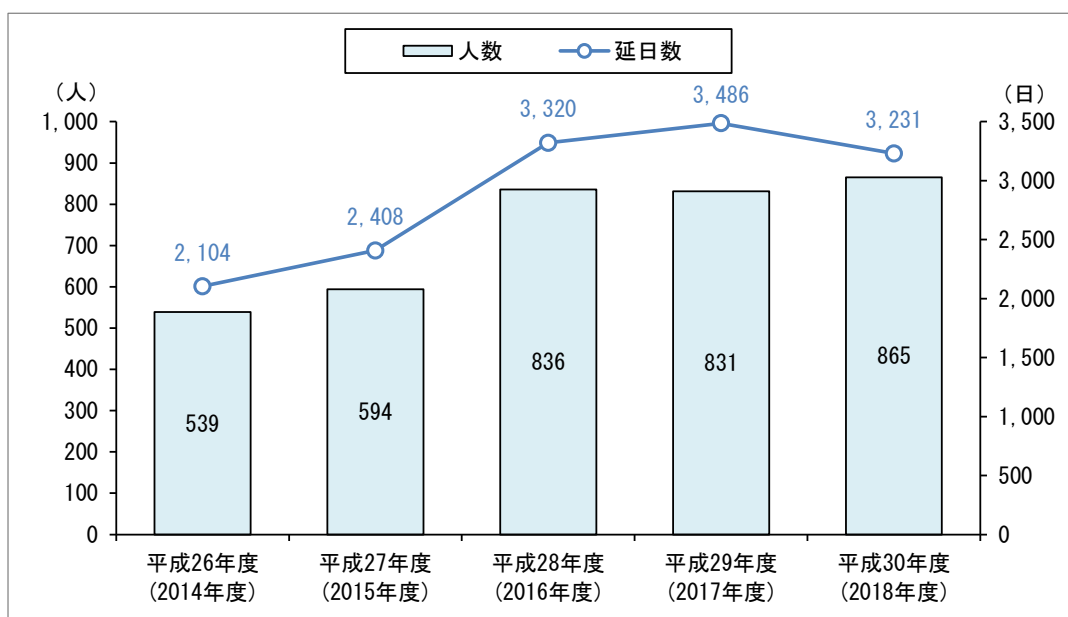


図15 病児・病後児利用状況

表16 病児・病後児保育利用状況

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施か所数(か所)	3	3	3	3	3
人数(人)	539	594	836	831	865
延日数(日)	2,104	2,408	3,320	3,486	3,231

注：平成27年(2015年)3月末に病児・病後児保育室1か所閉室、平成27年(2015年)12月に病児・病後児保育室1か所開室

資料：保育幼稚園室

(5) 幼稚園

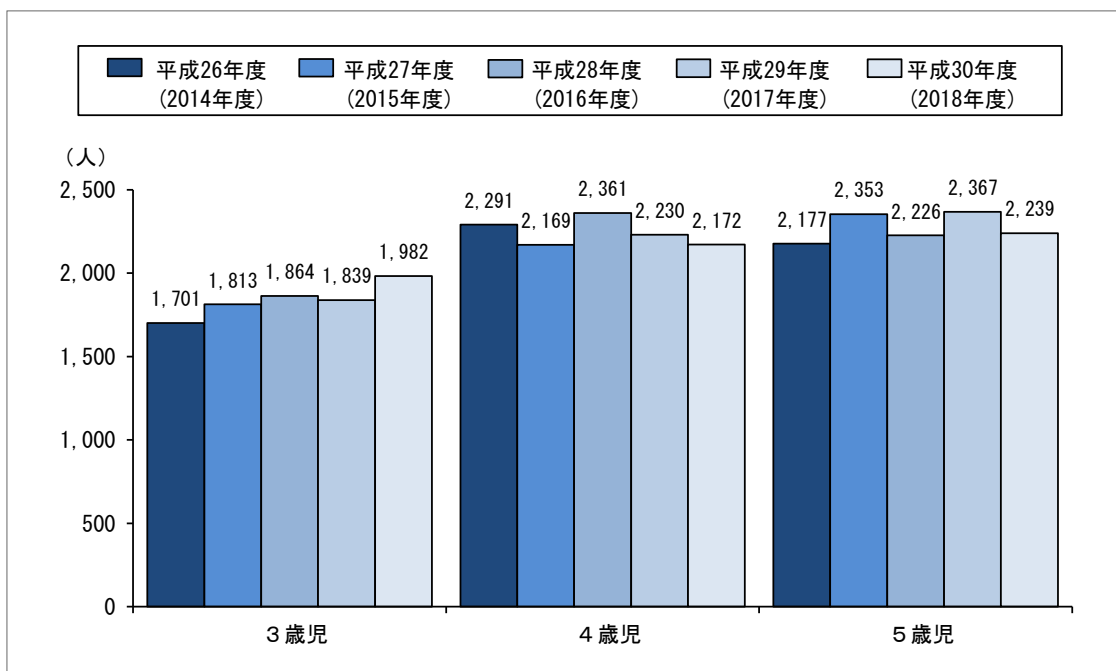


図16 幼稚園在園児の状況

表17 幼稚園在園児の状況

(単位：人)

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
3歳児	1,701	1,813	1,864	1,839	1,982
4歳児	2,291	2,169	2,361	2,230	2,172
5歳児	2,177	2,353	2,226	2,367	2,239
総数	6,169	6,335	6,451	6,436	6,393

注：吹田市内在住者で市外幼稚園在籍者を含みます。

資料：保育幼稚園室（各年度5月1日現在）

(6) 認定こども園

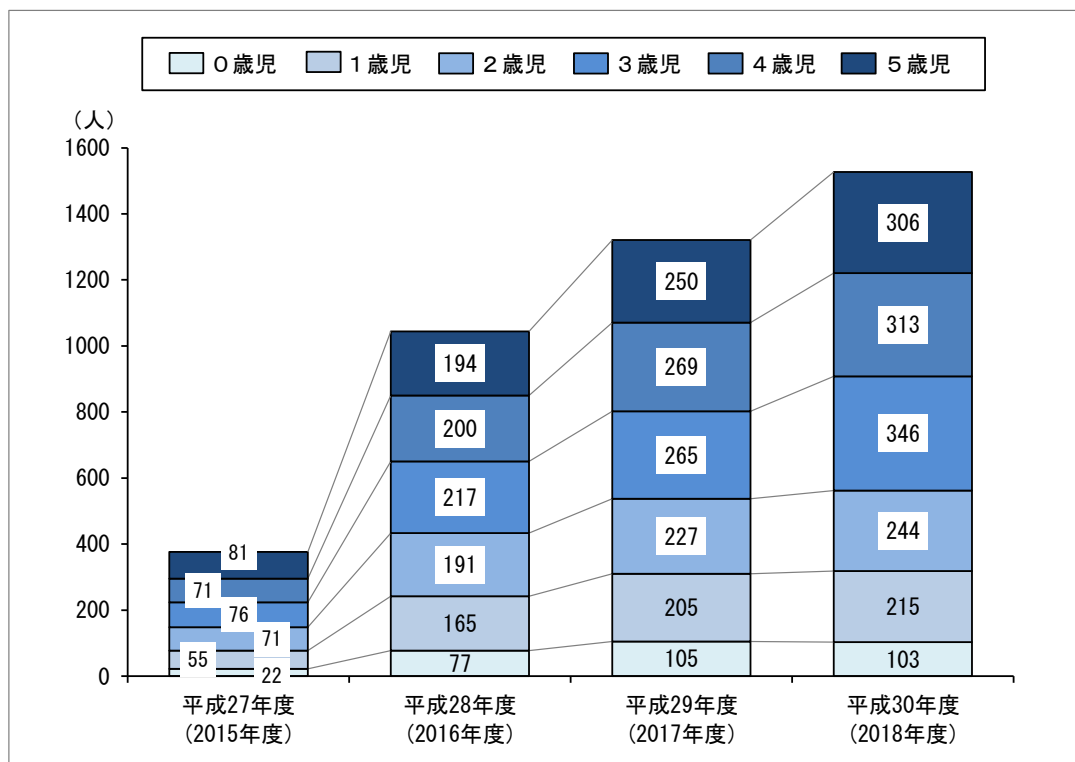


図17 認定こども園在園児の状況

表18 認定こども園在園児の状況

(単位：人)

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
0歳児	22	77	105	103
1歳児	55	165	205	215
2歳児	71	191	227	244
3歳児	76	217	265	346
4歳児	71	200	269	313
5歳児	81	194	250	306
総数	376	1,044	1,321	1,527

資料：保育幼稚園室（各年度4月1日現在）

5 地域の子育て支援

(1) 地域子育て支援センター

表19 地域子育て支援センターの状況

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
育児教室(組)	3,638	3,162	3,850	3,031	2,501
育児相談(件)	6,080	6,263	6,133	4,423	4,193
園行事(人)	27,454	31,107	33,879	32,156	26,421
子育てサークル支援(人)	15,745	13,559	13,533	13,257	9,573
園庭開放(人)	12,313	11,910	10,069	9,491	8,691

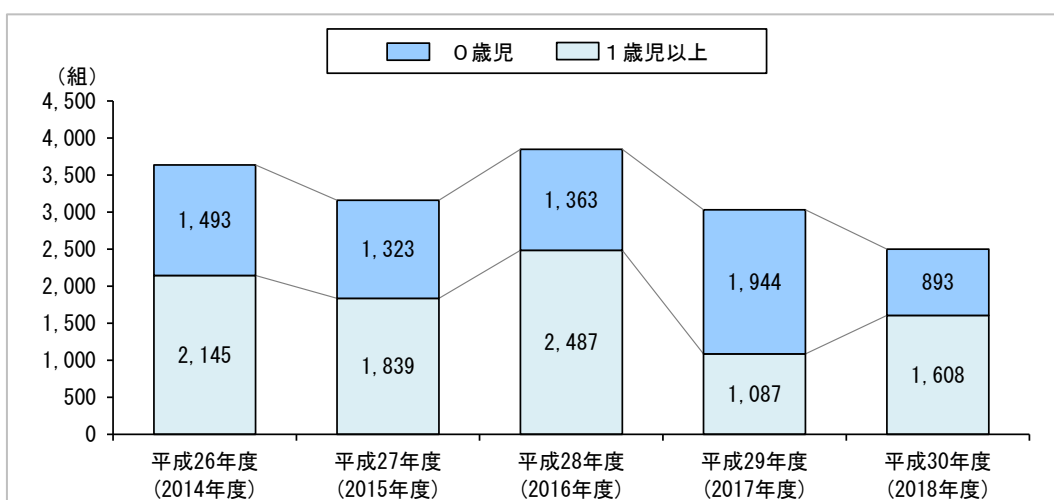
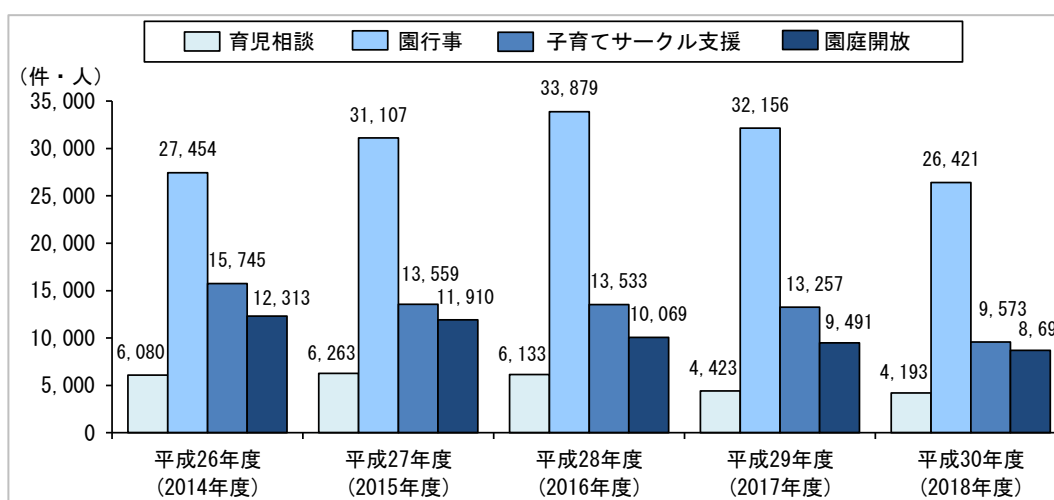


図18 育児教室参加組数の推移



資料：子育て支援課

図19 園行事等の参加者数の推移

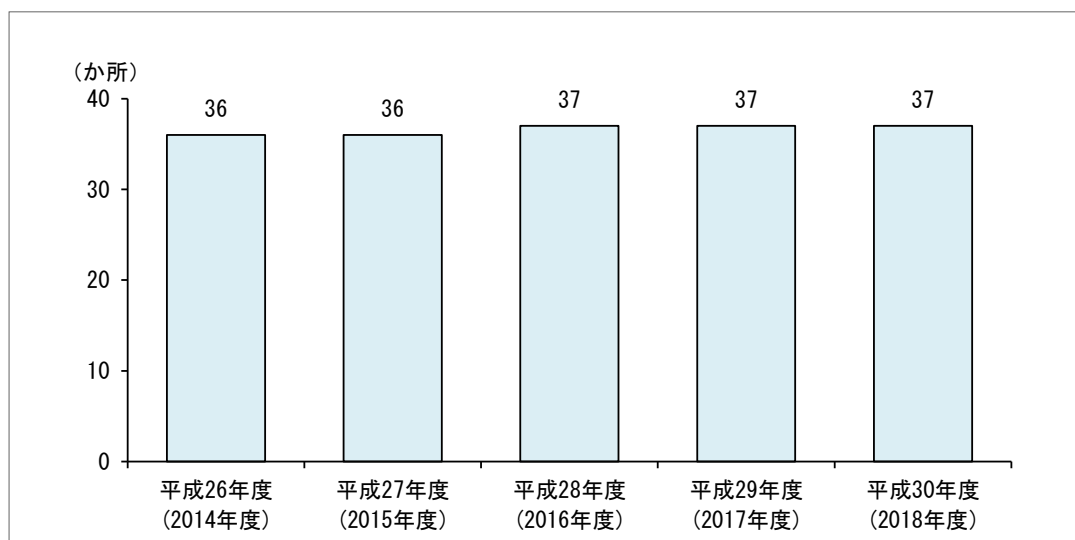
(2) 子育て広場

表20 子育て広場開設か所数と利用者数の状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
開設か所数 (か所)		8	8	8	8	8
利用者数	世帯数 (世帯)	18,103	17,405	18,086	19,119	17,642
	大人 (人)	18,203	17,477	18,204	19,216	17,753
	乳幼児 (人)	20,780	21,024	21,406	22,107	20,867

資料：子育て支援課

(3) 子育てサロン (地区福祉委員会による)



資料：社会福祉協議会発行 きらきら

図20 子育てサロン実施か所数の推移

(4) 児童会館・児童センター

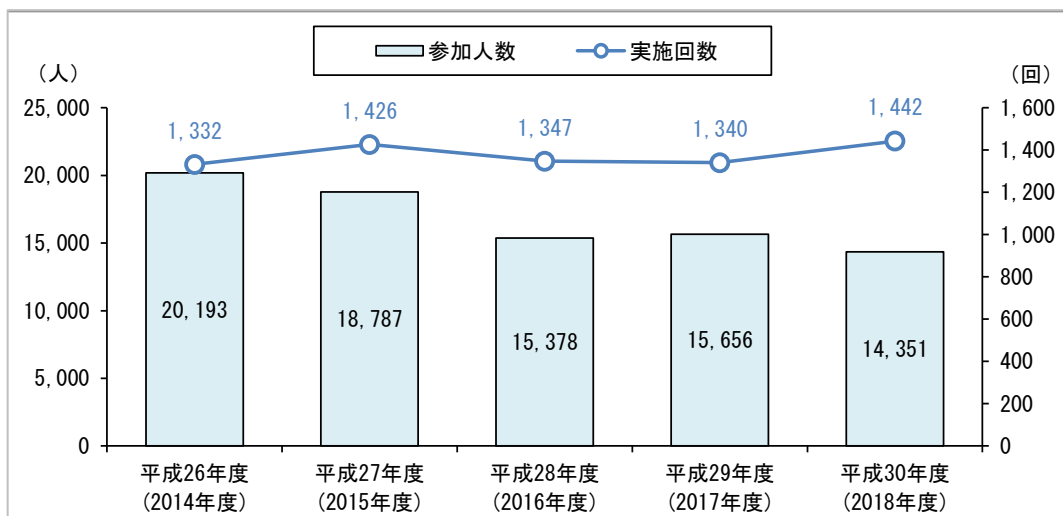


図21 幼児教室実施状況

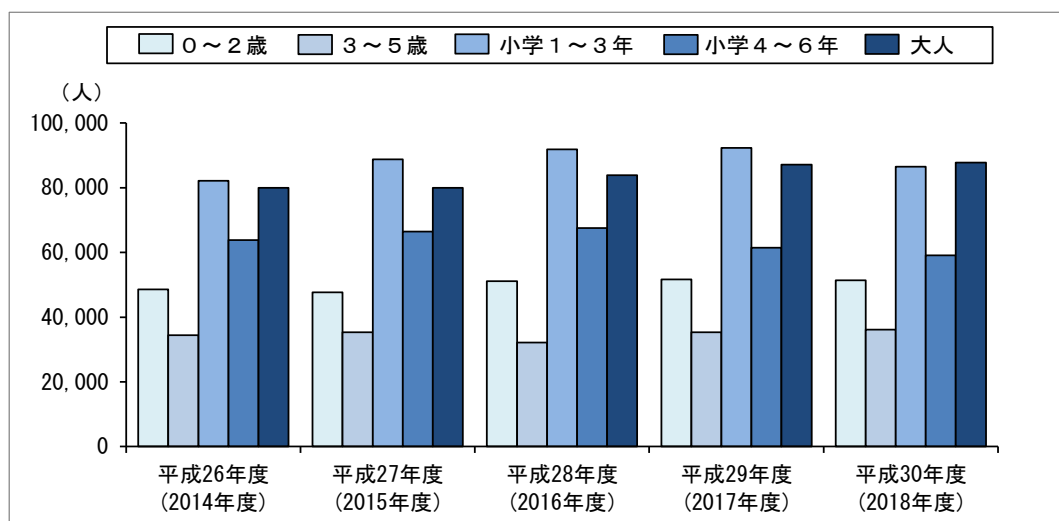


図22 児童会館・児童センター利用者数の推移

表21 児童会館・児童センターの年齢（3歳区分）別延べ利用者数 (単位：人)

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
0～2歳	48,595	47,687	51,107	51,639	51,380
3～5歳	34,462	35,334	32,130	35,292	36,123
小学1～3年	82,137	88,755	91,839	92,311	86,454
小学4～6年	63,776	66,492	67,533	61,491	59,083
子供(計)	228,970	238,268	242,609	240,733	233,040
大人	79,922	79,976	83,842	87,177	87,795

資料：子育て支援課

(5) ファミリー・サポート・センター

活動件数は減少傾向で推移しており、いずれの会員数も減少傾向にあります。

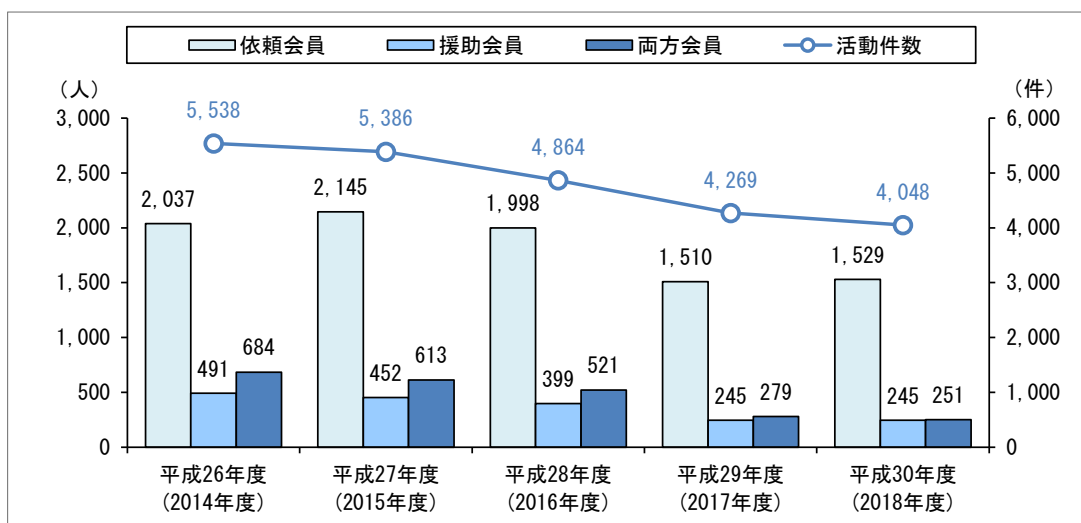
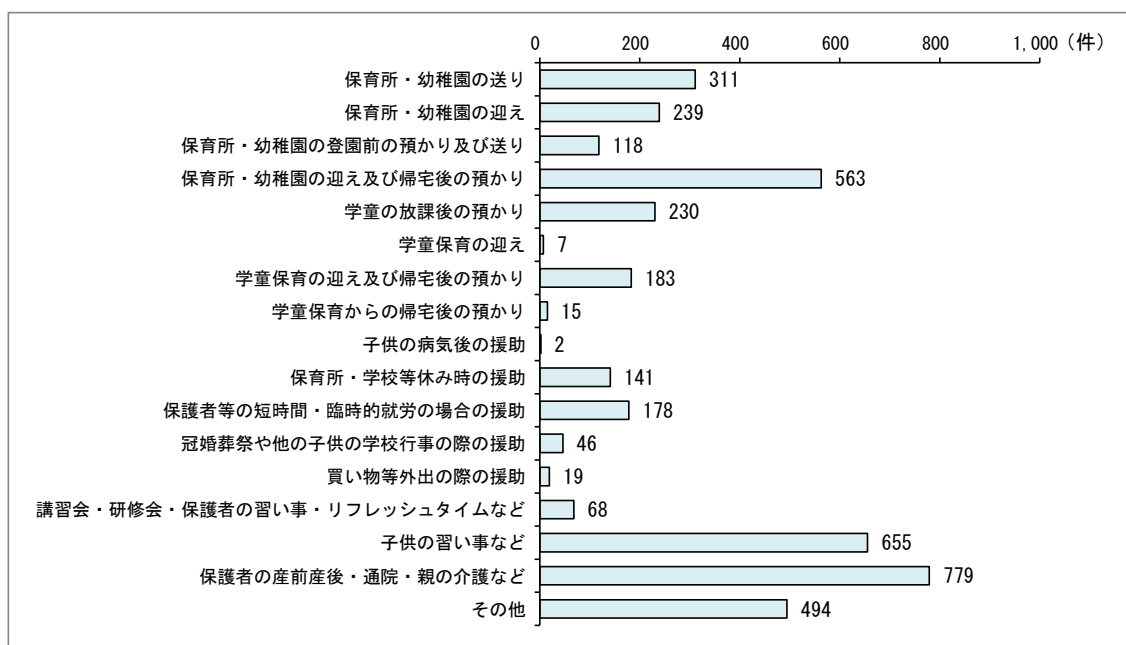


図23 ファミリー・サポート・センター事業の状況

表22 ファミリー・サポート・センター事業の状況

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
依頼会員 (人)	2,037	2,145	1,998	1,510	1,529
援助会員 (人)	491	452	399	245	245
両方会員 (人)	684	613	521	279	251
活動件数 (件)	5,538	5,386	4,864	4,269	4,048

(各年度末現在)



資料：のびのび子育てプラザ

図24 平成30年度(2018年度) ファミリー・サポート・センター活動内容別件数

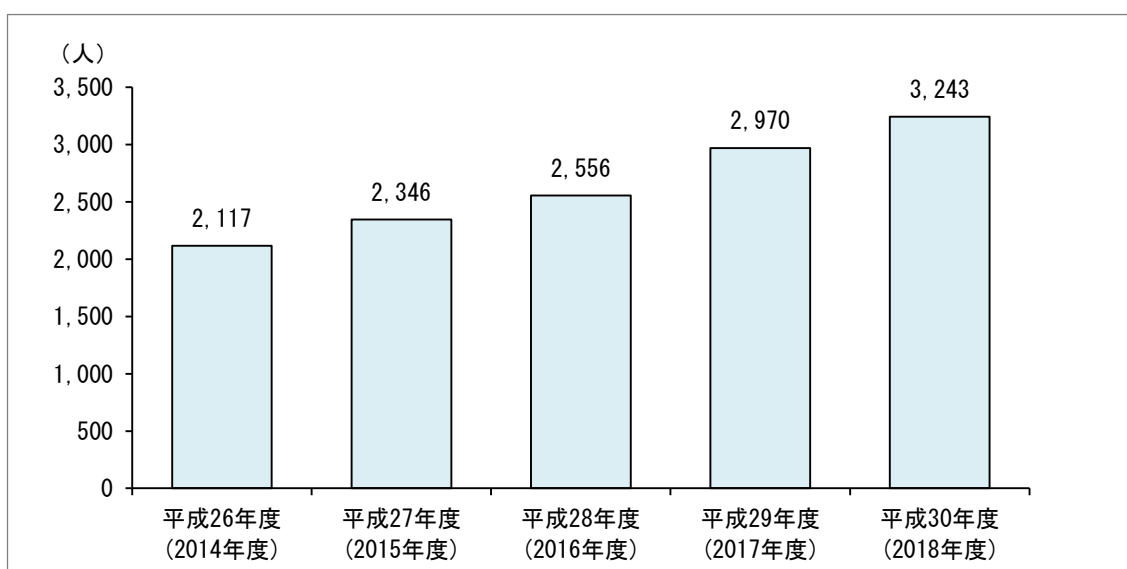
(6) 子育て短期支援事業

表23 ショートステイ・トワイライトステイ事業の状況

区分		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
人数 (人)	ショートステイ	6	8	9	13	9
	トワイライトステイ	-	1	-	-	-
延日数 (日)	ショートステイ	47	39	51	66	40
	トワイライトステイ	-	2	-	-	-

資料：家庭児童相談課

(7) 留守家庭児童育成室



資料：放課後子ども育成課 (各年度3月1日現在)

図25 留守家庭児童育成室在籍児童数の推移

6 ニーズ調査結果からみた子育て支援ニーズ

【調査の概要】

1 調査の目的

次期事業計画「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市内在住の子育て世帯を対象にアンケート調査を行うことにより、教育や保育、その他子育て支援の量の見込みや施策に対する意向を把握し、事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするものです。

2 調査設計

- (1) 調査地域 吹田市全域
- (2) 調査対象 ①市内在住の0～5歳までの就学前児童の保護者
②市内在住の小学1年生～6年生の児童の保護者
- (3) 対象者数 6,000人（内訳：①3,000人、②3,000人）
- (4) 抽出方法 住民基本台帳に基づく層化抽出（平成30年11月1日現在）
- (5) 調査方法 郵送による配付及び回収（調査期間中に礼状兼督促はがきを送付）
- (6) 調査期間 平成30年12月13日（木）～平成31年1月8日（火）

3 回収結果

区分	配付数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	3,000	1,808	60.3%
就学児童(小学生)	3,000	1,936	64.5%
計	6,000	3,744	62.4%

4 調査結果の見方

- (1) 図中の「n」は、設問に対する回答者数のことを示す。
- (2) 回答比率(%)は回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況をたずねたところ、就学前児童の母親では「以前は働いていたが、今は働いていない」が最も多く40.7%となっており、次いで「フルタイムで働いている」が23.2%となっています。

表24 就学前児童の母親の就労状況

		フルタイムで働いている	が、フルタイムで働いている	働いているパート・アルバイトなどで	働いているパート・アルバイトなどで	働いていないが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明・無回答
全体 (n=1,808)		23.2%	11.2%	15.0%	2.2%	40.7%	2.7%	5.0%
子供の年齢別	0歳 (n=442)	12.4%	30.3%	5.7%	4.1%	41.6%	0.7%	5.2%
	1歳 (n=296)	30.4%	6.8%	10.8%	1.4%	45.9%	1.7%	3.0%
	2歳 (n=296)	26.7%	8.1%	12.8%	2.0%	42.9%	2.4%	5.1%
	3歳 (n=262)	28.2%	4.6%	19.5%	1.9%	35.9%	5.7%	4.2%
	4歳 (n=254)	27.2%	2.0%	21.3%	1.6%	40.9%	2.4%	4.7%
	5歳 (n=221)	19.9%	2.7%	28.5%	1.4%	33.9%	5.0%	8.6%
	不明・無回答 (n=37)	24.3%	2.7%	21.6%	-	43.2%	2.7%	5.4%

就学児童(小学生)の母親では「パート・アルバイトなどで働いている」が最も多く42.6%となっています。次いで「フルタイムで働いている」が26.4%で、いずれの学年も27%前後となっています。

表25 就学児童(小学生)の母親の就労状況

		フルタイムで働いている	が、フルタイムで働いている	働いているパート・アルバイトなどで	働いているパート・アルバイトなどで	働いていないが、今は働いていない	これまで働いたことがない	不明・無回答
全体 (n=1,936)		26.4%	0.6%	42.6%	0.8%	23.6%	5.0%	1.1%
子供の学年別	1年生 (n=282)	26.2%	1.4%	35.8%	0.7%	30.9%	3.9%	1.1%
	2年生 (n=285)	26.3%	0.4%	35.4%	1.1%	30.2%	6.0%	0.7%
	3年生 (n=332)	26.2%	0.3%	41.9%	0.9%	25.3%	4.2%	1.2%
	4年生 (n=345)	27.0%	0.6%	46.4%	0.9%	17.7%	6.1%	1.4%
	5年生 (n=335)	26.6%	0.6%	51.0%	-	18.2%	3.6%	-
	6年生 (n=320)	27.2%	0.6%	42.5%	1.3%	20.3%	6.6%	1.6%
	不明・無回答 (n=37)	16.2%	-	43.2%	-	32.4%	-	8.1%

(2) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況を就学前児童のいる家庭にたずねたところ、母親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が最も多く41.8%で、父親では「育児休業を取らずに働いた」が最も多く87.6%となっています。

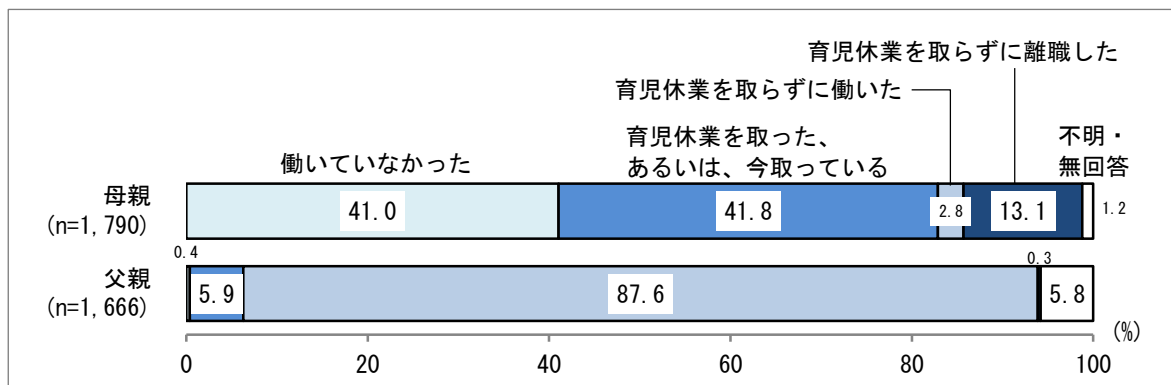


図26 育児休業の取得状況

(3) 平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用状況

平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用状況をたずねたところ、「認可保育園」が34.4%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間だけ利用)」が32.0%となっています。

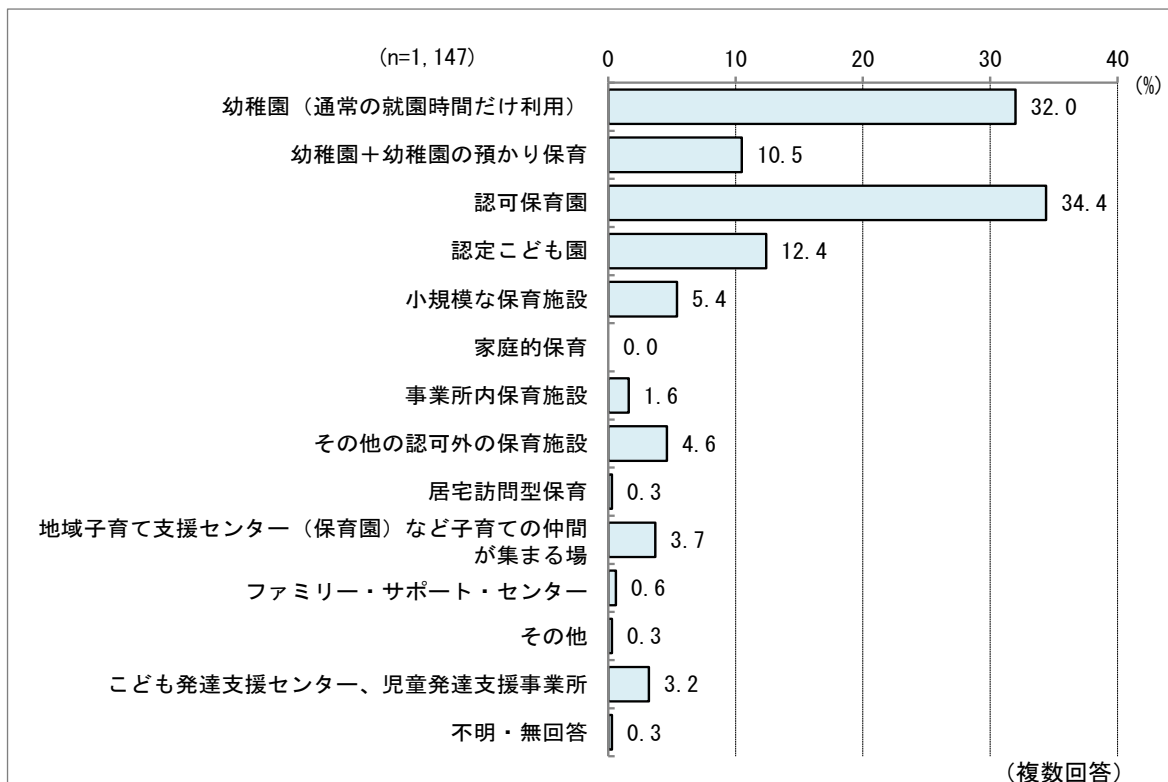


図27 平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用状況

(4) 平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用意向

平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用意向をたずねたところ、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が48.9%で最も多く、次いで「認可保育園」が46.7%、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」が36.3%となっています。

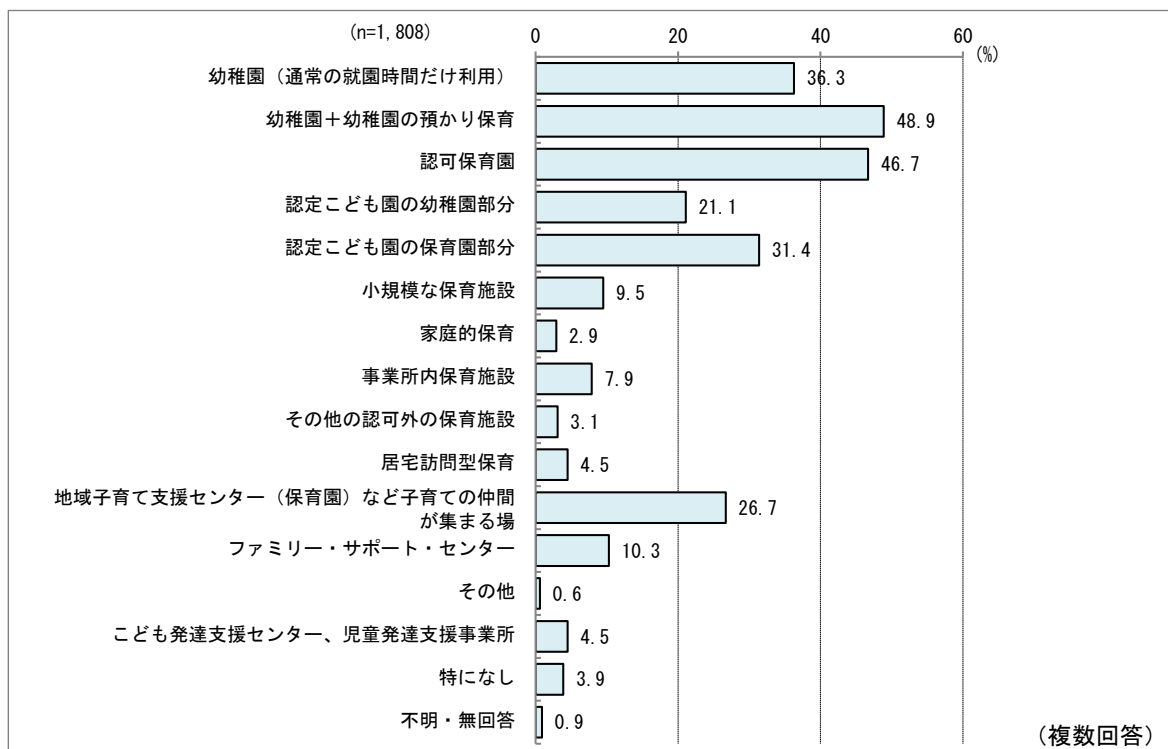


図28 平日の定期的な幼稚園や保育園などの利用意向

(5) 一時預かりなどの利用状況

保護者自身や配偶者の親の通院、不定期な仕事などを理由として、子供を預かるサービスを不定期に利用したかについて、就学前児童のいる家庭にたずねたところ、「利用していない」が最も多く81.5%となっています。

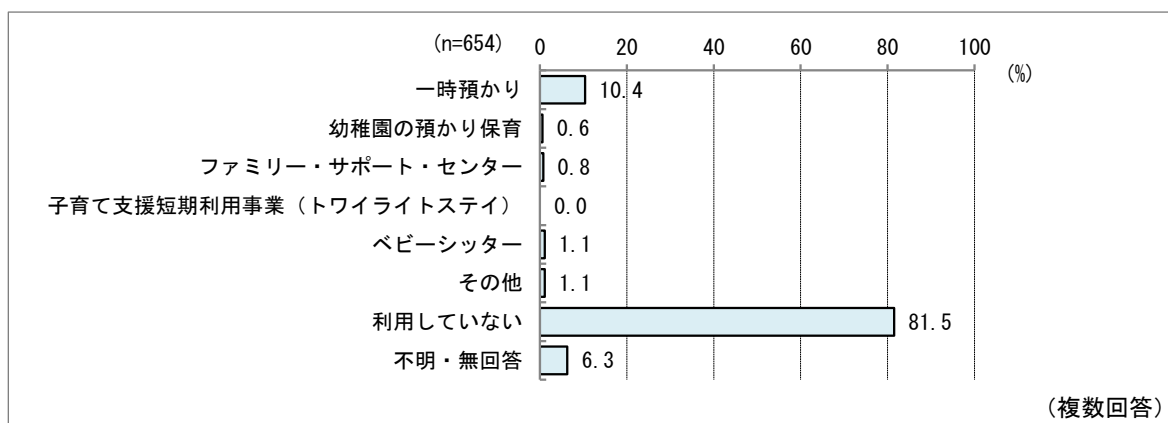


図29 一時預かりなどの利用状況

(6) 病児保育の利用希望

病児保育の利用希望について、就学前児童のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く53.1%で、母親の就労状況でみると、「できれば病気の子供のための保育施設などを利用したい」は“フルタイムで働いている”母親で51.0%と最も高くなっています。

表26 就学前児童のいる家庭における病児保育の利用状況

		利用したいと思わない	利用したいと思わない	不明・無回答
全体 (n=612)		44.3%	53.1%	2.6%
母親の就労状況別	フルタイムで働いている (n=355)	51.0%	46.5%	2.5%
	フルタイムで働いているが、今は休んでいる (n=42)	45.2%	52.4%	2.4%
	パート・アルバイトなどで働いている (n=161)	34.8%	62.7%	2.5%
	パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる (n=7)	14.3%	85.7%	-
	以前は働いていたが、今は働いていない (n=21)	33.3%	61.9%	4.8%
	これまで働いたことがない (n=2)	-	100.0%	-
	不明・無回答 (n=24)	29.2%	66.7%	4.2%

就学児童（小学生）のいる家庭では、「利用したいと思わない」が最も多く73.5%で、母親の就労状況でみると、「できれば病気の子供のための保育施設などを利用したい」は“フルタイムで働いている”母親で32.9%となっています。

表27 就学児童（小学生）のいる家庭における病児保育の利用状況

		利用したいと思わない	利用したいと思わない	不明・無回答
全体 (n=864)		22.3%	73.5%	4.2%
母親の就労状況別	フルタイムで働いている (n=337)	32.9%	63.5%	3.6%
	フルタイムで働いているが、今は休んでいる (n=4)	50.0%	50.0%	-
	パート・アルバイトなどで働いている (n=474)	15.2%	81.4%	3.4%
	パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる (n=8)	25.0%	62.5%	12.5%
	以前は働いていたが、今は働いていない (n=35)	14.3%	65.7%	20.0%
	これまで働いたことがない (n=2)	-	100.0%	-
	不明・無回答 (n=4)	25.0%	75.0%	-

(7) 留守家庭児童育成室の利用状況

留守家庭児童育成室の利用状況について、就学児童（小学生）のいる家庭にたずねたところ、「利用している」が26.3%、「利用していない」が72.4%となっています。さらに「利用していない」と答えた方に、今後、父母とも働く予定があるなどの理由で利用したいかをたずねたところ、「今後も利用しない」が59.9%を占めています。子供の学年別でみると、「利用したい」は2年生が9.1%で最も多くなっています。

表28 留守家庭児童育成室の利用状況

		利用している	利用していない			不明・無回答	
			利用したい	今後も利用しない	不明・無回答		
全体	(n=1,244)	26.3%	7.5%	59.9%	5.0%	1.4%	
子供の学年別	1年生	(n=282)	38.7%	8.9%	48.2%	3.2%	1.1%
	2年生	(n=285)	29.8%	9.1%	54.0%	5.6%	1.4%
	3年生	(n=332)	25.3%	7.5%	61.1%	5.4%	0.6%
	4年生	(n=345)	14.2%	4.9%	73.0%	5.5%	2.3%



(8) 子供の遊び場

地域の子供の遊び場について、日ごろ感じることをたずねたところ、就学前児童・就学児童（小学生）のいる家庭とも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く50%を超えています。

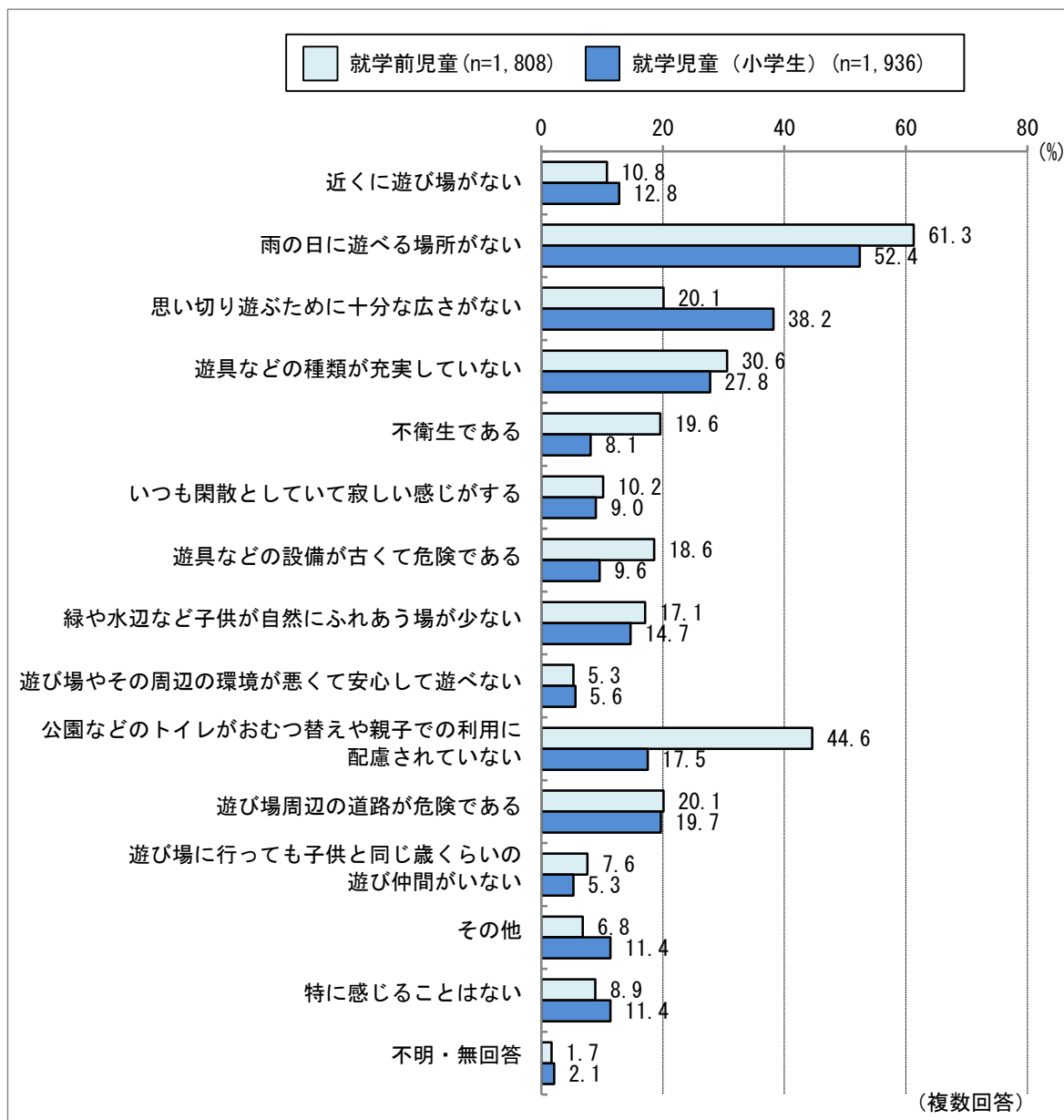


図30 子供の遊び場について日ごろ感じる事

(9) 子育てに対する意識

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと感じるかをたずねたところ、就学前児童のいる家庭では、「地域における子育て支援の充実」が49.4%で最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が39.2%となっています。就学児童（小学生）のいる家庭では「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が56.3%で最も多く、次いで「子供の教育環境」が43.7%となっています。

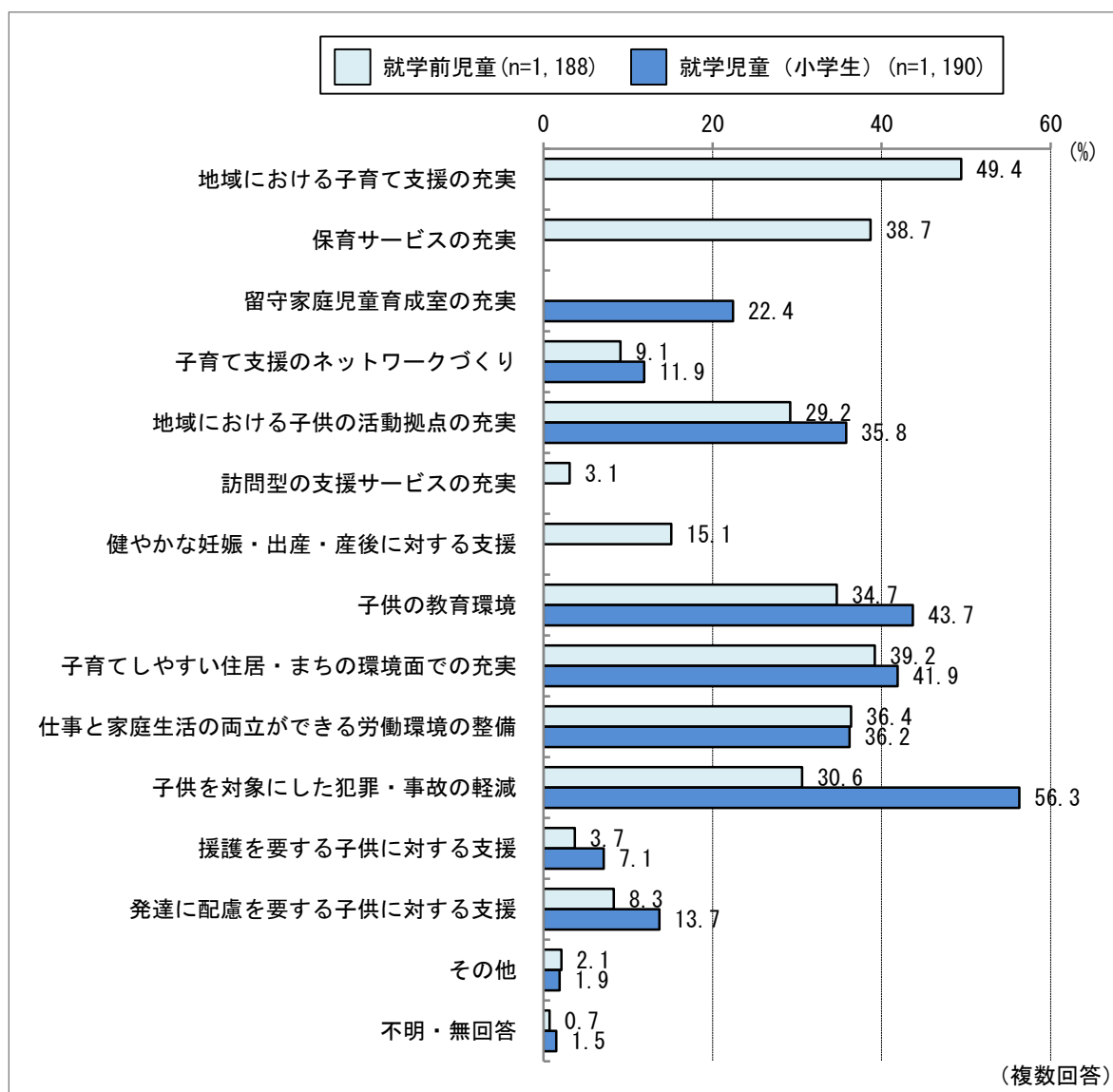


図31 子育てに対する有効な支援・対策

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策をたずねたところ、就学前児童のいる家庭では「地域における子育て支援の充実」が52.1%で最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が41.7%となっています。就学児童（小学生）のいる家庭では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が36.6%で最も多く、次いで「子供を対象にした犯罪・事故の軽減」が32.9%となっています。

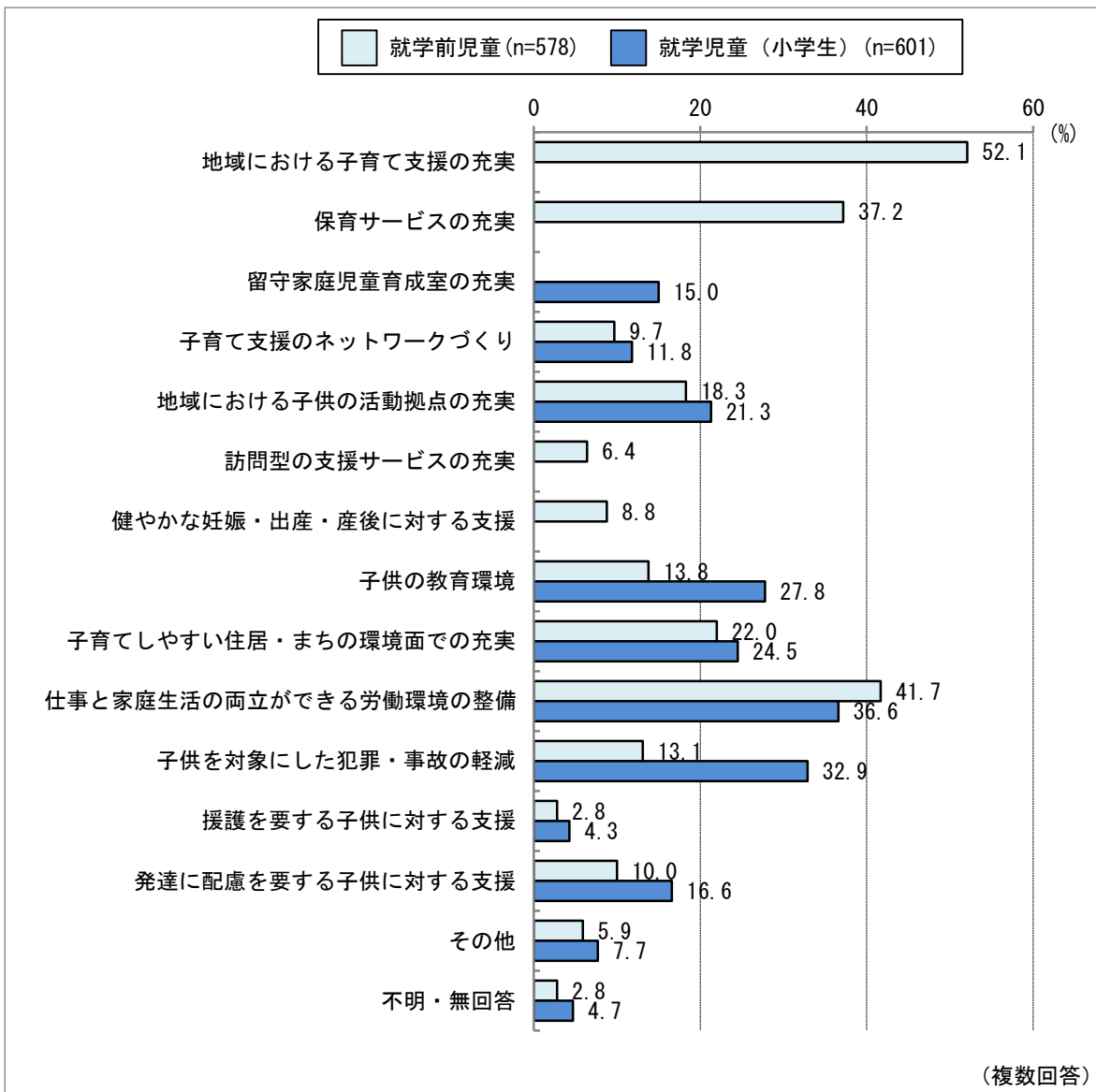


図32 子育てのつらさを解消するための必要な支援・対策

(10) 行政に対して希望すること

市役所などに対して、子育ての経験などからどのような子育て支援サービスを充実してほしいかをたずねたところ、就学前児童・就学児童（小学生）のいる家庭とも「小児救急等安心して子供が医療機関を利用できる体制を整備する」が最も多く、就学前児童は64.9%、就学児童（小学生）は50.2%となっています。次いで就学前児童のいる家庭では「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が63.1%、就学児童（小学生）のいる家庭では「育児休業給付などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が45.7%となっています。

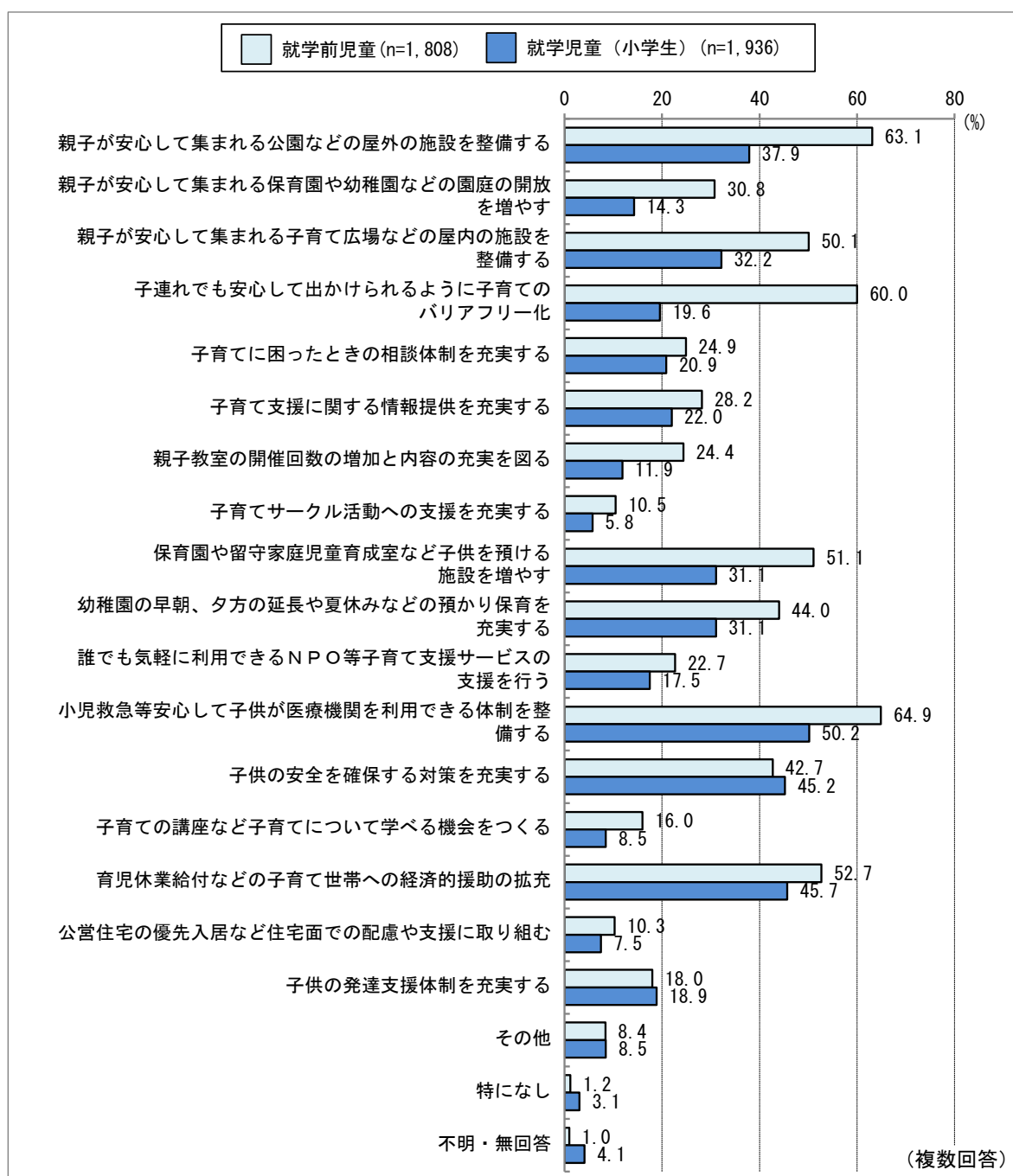


図33 充実してほしい子育て支援サービス

(11) 主な自由意見

ア 就学前児童（0～5歳）

846件（46.8%）【回答総数1,721件】

【1】子育てを支援する施設・機会の提供について

①文化・学習・子育て支援施設について
支援センター・児童館等の子育て支援施設を増やしてほしい、遠くて不便、地域に偏りがある
雨の日でも遊べる屋内施設を増やしてほしい
児童センター・児童館・図書館等の設備を改修してほしい、不衛生である、遊具を新しくしてほしい
子育て広場・児童センター・図書館等をよく利用している、とても有難い、助けられている
育児教室・親子教室・産後の教室を増やしてほしい、充実させてほしい
第2子以降もサービスを充実させてほしい、下の子がいても利用しやすくしてほしい
児童センター等の未就園児のクラブ・未就園児のサポートを充実させてほしい

②スポーツ・レジャー施設について
温水プール、水遊びができる場所がほしい
夏と冬に外で遊べる場所がほしい

③地域での交流・学習・イベントについて
地域で親同士の交流の場がほしい、悩みや情報を共有できる場がほしい
近隣での子供同士が交流できる・集える場がほしい
高齢者と子供の交流の場がほしい、大人や外国人と子供が交流できる場がほしい
先輩ママや年長者から話を聞ける場、知り合うきっかけがほしい
不要になったおもちゃや服等を寄付できる場があれば良い

④相談・情報提供の場について
子育て支援事業や地域の情報が届かない、わかりづらい、情報をわかりやすく提供してほしい
気軽に相談できる窓口を充実させてほしい
発達支援・療育に関する情報提供を充実させてほしい
育児相談を受けてとても助かった

【2】子供の教育や子育て支援について

①保育所（園）・認定こども園について
勤務形態（時短勤務・パートタイム・在宅ワーク等）や職種によって点数が違うことに不満、選考基準や点数制・システムを見直してほしい、パート・アルバイト・休職中・介護中でも入れるようにしてほしい
保育園（認可）・認定こども園の数を増やしてほしい、待機児童をなくしてほしい、希望する園に入れるようにしてほしい
小規模保育園の3歳児以降の受け皿を確保してほしい、小規模保育園ばかり増やさないでほしい
保育士の待遇・労働環境等を改善して保育の質の向上を図ってほしい、離職防止に努めてほしい、保育人材が不足している、離職率を公表してほしい
保育園がある地域に偏りがある、小学校区も視野に入れた保育園に入れるようにしてほしい
保育時間を延長してほしい、保育期間（土日、年末年始等）を増やしてほしい、保育園の一時預かりの枠を増やしてほしい、保育時間等もっと柔軟に対応してほしい
保育の質・保育人材の教育及び質の向上を図ってほしい
新しくマンション開発する際は保育園の確保もセットにする必要がある、子供が増えても保育園が不足している
保育園の設備を改善・改修してほしい、災害対策を強化してほしい
保育料が高い、高所得者の保育料が高すぎる、公平にしてほしい、補助を増やしてほしい
保育園に関する情報をわかりやすく公開してほしい、待機児童の情報を公開してほしい
育児休業明け・離職後に預け先が見つからず復職できない

②幼稚園について
幼稚園を増やしてほしい、希望する幼稚園に入れるようにしてほしい
幼稚園の預かり保育・延長保育を充実させてほしい、一時預かりの利用料が高い、土曜保育を充実させてほしい
幼稚園の質の向上・教員の質の向上を図ってほしい、幼稚園の体制に不満がある
幼稚園の設備を改善・改修してほしい
補助金が不公平にならないようにしてほしい、補助金制度を充実させてほしい
園庭開放を増やしてほしい、充実させてほしい
幼稚園が認定こども園になることを希望している
もっと公立幼稚園の良さをアピールしてほしい
補助金の支給があり助かっている
幼稚園が認定こども園になって入園できるか不安、兄弟枠を優先させてほしい

③学校について
小学校区を見直してほしい、再編成してほしい、選択制にしてほしい
学校設備を改善・改修してほしい
放課後の子供の居場所を充実させてほしい
集団登下校を実施してほしい、登下校時の安全対策について
小学校の方針に不安・不満がある（学級崩壊・不登校・いじめの対応等）
PTAや平日行事等の保護者負担を減らしてほしい、仕事と両立できるようにしてほしい
中学校も給食を実施してほしい
小学校の教育を充実させてほしい

④留守家庭児童育成室について
時間を延長してほしい、土曜日や長期休暇中も充実させてほしい
役員等保護者の負担を減らしてほしい
利用学年を6年生までに拡大してほしい
民営化を進めてほしい、民間の選択肢を増やしてほしい、民間を利用した場合の補助があれば良い
学童保育を増やしてほしい、質を落とさず定員増を希望する
指導員の質の向上を図ってほしい、人材確保を図ってほしい
指導員の待遇を改善してほしい

⑤その他子育て支援について
緊急時やリフレッシュしたい時の一時保育を充実させてほしい、一時保育の受け入れ枠の拡大・利用料の減額・手続きの簡素化等をして利用しやすいようにしてほしい
病児病後児施設を充実させてほしい、手続きを簡素化して利用しやすくしてほしい
発達支援・療育施設を充実させてほしい、療育施設に預けながら仕事ができる環境を整えてほしい
ファミリー・サポート・センター事業を充実させてほしい、援助会員を増やしてほしい、利用しやすくしてほしい
子供をもっと産みたいと思えるように保育支援の充実を図ってほしい
発達支援・療育施設を受けられて感謝している
仕事が休みの日や長期休暇中に預けられる施設がほしい
週に何日か定期的に預かってくれる施設がほしい、専業主婦でも預かってもらえる施設がほしい
ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業利用の補助がほしい
子育て支援に関わる様々な立場の方の待遇を改善し人員を増やしてほしい

⑥その他、教育観など
子育て世帯・出産・育児・子供に理解のある社会になってほしい
父親の育児・家事の参入を促進してほしい、父親の意識改革が必要である、父親の育児休業取得を義務化してほしい
吹田市独自の子育て支援を充実させてほしい、支援の中味を充実させてほしい
仕事と子育ての両立ができるように支援を充実させてほしい
両親の意識改革・教育が必要である
子育て環境には満足している
安心して子供を産み育てられる環境、たくさん子を持つことが美德となるような空気づくりをしてほしい

⑦教育・保育の無償化について
無償化よりも教育・保育施設の充実を図ってほしい、無償化の予算を保育の質の向上・保育人材の確保にあててほしい
無償化はとも助かる、早期に実施してほしい
0～2歳も無償化の対象にしてほしい、対象年齢を拡大してほしい
無償化は必要ない、全世帯対象は不公平である、不公平な制度だと思う
無償化よりも児童手当を拡充してほしい

【3】環境について

①公園について
遊具・設備を充実させてほしい、新しくしてほしい、砂場やトイレ等が汚い
ボール遊びができる、のびのび走り回れる広い公園がほしい
公園利用のマナーが悪い（喫煙・たばこやゴミのポイ捨て・犬の散歩等）、公園の灰皿を撤去してほしい
近くに公園がない、公園をもっと整備してほしい
幅広い年齢の子供達が遊べる公園がほしい、子供達が安全に遊べる公園がほしい
公園の環境を整備してほしい
駐車場・駐輪場を整備してほしい

②道路、交通、公共施設について
歩道・道路を整備してほしい（歩道が狭い・段差解消・急な坂道が多い・危険等）
自転車専用レーンを設けてほしい、自転車のマナーを啓発してほしい
横断歩道・信号機・歩道橋を整備してほしい
駅にエレベーターを整備してほしい、バリアフリー化してほしい
コミュニティバスの本数を増やしてほしい、阪急バスの増便等交通網を充実させてほしい、高齢者のバスを子連れも利用できるようにしてほしい
駐車場・駐輪場を整備してほしい

③防犯・防災・安全対策について
不審者情報が多い、パトロール・見守り隊を強化して防犯対策をしてほしい
街灯・防犯カメラを増やしてほしい
不審者がその後どうなったのか情報が知りたい

④まちの環境について
歩きタバコ・たばこやゴミのポイ捨て・犬の散歩のマナー等が悪い、カラスの対策をしてほしい、猫や鳥に餌を与えないように条例を作ってほしい
安心して子育てできるよう街の活性化や環境保全・開発を図ってほしい、人口を増やすだけでなく子育てしやすい環境を整備してほしい
キッズスペース・子供用品・子供と立ち寄れるカフェやフードコートが併設された店舗があれば良い
子育てしやすい環境だと思う、街の雰囲気は気に入っている
授乳室やおむつ替えスペースを整備してほしい

【4】保健・福祉について

①保健・医療について
医療費助成を拡充してほしい、無料にしてほしい
小児科が近くにない・不足している、夜間救急病院が市外にあるため不安、市民病院で救急を受け入れてほしい
産後のサポートや訪問・相談を充実させてほしい、産後サポートの職員の質の向上を図ってほしい
集団健診・保健師の質の向上を図ってほしい、発達支援に力を入れてほしい
集団健診が遠くて不便、待ち時間が長い、かかりつけ医で健診が受けられるようにしてほしい、土日も健診が受けられるようにしてほしい
インフルエンザ等の予防接種も助成してほしい
妊婦健診の助成を増やしてほしい
不妊治療・出産費用の助成を充実させてほしい、不育症にも目を向けてほしい

②福祉について
2人目以降の子育て支援を充実させてほしい、子供が複数いる家庭への経済的支援を充実させてほしい
子育て世帯への経済的支援を充実させてほしい、子育て世帯の貧困問題に取り組んでほしい
家事援助をしてほしい
児童手当を増やしてほしい
障がい児が途切れなく支援が受けられるように成人の障がい者施設やサービスを充実させてほしい
福祉に関しては市内より色々な情報が得られている
給付型の奨学金制度を設けてほしい
3世帯近居の場合何かしらの助成が受けられるようにしてほしい

【5】行政への要望・感想など

①就労支援
子育て中の母親が働きやすい職場環境（時短勤務・子供が病気の際の欠勤等）の整備を市からアプローチしてほしい、安定して働ける環境がほしい
母親が子育てで離職後に職場復帰・再就職できる環境を整備してほしい
父親が育児参加できるように有給休暇・ノー残業デーを企業に推奨してほしい

②行政への要望・感想など
市職員の対応が悪い、不親切である、市民の立場に立った親身な対応を心がけてほしい
市役所の設備や環境を子供連れで行きやすいように整備してほしい
市役所が遠い、行政機関がまとまっておらず不便、サービスに地域格差がある

イ 就学児童（小学生）

793件（41.0%）【回答総数1,442件】

【1】子育てを支援する施設・機会の提供について

①文化・学習・子育て支援施設について
支援センター・児童館等の子育て支援施設を増やしてほしい、遠くて不便、地域に偏りがある
児童センター・児童館・図書館は子供だけで通えるように校区に1つ設置してほしい
児童センター・児童館・図書館等の設備を改修してほしい、不衛生である、遊具を新しくしてほしい、図書館の本の数を増やしてほしい、図書館に自習スペースをつくってほしい
雨の日でも遊べる屋内施設を増やしてほしい
子育て広場・児童センター・図書館等をよく利用している、とても有難い、助けられている
平日だけでなく土日も子育て支援事業を実施してほしい

②スポーツ・レジャー施設について
市民プールの改修を早くしてほしい、プールの設備が古く利用料が高い
バスケットコート・サッカーコートがほしい、スポーツが思いきりできる施設がほしい
アスレチックの要素を含む体づくりの場がほしい
障がい者のためのスポーツ事業を充実させてほしい

③地域での交流・学習・イベントについて
子供食堂を開設してほしい
地域のつながりが希薄になってきている、地域の交流の場がほしい
地域ぐるみで子育ての頼り合いができる環境がほしい、子育て経験のある人が子育てをサポートできる仕組みがあれば良い
地域で放課後に勉強やスポーツができる場・地域の有志でできるネットワークづくりが必要

④相談・情報提供の場について
子育て支援事業や地域の情報が届かない、わかりづらい、情報をわかりやすく提供してほしい、SNS等を利用してほしい
発達支援・療育に関する情報提供を充実させてほしい
気軽に相談できる窓口を充実させてほしい

【2】子供の教育や子育て支援について

①保育所（園）・認定こども園について
保育園（認可）・認定こども園の数を増やしてほしい、待機児童をなくしてほしい、希望する園に入れるようにしてほしい
保育士の待遇・労働環境等を改善して保育の質の向上を図ってほしい、離職防止に努めてほしい、保育人材が不足している、離職率を公表してほしい
勤務形態（時短勤務・パートタイム・在宅ワーク等）や職種によって点数が違うことに不満、選考基準や点数制・システムを見直してほしい、パート・アルバイト・休職中・介護中でも入れるようにしてほしい
保育園の設備を改善・改修してほしい、災害対策を強化してほしい

②幼稚園について
幼稚園の預かり保育・延長保育を充実させてほしい、一時預かりの利用料が高い、土曜保育を充実させてほしい
公立幼稚園を3年保育にしてほしい
幼稚園を増やしてほしい、希望する幼稚園に入れるようにしてほしい、募集人数が少なすぎる
幼稚園の設備を改善・改修してほしい、防災対策をしてほしい

③学校について
学校設備を改善・改修・充実させてほしい、トイレを改修してほしい、校舎が老朽化している、駐輪場がなく不便
小学校・中学校の教育を充実させてほしい、英語教育を充実させてほしい
中学校も給食を実施してほしい、完全給食にしてほしい
学校や教員が発達障がいに対する理解・知識を深めてほしい、中学校での支援を充実させてほしい
放課後の子供の居場所を充実させてほしい、学校の校庭を開放してほしい
PTA や平日行事・参観等の保護者負担を減らしてほしい、仕事と両立できるようにしてほしい、学校によって行事・参観に差がある
小学校の1クラスの人数を調整してほしい、35人学級にしてほしい
太陽の広場の回数を増やしてほしい、雨の日も実施してほしい、校区によって開催回数に偏りがある、学習も教えてほしい、太陽の広場はよく利用している・有難い
小学校・中学校の方針に不安・不満がある（学級崩壊・不登校・いじめの対応等）
学校教員の質の向上を図ってほしい
教員の負担を減らしてほしい、教員の数が少ない、教員の待遇を改善してほしい
集団登下校を実施してほしい、登下校時の安全対策について
放課後学習の時間を増やしてほしい、勉強が遅れがちな子へのサポートを充実させてほしい
部活動に専任のコーチを付けてほしい、指導者を外部から呼んでほしい、部活動を縮小しないでほしい

④留守家庭児童育成室について
利用学年を6年生までに拡大してほしい、長期休暇中だけでも6年生まで受け入れてほしい、長期休暇中のみの受け入れを可能にしてほしい
時間を延長してほしい、土曜日や長期休暇中も充実させてほしい、長期休暇中の開室時間を早めてほしい
指導員の待遇・労働環境を改善してほしい
役員・保護者会等保護者の負担を減らしてほしい
施設・設備を改善してほしい、教室が狭い、スペースを確保してほしい
指導員の質の向上を図ってほしい、人材確保を図ってほしい、子供の人数に対して指導員が足りていない
民間委託には不安がある、民営化には反対である、民営化するなら質を担保してほしい
保護者が求職中や働いていなくても利用できる等柔軟な利用を認めてほしい、不定期に気軽に利用できるようにしてほしい、学童に入れなくても預かってくれる制度があれば良い

⑤その他子育て支援について
緊急時やリフレッシュしたい時の一時保育を充実させてほしい、一時保育の受け入れ枠の拡大・利用料の減額・手続きの簡素化等をして利用しやすいようにしてほしい
病児病後児施設を充実させてほしい、手続きを簡素化して利用しやすくしてほしい
小学生以上も利用できる病児病後児保育を充実させてほしい
発達支援・療育施設を充実させてほしい、療育施設に預けながら仕事ができる環境を整えてほしい
ファミリー・サポート・センター事業を充実させてほしい、周知してほしい、援助会員を増やしてほしい、利用しやすくしてほしい

⑥教育・保育の無償化について
無償化よりも教育・保育施設の充実を図ってほしい、無償化の予算を保育の質の向上・保育人材の確保にあててほしい
無償化の恩恵を受けない家庭には学童や高校の無償化を実施してほしい

【3】環境について

①公園について
ボール遊びや球技ができる、のびのび走り回れる広い公園がほしい、公園にバスケットゴールを設置してほしい
遊具・設備を充実させてほしい、新しくしてほしい、砂場やトイレ等が汚い、トイレの設置が少ない
公園の環境を整備してほしい、公園の防犯対策をしてほしい
近くに公園がない、公園をもっと整備してほしい

②道路、交通、公共施設について
歩道・道路を整備してほしい（歩道が狭い・段差解消・急な坂道が多い・危険・柵の設置等）、通学路の歩道を整備して安全を確保してほしい
自転車専用レーンを設けてほしい、自転車のマナーを啓発してほしい
コミュニティバスの本数を増やしてほしい、阪急バスの増便等交通網を充実させてほしい、高齢者のバスを子連れも利用できるようにしてほしい
横断歩道・信号機・歩道橋を整備してほしい

③防犯・防災・安全対策について
不審者情報が多い、パトロール・見守り隊を強化して防犯対策をしてほしい、防犯面では不安が多い
街灯・防犯カメラを増やしてほしい
地域での見守り等が充実している、地域で見守りの共通認識が持てれば良いと思う
地震で崩れそうなブロック塀等の定期的な点検・撤去を行ってほしい、通学路や遊び場に災害時危険がないか確認してほしい

④まちの環境について
安心して子育てできるよう街の活性化や環境保全・開発を図ってほしい、人口を増やすだけでなく子育てしやすい環境を整備してほしい
子育てしやすい環境だと思う、自然もあり街の雰囲気は気に入っている、住みやすい、子供が多いので友達環境は良い
歩きタバコ・たばこやゴミのポイ捨て・犬の散歩のマナー等が悪い、カラスの対策をしてほしい、猫や鳥に餌を与えないように条例を作ってほしい、ゴミ出しのマナーが悪い

【4】保健・福祉について

①保健・医療について
医療費助成を拡充してほしい、無料にしてほしい
小児科が近くにない・不足している、夜間救急病院が市外にあるため不安、市民病院で救急を受け入れてほしい
集団健診・保健師の質の向上を図ってほしい、発達支援に力を入れてほしい・充実させてほしい
医療費助成はありがたい、医療費助成の所得制限を撤廃してくれたのはありがたい
インフルエンザ等の予防接種も助成してほしい

②福祉について
学費・教育費・習い事にかかる費用を補助してほしい、私学の無償化
所得制限を設けないでほしい、不公平である
児童手当を増やしてほしい、児童手当は子供が小さいうちより大きくなったほうが必要
2人目以降の子育て支援を充実させてほしい、子供が複数いる家庭への経済的支援を充実させてほしい、子供の年齢が離れていると支援が受けられず不公平である
子育て世帯への経済的支援を充実させてほしい、子育て世帯の貧困問題に取り組んでほしい

【5】行政への要望・感想など

①就労支援
母親が子育てで離職後に職場復帰・再就職できる環境を整備してほしい
父親が育児参加できるように有給休暇・ノー残業デーを企業に推奨してほしい
子育て中の母親が働きやすい職場環境（時短勤務・子供が病気の際の欠勤等）の整備を市からアプローチしてほしい、安定して働ける環境がほしい

7 第1期事業計画における総括（平成27年度から平成30年度まで）

（1）教育・保育事業（幼稚園・保育所・認定こども園等）の確保の進捗状況

※「第4章 3 教育・保育の現状と確保方策」を参照（92ページ以降）

（2）地域子ども・子育て支援事業の確保の進捗状況

ア 利用者支援事業

（ア）実績

（単位：か所）

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域		0	3	4	4
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	0	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	0	0	1	1
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	0	2	2	2

※基本型：平成28年度からのびのび子育てプラザ（Cブロック）

特定型：平成29年度から保育幼稚園室（Bブロック）

母子保健型：平成28年度から保健センター（Aブロック）、保健センター南千里分館（Cブロック）

（イ）評価・課題

評価	課題
基本型1か所、特定型1か所、母子保健型2か所を設置する目標を達成し、保護者への子育て等に係る情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図りました。	保護者への適切な情報提供や支援が行えるよう情報収集等に努めるとともに、関係機関や関係部局との連携や情報交換を進め、吹田版ネウボラのさらなる充実を図っていく必要があります。また、「母子保健型」では、妊娠届出時における保健師等による妊婦への全数面接を実施し、特に妊娠期からの情報提供や相談支援に努めます。

イ 地域子育て支援拠点事業

(ア) 実績

(単位：人日)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	22,160	21,565	21,131	23,749
		提供量	117,372	117,372	117,372	124,801
	利用実績		124,602	124,801	127,842	118,142
a JR以南地域	計画	量の見込み	1,829	1,785	1,740	1,569
		提供量	6,980	6,980	6,980	8,245
	利用実績		9,235	8,245	7,941	1,294
b 片山・岸部地域	計画	量の見込み	3,304	3,219	3,156	2,338
		提供量	11,382	11,382	11,382	12,287
	利用実績		12,892	12,287	12,162	6,102
c 豊津・江坂・南吹田地域	計画	量の見込み	3,758	3,654	3,584	1,595
		提供量	6,373	6,373	6,373	8,383
	利用実績		7,783	8,383	8,972	6,900
d 千里山・佐井寺地域	計画	量の見込み	2,928	2,850	2,793	3,730
		提供量	10,702	10,702	10,702	19,601
	利用実績		19,033	19,601	20,837	17,414
e 山田・千里丘地域	計画	量の見込み	5,983	5,817	5,702	7,708
		提供量	60,449	60,449	60,449	40,503
	利用実績		39,693	40,503	40,737	42,396
f ニュータウン地域	計画	量の見込み	4,358	4,240	4,156	6,809
		提供量	21,486	21,486	21,486	35,782
	利用実績		35,966	35,782	37,193	44,036

(イ) 評価・課題

評価	課題
在宅での子育て中の親子を対象に、育児教室や子育て相談、サークル活動支援等を通じて、仲間づくりや子育ての悩みの軽減、虐待の予防につながる支援に努めました。	今後も現状の提供量を維持しながら、市民ニーズに注視し内容の充実に努めます。

ウ 妊婦健康診査

(ア) 実績

(単位：人、回)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
人数	量の見込み	2,937	2,875	2,828	3,282
	実績	3,493	3,462	3,235	3,173
回数	量の見込み	41,118	40,250	39,592	45,948
	実績	43,106	42,195	40,816	39,524

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>妊婦健診については平成21年度に公費回数を14回に、平成26年11月から公費負担上限を101,560円に拡充し実施しています。引き続き妊婦の健康管理や、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の実施に向け、協力医療機関と連携し、支援に努めます。</p>	<p>妊娠届出時の妊婦面接で、妊婦健診の定期受診の必要性を伝え、受診率の向上を図ります。また、未受診妊婦や飛び込み出産を未然に防ぐため、望まぬ妊娠等の相談窓口（妊娠SOS）の周知や、医療機関等との連携の強化を図り、支援の必要な妊産婦の把握に努めます。</p> <p>妊婦健診の公費助成額に関しては、妊婦の経済的負担を軽減するような検討が必要です。</p>

エ 乳児家庭全戸訪問事業

(ア) 実績

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
面接	量の見込み（人）	2,937	2,875	2,828	3,282
	実績（人）	1,972	1,948	1,844	1,810

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>民生・児童委員、主任児童委員等が各家庭を個別に訪問し、子育てに関する相談や情報提供、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握を行いました。また事業を通し、地域での見守りや子育てを支援することで、孤立を防ぎ虐待予防にもつながっています。</p>	<p>家庭訪問における面談率の向上と、家庭訪問時に不在の家庭へのフォロー方策について検討が必要です。</p>

オ 養育支援訪問事業

(ア) 実績

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
訪問	量の見込み	375	375	375	441
	実績	427	441	541	892

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>若年の妊産婦や産後うつ、虐待のおそれがあるなど、養育上の困難を抱える家庭や、乳幼児健診未受診児に対し、保健師が訪問を行い、継続的な支援を実施しています。</p> <p>平成28年度から妊娠届出時の妊婦の全数面接を実施しており、妊娠期から支援の必要な妊婦の早期把握と、妊娠期からの訪問の充実に努めています。</p> <p>また、子供の養育に不安を抱える家庭を育児支援家庭訪問員が訪問し、直接支援や助言を行うことで、育児ストレスの軽減やスキルの向上、虐待の未然防止が図られています。</p>	<p>産後ケア事業や産後家事支援事業など妊娠期から子育て期にかけて利用できる事業が増えてきており、必要な家庭に、適切な支援を導入できるよう、子育て支援事業等とも連携し、支援に努めます。</p> <p>支援を必要としている家庭を把握するため、関係機関との連携に努めるとともに、養育者の多様なニーズに対応していくため、育児支援家庭訪問員の専門性を高める必要があります。</p>

カ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(ア) 実績

(単位：回)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
代表者会議	1	1	1	1
実務者会議	24	24	24	28
個別ケース検討会議	124	128	130	130
講演会	1	1	1	1

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、児童虐待防止ネットワーク会議の事務局として関係機関と連携し、支援方針の検討や役割分担を行い、児童虐待の改善や重症化防止を図っています。また児童虐待防止推進月間の11月に講演会を開催するなど、啓発活動にも取り組んでいます。</p>	<p>児童虐待に関する相談件数は年々増加し、さらに様々な課題が複雑に絡み合っているため、児童虐待防止ネットワーク会議を通して関係機関との連携をより一層強化するとともに、専門職員の配置や研修を通して相談員のスキル向上を図るなど、相談体制の強化・見直しが必要です。</p>

キ 子育て短期支援事業

(ア) 実績

(単位：人日)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
ショート ステイ	量の見込み	50	50	50	50
	実績	39	51	66	40
トワイ ライト	量の見込み	0	0	0	0
	実績	2	0	0	0

(イ) 評価・課題

評価	課題
保護者の疾病や仕事などの緊急時だけでなく、レスパイトとしても利用希望があり、育児負担の軽減や虐待予防に寄与しています。	本事業の利用にあたっては施設の空き状況等によって、利用が困難なことがあるため、他のサービス利用等を含めた検討をする必要があります。

ク ファミリー・サポート・センター事業

(ア) 実績

(単位：人日)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
就学前 児童	量の見込み	—	—	3,571	3,169
	実績	3,339	3,169	2,956	2,913
就学 児童	量の見込み	2,380	2,380	2,380	1,695
	実績	2,047	1,695	1,313	1,135

(イ) 評価・課題

評価	課題
3年ごとの会員の更新を行うことで会員数は減少しましたが、広報活動を進め、出張による入会講習会を開催したことで、新規援助会員はわずかではありますが増加し、援助を希望する会員の依頼にはほぼ対応することができています。	積極的に広報活動を行うとともに引き続き出張での講習会を開催し、援助会員の拡大につなげます。また、入会后、早く援助活動が始められるように必須講座の受講方法等の検討を進めます。

ケ 一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園）

（ア）実績

（単位：人日）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	268,388	269,789	271,935	179,293
		提供量	114,600	171,900	272,601	172,704
	利用実績		14,608	15,776	17,623	16,841
a JR以南地域	計画	量の見込み	2,557	2,570	2,590	1,707
		提供量	1,100	1,650	2,569	1,645
	利用実績		1,055	1,177	1,483	1,197
b 片山・岸部地域	計画	量の見込み	53,938	54,220	54,651	36,032
		提供量	23,000	34,500	54,740	34,708
	利用実績		2,059	1,740	2,333	2,790
c 豊津・江坂・南吹田地域	計画	量の見込み	29,175	29,327	29,560	19,489
		提供量	12,500	18,750	29,625	18,773
	利用実績		2,934	3,857	3,384	2,528
d 千里山・佐井寺地域	計画	量の見込み	41,506	41,723	42,055	27,727
		提供量	17,700	26,550	42,126	26,708
	利用実績		3,084	3,519	3,200	3,436
e 山田・千里丘地域	計画	量の見込み	40,003	40,211	40,531	26,723
		提供量	17,100	25,650	40,698	25,741
	利用実績		3,927	3,848	5,299	4,417
f ニュータウン地域	計画	量の見込み	101,209	101,738	102,548	67,615
		提供量	43,200	64,800	102,816	65,129
	利用実績		1,549	1,635	1,924	2,473

■提供体制

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間の一時預かり実施日数（日）	100	150	235	229
実施箇所（か所）	17	19	19	19

（イ）評価・課題

評価	課題
公立幼稚園7か所、公立認定こども園9か所、私立認定こども園3か所で実施しました。本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。	多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、

一時預かり事業（幼稚園以外）

（ア）実績

（単位：人日）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	22,394	21,378	20,885	21,202
		提供量	14,213	15,303	18,083	12,718
	利用実績		9,162	8,869	9,830	10,607
a JR以南地域	計画	量の見込み	1,435	1,377	1,337	1,360
		提供量	1,041	1,041	1,041	1,368
	利用実績		908	880	1,096	1,030
b 片山・岸部地域	計画	量の見込み	3,870	3,695	3,618	3,671
		提供量	2,500	2,980	3,170	631
	利用実績		888	631	671	558
c 豊津・江坂・南吹田地域	計画	量の見込み	3,773	3,598	3,514	3,578
		提供量	1,884	2,134	2,745	2,777
	利用実績		1,593	1,696	2,635	3,516
d 千里山・佐井寺地域	計画	量の見込み	3,269	3,128	1,250	3,094
		提供量	1,250	1,250	2,050	1,853
	利用実績		1,213	1,053	1,240	1,109
e 山田・千里丘地域	計画	量の見込み	4,910	4,677	4,574	4,629
		提供量	4,410	4,770	4,770	2,110
	利用実績		1,399	1,510	1,450	930
f ニュータウン地域	計画	量の見込み	5,137	4,903	4,793	4,870
		提供量	3,128	3,128	4,298	3,979
	利用実績		3,161	3,099	2,738	3,464

■提供体制

（単位：か所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育所等	11	12	16	16

（イ）評価・課題

評価	課題
<p>のびのび子育てプラザでは、より多くの市民が利用できるよう予約受付時間の延長や予約方法等の見直し、新規の人が利用しやすいように工夫したことで利用者も増えています。</p> <p>本事業は、子育て世帯の就業支援及び育児負担の軽減等につながっています。</p>	<p>多様化する保育ニーズを受け、今後も本事業の重要性は一層高まるものと予想されます。さらに多くの市民が利用できるよう実施施設数を増やすなど、提供量を確保するため、引き続き事業の充実に努めます。</p>

コ 延長保育事業

(ア) 実績

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み (人)	3,511	3,524	3,519	3,765
		提供量 (人)	3,306	4,020	4,535	4,037
	実績	実績 (人)	3,675	3,504	3,213	3,441
		実績 (人日)	172,635	173,301	182,946	208,932
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	実績 (人日)	33,113	33,843	34,654	47,785
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	実績 (人日)	65,194	52,812	50,562	51,249
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	実績 (人日)	74,328	86,646	97,730	109,898

■ 延長時間ごとの施設数

(単位：か所)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
30分延長	7	7	7	19
1時間延長	39	39	41	41
2時間以上延長	4	4	4	2

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>保育所44か所・認定こども園10か所・小規模保育施設42か所の計96か所のうち、私立保育所10か所・私立認定こども園1か所・私立小規模保育施設8か所の計19か所で30分延長を、公立保育所16か所・公立認定こども園1か所・私立保育所16か所・私立認定こども園8か所の計41か所で1時間延長を、私立保育所2か所で2時間以上の延長保育を実施しました。</p>	<p>小規模保育施設については、利用人数が少なく、延長保育事業を実施しても経費に見合った補助金の受給が困難なことから、延長保育事業の実施に消極的な施設が多くあります。今後は、保育ニーズの実態を踏まえ、延長保育の実施を事業者に求めていく必要があります。</p>

サ 病児保育事業

病児・病後児対応型

(ア) 実績

(単位：人日)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	5,921	5,825	5,780	6,179
		提供量	3,600	4,800	6,000	6,500
	実績	利用実績	2,408	3,320	3,486	3,231
		定員	3,600	3,600	3,600	4,100
A JR以南地域、 片山・岸部地域	計画	量の見込み	1,279	1,258	1,248	1,557
		提供量	1,200	1,200	1,200	1,200
	実績	利用実績	0	0	0	0
		定員	0	0	0	0
B 豊津・江坂・ 南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	計画	量の見込み	2,078	2,045	2,029	1,990
		提供量	1,200	1,200	2,400	2,400
	実績	利用実績	852	1,213	1,328	1,258
		定員	1,200	1,200	1,200	1,200
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	計画	量の見込み	2,564	2,522	2,503	2,632
		提供量	1,200	2,400	2,400	2,900
	実績	利用実績	1,556	2,107	2,158	1,973
		定員	2,400	2,400	2,400	2,900

■提供体制

(単位：か所)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画		3	4	5	6
	実績		3	3	3	3
A JR以南地域、 片山・岸部地域	計画		1	1	1	1
	実績		0	0	0	0
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	計画		1	1	2	2
	実績		1	1	1	1
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	計画		1	2	2	3
	実績		2	2	2	2

(イ) 評価・課題

評価	課題
3か所（Bブロック1、Cブロック2）の施設で実施し、事業の周知も進み、利用者は年間3,000人を超えています。	市民ニーズの高まりを受け、平成31年1月に見直した子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和元年度中に新たに3か所を整備し、事業の拡充に努めます。

体調不良児対応型

(ア) 実績

(単位：人日)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	11,120	11,360	12,320	11,446
		提供量	5,360	5,600	6,800	6,800
	実績	利用実績	5,168	6,112	6,064	7,691
		定員	5,168	6,112	6,064	7,691
A JR以南地域、 片山・岸部地域	計画	量の見込み	3,631	3,631	3,631	2,736
		提供量	1,951	1,951	2,431	1,878
	実績	利用実績	1,607	2,040	2,362	1,634
		定員	1,607	2,040	2,362	1,634
B 豊津・江坂・ 南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	計画	量の見込み	2,902	2,902	3,382	3,834
		提供量	1,462	1,702	1,942	2,097
	実績	利用実績	1,742	2,083	1,990	3,229
		定員	1,742	2,083	1,990	3,229
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	計画	量の見込み	4,587	4,827	5,307	4,876
		提供量	1,947	1,947	2,427	2,432
	実績	利用実績	1,819	1,989	1,712	2,828
		定員	1,819	1,989	1,712	2,828

■提供体制

(単位：か所)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画		22	23	28	38
	実績		23	25	30	34
A JR以南地域、 片山・岸部地域	計画		8	8	10	11
	実績		8	8	8	8
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	計画		6	7	8	12
	実績		6	8	11	12
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	計画		8	8	10	15
	実績		9	9	11	14

(イ) 評価・課題

評価	課題
公立保育所16か所、公立認定こども園1か所、私立保育所10か所、私立認定こども園4か所、私立小規模保育施設3か所で実施しました。	看護師人材の確保が困難な状況にあり、また、確保後の育成についても効果的な方策を検討していく必要があります。

シ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

（ア）実績

（単位：人）

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
市全域	計画	量の見込み	3,394	3,440	3,685	4,145
		提供体制	2,329	2,379	3,236	3,655
	実績	利用実績	2,346	2,556	2,970	3,243
		定員	3,105	3,273	3,498	3,757
吹一	計画	量の見込み	76	77	72	76
		提供体制	49	50	59	64
	実績	利用実績	57	57	56	60
		定員	75	64	75	75
吹二	計画	量の見込み	112	113	96	99
		提供体制	77	78	80	84
	実績	利用実績	71	71	65	57
		定員	80	80	80	80
吹三	計画	量の見込み	166	168	147	149
		提供体制	105	107	126	129
	実績	利用実績	97	91	120	106
		定員	120	102	120	120
吹田東	計画	量の見込み	62	63	53	63
		提供体制	44	45	43	53
	実績	利用実績	42	34	46	52
		定員	80	80	80	80
吹田南	計画	量の見込み	103	105	131	157
		提供体制	73	75	119	144
	実績	利用実績	86	93	110	105
		定員	120	120	120	120
吹六	計画	量の見込み	44	45	57	70
		提供体制	35	36	50	60
	実績	利用実績	33	41	47	49
		定員	80	80	80	80
千一	計画	量の見込み	124	126	153	178
		提供体制	81	83	133	160
	実績	利用実績	79	97	112	121
		定員	80	105	120	120
千二	計画	量の見込み	146	147	154	169
		提供体制	94	96	135	147
	実績	利用実績	87	106	132	137
		定員	90	120	160	160
千三	計画	量の見込み	126	127	134	139
		提供体制	82	84	118	119
	実績	利用実績	92	103	102	111
		定員	120	120	112	120
千里新田	計画	量の見込み	81	82	98	101
		提供体制	52	53	85	90
	実績	利用実績	58	65	83	92
		定員	80	80	80	120
佐井寺	計画	量の見込み	64	64	71	78
		提供体制	40	40	63	71
	実績	利用実績	39	41	60	68
		定員	80	80	80	80

(単位：人)

			平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
東佐井寺	計画	量の見込み	93	94	82	89
		提供体制	67	68	69	73
	実績	利用実績	73	83	56	62
		定員	80	90	80	80
岸一	計画	量の見込み	33	33	44	50
		提供体制	21	22	39	46
	実績	利用実績	29	31	31	38
		定員	40	40	40	40
岸二	計画	量の見込み	74	75	100	127
		提供体制	56	57	91	114
	実績	利用実績	62	67	76	91
		定員	80	80	102	120
豊一	計画	量の見込み	197	199	208	223
		提供体制	133	135	180	197
	実績	利用実績	125	136	173	181
		定員	135	160	180	180
豊二	計画	量の見込み	100	102	100	120
		提供体制	72	74	88	106
	実績	利用実績	72	75	85	77
		定員	80	80	90	80
江坂大池	計画	量の見込み	32	33	49	56
		提供体制	23	24	46	51
	実績	利用実績	29	35	36	41
		定員	40	40	40	40
山手	計画	量の見込み	126	128	117	125
		提供体制	93	95	105	107
	実績	利用実績	88	100	93	102
		定員	120	120	102	102
片山	計画	量の見込み	108	109	113	127
		提供体制	68	69	96	115
	実績	利用実績	65	72	89	110
		定員	80	80	120	120
山一	計画	量の見込み	79	80	95	97
		提供体制	54	55	87	88
	実績	利用実績	54	65	68	62
		定員	80	80	80	80
山二	計画	量の見込み	92	94	106	114
		提供体制	66	68	96	100
	実績	利用実績	68	85	93	98
		定員	70	70	105	105
山三	計画	量の見込み	94	96	65	74
		提供体制	56	58	55	65
	実績	利用実績	39	42	53	69
		定員	80	80	80	80
山五	計画	量の見込み	44	45	64	72
		提供体制	31	32	59	64
	実績	利用実績	36	45	52	49
		定員	40	45	80	80
東山田	計画	量の見込み	152	154	187	236
		提供体制	111	113	169	215
	実績	利用実績	118	124	145	158
		定員	125	125	180	160

(単位：人)

		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
南山田	計画	量の見込み	234	237	244	266
		提供体制	165	168	214	231
	実績	利用実績	148	173	199	213
		定員	170	200	200	240
西山田	計画	量の見込み	46	46	58	69
		提供体制	34	34	50	63
	実績	利用実績	33	29	50	70
		定員	80	80	80	80
北山田	計画	量の見込み	138	140	116	127
		提供体制	93	95	96	106
	実績	利用実績	94	78	92	88
		定員	120	102	102	120
千里丘北	計画	量の見込み	43	43	82	111
		提供体制	31	31	68	102
	実績	利用実績	29	38	67	107
		定員	80	80	80	120
佐竹台	計画	量の見込み	80	82	137	157
		提供体制	62	64	130	145
	実績	利用実績	70	98	120	134
		定員	80	120	120	160
高野台	計画	量の見込み	12	12	11	11
		提供体制	44	45	40	49
	実績	利用実績	35	33	37	42
		定員	40	80	40	40
津雲台	計画	量の見込み	71	72	98	113
		提供体制	49	50	86	98
	実績	利用実績	48	57	80	101
		定員	80	80	80	115
古江台	計画	量の見込み	100	102	96	108
		提供体制	67	69	81	94
	実績	利用実績	70	56	73	83
		定員	80	80	80	80
藤白台	計画	量の見込み	100	101	101	114
		提供体制	69	70	90	103
	実績	利用実績	62	71	83	80
		定員	80	80	90	100
青山台	計画	量の見込み	62	62	31	35
		提供体制	42	43	23	28
	実績	利用実績	36	27	23	36
		定員	80	80	40	40
桃山台	計画	量の見込み	75	76	132	142
		提供体制	54	55	123	126
	実績	利用実績	71	86	112	134
		定員	80	90	120	160
千里たけみ	計画	量の見込み	73	75	54	65
		提供体制	48	50	50	56
	実績	利用実績	51	51	50	59
		定員	80	80	80	80

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>平成29年度から入室対象児童を4年生まで拡大しました。</p> <p>保育の担い手を確保するため、留守家庭児童育成室の運営業務委託を実施し、児童の健全育成を図りました。</p>	<p>想定を超える利用児童数の増加もあり施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、当分の間は4年生までの受入に専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することとしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。</p> <p>今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運営業務委託を着実に進めていく必要があります。</p>

<留守家庭児童育成室の運営業務委託>

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
千里丘北小	山三小、青山台小	千里たけみ小	佐井寺小、山五小、北山田小 藤白台小、桃山台小

ス 実費徴収に係る補足給付を行う事業

未実施

セ 多様な主体の参入促進事業

(ア) 実績

平成27年度から新規開設した私立小規模保育施設等を、園長経験のある保育士OBが巡回し、相談・助言を行いました。

(イ) 評価・課題

評価	課題
<p>保育内容や保護者対応等の相談・助言を通して、質の高い保育を提供することに寄与することができました。</p>	<p>引き続き質の高い保育を提供するため、今後も継続的な巡回を行っていく必要があります。</p>

(3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

ア 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

(ア) 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 事業者に各地域の状況を説明するとともに、制度に関する情報提供（メールや文書送付等）や相談を随時実施しました。これらの取組により私立保育所・幼稚園の認定こども園の移行を促進できました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園へ移行していない施設の課題及び把握と円滑な移行に向けた適切な支援を図っていく必要があります。 	保育幼稚園室

(イ) 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園への移行に関する整備補助金や移行にあたっての懸案事項の解決方策等について、定期的な事業者説明会の開催や担当職員の配置などを通じ周知、相談・助言を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園に移行する際の入り口部分だけでなく、移行後の懸案事項の具体的な解決に向けた助言ができる支援体制を構築します。 	保育幼稚園室

イ 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

(ア) 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもの受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園の認定こども園への移行により、2号認定子どもの受け入れ枠の確保を進めました。 ・ 私立幼稚園による小規模保育事業の実施により、3号認定子どもの受け入れ枠の確保ができました。これらの取組により待機児童数を削減できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園の認定こども園への移行は事務負担が増えるなどの理由からほとんど進んでいません。 ・ 認定こども園への移行の前段階として、長時間預かり保育の支援策などの活用を促し、2号認定子どもの受入れ環境を整えていく必要があります。 	保育幼稚園室

<待機児童数の推移>

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
待機児童数	90	230	124	55

（各年度4月1日現在）

(イ) 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実を図り長時間保育を促進し、認定こども園への移行にむけた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園で長期休業中を含めた幼稚園型一時預かり事業を実施し、長時間保育を進めてきました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園については、認定こども園を含めた新制度への移行促進を図っていく必要があります。 	保育幼稚園室

(ウ) 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘わらず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立幼稚園においては、北部と南部でバランスよく認定こども園化を進めてきました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園に長時間保育を実施する環境を整える必要があります。 	保育幼稚園室

ウ 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

(ア) 合同研修の実施

教育時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特徴を活かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な合同研修を行うなどの支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 既に認定こども園化している園と認定こども園化を予定している園が情報共有できる機会を持ちました。 保育所と幼稚園の園長や園長代理が課題となることを出し合い、認定こども園の教育・保育が高められるような研修を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園が徐々に増えてきたため、施設において実践研修を実施します。 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した質の高い教育・保育を目指した研修を行います。 	保育幼稚園室

(イ) 人的交流の促進

認定こども園では、保育士と幼稚園教諭がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 市立保育所と市立幼稚園の保育交流を実施しました。 保育士と幼稚園教諭が新しい認定こども園開園に向けて行事や保育の交流を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園化対象園の保育士と幼稚園教諭が保育や行事の交流などを通して、きめ細かに保育内容について検証することで、更なる質の向上を図ります。 保育所や幼稚園に対する研修を通じて、認定こども園の良さや課題を共有し、共に認定こども園の教育・保育について考える機会を持ちます。 	保育幼稚園室

(ウ) 人材の育成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 既に認定こども園化している園を中心に、研修を実施しました。 保育所や幼稚園の保育士・幼稚園教諭に対しては相互に研修を受けられるよう配慮しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や幼稚園の行事やシフトがあることにより互いの研修に参加しにくかったため、年間計画を早い時点で示し、研修参加の機会を増やし、人材育成に努めます。 	保育幼稚園室

(エ) 施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園長連絡会議を定期的開催し、運営状況や保育内容等の共有化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、園の運営責任者として資質を高めるため、研修の受講機会を確保するなどの支援が重要です。 	保育幼稚園室

工 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方と推進方策について

(ア) 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い教育・保育を提供できるよう、研修を実施する等、質の向上に努めました。 ・ 私立幼稚園の保護者に就園奨励費補助金等により、幼児の就園を促進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、研修の充実を図っていく必要があります。 ・ 子供の状況にあった教育・保育の選択ができるように、更なる保育の量の提供に努めます。 ・ 保育所保育指針や幼稚園教育要領などの主旨を踏まえ、教育・保育の質の向上を図ります。 	保育幼稚園室

(イ) 推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によって認定こども園又は保育所の整備で確保していきます。

一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では、3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。

両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所、小規模保育施設を新たに整備し、既存園を認定こども園に移行しました。 ・ 私立幼稚園で長時間保育を実施できるよう補助を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助を活用し、長時間保育を実施できる幼稚園を増やす必要があります。 	保育幼稚園室

<私立保育所整備施設数・小規模保育事業所整備施設数・認定こども園移行整備施設数> (単位：か所)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	計
私立保育所整備施設数	1	3	3	2	9
小規模保育事業所整備施設数	10	8	5	3	26
認定こども園移行整備施設数	6	4	6	1	18

注：各年度は整備を行った年度です。

(ウ) 私立施設と公立施設の配置

私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立保育所の民営化は地域バランスを考慮しながら進めることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も引き続き、保護者に対して丁寧な説明に努める必要があります。 	保育幼稚園室

(エ) 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子供たちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の点検評価について、学識経験者や地域の福祉関係者の意見を聞き、実施することができました。 ・ 施設の自己評価だけでなく、幼稚園関係者懇談会委員による外部からの意見を園の教育・保育に取り入れることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、保護者や地域の有識者などの意見を聴き、本市の教育・保育の充実に努める必要があります。 	保育幼稚園室

オ 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

(ア) 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない多様な子育て支援を行います。関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各担当所管で、妊婦や子育て中の保護者の相談に応じ、必要に応じて関係所管が連携し、切れ目ない支援の充実に努めました。 ・ 子育て支援に関する関係室課で構成した「吹田版ネウボラ連携会議」を開催し、連携を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「吹田版ネウボラ連携会議」を定期的に開催し、関係機関の連携を強化し、子育て支援や児童虐待の予防につなげていきます。 	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター

(イ) 利用者支援

多様な子育て需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では施設・事業類型が制度化されています。子供や保護者、妊娠している方が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において市が情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言などの利用者の支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への周知も拡がり来館や電話での相談も増加、相談内容も多岐にわたっています。（基本型） ・ 状況に応じて必要な機関と連携を取りながら支援を進めており、平成30年度は「吹田版ネウボラ連携会議」を開催するなど、連携の強化に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多岐にわたる相談に適切に対応できるように、情報収集に努めます。 ・ 関係機関との更なる連携の強化を進めます。 	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 保健センター

(ウ) 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子供を産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親同士が仲間づくりのできる交流の場を設けます。また、育児の負担感を和らげるため、子供を一時的に預かるなどの支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> それぞれの機関で育児教室や年齢別親子教室等を開催しました。 のびのび子育てプラザでは生後2か月からを対象とした教室の開催や出張で交流会を開催するなど、虐待の予防につながる支援に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に参加し仲間づくりや、子育ての相談ができる環境を充実し、多様なニーズに対応できるよう努めます。 身近な場所で必要な支援が受けられるように事業等の情報発信を図ります。 	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室

(エ) 一時預かり

幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯の就業支援及び育児負担軽減等につなぐことができました。 のびのび子育てプラザでは、より多くの市民が利用できるよう予約方法の見直し等を行い、新規の利用者の増加につながりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のニーズに対応できるよう、引き続き実施施設数の拡大を図ることが必要です。 	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室

<一時預かり実施施設数>

（単位：か所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
幼稚園	17	16	19	19
幼稚園以外	11	12	16	16

幼稚園：公立幼稚園、公立認定こども園、私立認定こども園

幼稚園以外：私立認定こども園、私立保育所、小規模保育施設、公立保育所、のびのび子育てプラザ、豊一児童センター、こども発達支援センター

(オ) 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、開室時間を延長するとともに6年生までの対象学年の拡大を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から対象学年を拡大し、4年生までの受け入れを開始できました。 障がい児の受け入れについては、平成30年度から対象を4年生からの継続の5年生までに、令和元年度から6年生に拡大しました。 一部の育成室で社会福祉法人等への運營業務委託を実施しました。 一部の育成室で開室時間の延長（午後7時まで）を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定を超える利用児童数の増加もあり、施設・指導員の確保や指導員の育成が困難となっており、4年生までの安定的な育成室運営を行いつつ、今後、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくことが必要です。そのためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運營業務委託を着実に進めていくことが重要です。 	放課後子ども育成課

<放課後児童クラブの実績>

(単位：校)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
運營業務委託実施施設数	1	3	4	9
開室時間延長施設数	1	3	4	9

カ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を卒園した児童が私立幼稚園への入園を選択しやすくなるため、入園料の補助等を実施しました。	・連携施設について、ほとんどの事業者が設定できていない状況を踏まえ、市全体として3歳児枠のさらなる確保に努める必要があります。	保育幼稚園室

キ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の連携についての基本的な考え方と推進方策について

(ア) 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して体験を積み重ね、一人一人の発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法が異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子供が対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・就学前の時期に小学校への接続を意識した保育内容を検討し、計画的に実践しています。 ・全市小学校統一見学を実施しており、子供達が小学校生活に期待感や安心感を持つことにつながっています。	・教育・保育内容の一層の相互理解を進め、小学校への接続を意識した教育・保育実践が必要です。	保育幼稚園室

(イ) 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに、連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・市立幼稚園・幼稚園型認定こども園では、各中学校ブロックで小学校中学校と交流や教育・研修に関する年間計画を立案しています。 ・各就学前施設と小学校教諭が就学する子供の引き継ぎの場を設け、全ての就学前の子供達が円滑に小学校教育に移行できる取組を行っています。	・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互連携推進体制の整備、就学する子供のよりきめ細やかな引き継ぎのあり方について検討する必要があります。	保育幼稚園室

(ウ) 保育士、幼稚園教諭と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none">市立幼稚園・幼稚園型認定こども園の新任教諭と小中学校の2年目の教諭が互いの幼稚園や小中学校の授業見学・保育体験を実施し交流ができています。園児と小学校児童の交流を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">相互のねらいや目的の共通理解と取組の発信により、更に就学前の子供への理解を深める必要があります。	保育幼稚園室

(エ) 合同研修

保育士、幼稚園教諭と小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設けます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none">保育士・幼稚園教諭・小学校教諭を対象とした、相互連携のための研修を実施しました。さらに各中学校ブロックでの参観や合同研修を実施しました。	<ul style="list-style-type: none">本市の実態に即した研修の実施を図っていく必要があります。	保育幼稚園室

(オ) カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none">中学校ブロックごとに作成する「幼小中一貫カリキュラム」の参考となる案をもとに、各中学校ブロックの幼小中一貫カリキュラムを作成しました。	<ul style="list-style-type: none">中学校ブロックごとの幼小中一貫カリキュラムを踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園と小中学校が連携を図りながら、教育・保育実践に取り組む必要があります。	保育幼稚園室

(4) 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

ア 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

(ア) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の条件に合った特定教育・保育施設などを探するための検索システム（子育て応援サイト「すくすく」）に新規施設を追加するなど、ホームページの情報を更新しました。 ・ スマートフォンにも対応した情報提供により、いつでも必要な情報を取得できる環境を整備し、円滑に教育・保育を利用できるよう支援に努めました。 ・ のびのび子育てプラザの利用者支援事業において、入園相談会の開催や、入園や就園に関する相談を受け、円滑な利用につなげるよう努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細やかな情報収集に努め、個別のニーズを把握して適切な施設や事業等を利用できるよう相談支援体制の充実が必要です。 	子育て支援課 のびのび子育てプラザ

(イ) 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備

計画的に、認定こども園または保育所や、3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所や小規模保育事業の整備、公立幼稚園の認定こども園への移行、幼稚園の保育対応型預かりなどにより、2・3号認定の定員枠を確保し待機児童の解消に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き待機児童の解消に努めるとともに、今後、就学前児童数の推移、要保育率の上昇や待機除外児童の受入などを考慮した取組を進めていくことが必要です。 	保育幼稚園室

<新たに確保した定員枠>

(単位：人)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
2・3号認定	260	647	727	237

イ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

(ア) 障がい児施策の充実等

a 早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期からの子育て相談を実施します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診では吹田市医師会と連携しながら、疾病の早期発見や、育児不安等の解消に努めました。 ・ 平成28年3月からは乳幼児健診において発達障がいに関する問診項目を導入し、発達障がいの早期発見・早期対応に努めました。 ・ のびのび子育てプラザの利用者支援事業の中で、発達に関する相談に応じ、状況によっては関係機関と連携を取ることで、早期対応に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達相談の希望者が年々増加し、相談の予約がタイムリーに取れない状況が続いています。発達障がいの早期発見のための健診関係者のスキルアップが必要です。引き続き相談対応の充実と他機関との連携を推進します。 	保健センター のびのび子育てプラザ

b 1歳6か月児健診事後指導事業

1歳6か月児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳6か月児健診等において、言葉が遅い等の発達の遅れ、もしくはその疑いがあるまたは支援が必要な児童とその保護者に対して、各種相談に応じるとともに、療育指導を行い、よりよい親子関係をつくり、安心して子育てができるよう援助することができました。 ・ 療育上の問題改善による児童虐待の予防、児童の健全育成にも役割を果たしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児が年々増加していることに加え、1歳6か月児健診だけでなく、乳児期から育児不安の強い保護者や3歳児健診事後指導が必要な児童も年々増えているため、新たな親子教室を開室する等、支援体制の整備が必要です。 	地域支援センター

<バンビ親子教室の実績>

(単位：組)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
在籍数	283	260	276	261

c 教育・保育上必要な支援

自閉症等の発達障がいを含む障がいのある子供については、障がいの状況に応じて、その可能性を伸ばし、自立して社会参加をするために必要な力を培うため、一人ひとりの発達に応じた適切な教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等の受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園・認定こども園への巡回相談・外来相談・訓練療育システムの推進を図り対応をすることで、発達・障がいに応じた適切な進路選択を支援できました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児（要配慮保育）が増加しており、支援体制のあり方を検討する必要があります。 ・ 公私立保育所、認定こども園、幼稚園の園児一人ひとりが、それぞれの発達に応じた適切な教育・保育の支援を受けられるよう、関係機関との連携を図る必要があります。 	保育幼稚園室 地域支援センター

<相談等の実績>

（単位：件）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
巡回相談	258	340	468	491
外来相談	864	994	1,162	1,222
外来訓練	428	1,694	1,927	2,017

d 職員の専門性の向上

障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育士等の研修を実施し、職員の専門性を高めることができました。 ・ こども発達支援センターでは外部講師やセンター内専門職による研修を実施し、また、日本LD学会、自閉症スペクトラム学会、人間発達基礎講座、てんかん学基礎講座等に参加し専門性を高めています。 ・ 留守家庭児童育成室指導員の研修では、こども発達支援センターの専門職や外部講師による児童の発達や障がいに関する研修会を実施し、専門性を高めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいが多様になっている状況に対応するため、今後も研修を実施し、より専門性の向上を図る必要があります。 	保育幼稚園室 地域支援センター 杉の子学園 わかたけ園

<職員研修の実績>

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
実施回数（回）	5	5	9	8
参加延人数（人）	608	788	668	844

e 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動等を積極的に行います。

放課後等デイサービスの提供増により、障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを支援します。

相談支援事業を実施し、障がい児支援利用計画・障がい福祉サービス利用計画を作成し、障がい児を支援します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な技術を持つ市民のサポートにより余暇支援教室（料理教室、ダンス等）をおこない、障がいのある児童の地域生活を支援しています。 ・ 放課後等デイサービスで質の高い療育を提供できるように、事業所等連絡会をもち、学習会や情報共有をして、支援を行いました。 ・ 地域生活を支援するボランティアの育成に関しては学習会等を実施しており、地域のサポーターとして、また、こども発達支援センター利用者のきょうだい見守りで活躍しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることが必要です。 ・ 障がい児の放課後の居場所づくり、仲間づくりを、事業所と連携しながら、支援することが必要です。 	地域支援センター

<余暇支援教室参加者数>

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
定員	31	29	29	-
参加延人数	134	115	115	-

<きょうだい見守りの実績>

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
登録者数	-	-	-	54
見守り児童数	-	-	-	1,268

(イ) 児童虐待防止対策の充実

a 関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組をさらに推進し、関係機関が連携を密に情報の共有と支援内容の共通認識を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、要支援児童や特定妊婦、居住実態が不明で児童の安否が確認できない等の児童虐待発生のリスクが高い家庭の把握に努め、母子・保健部門と児童福祉部門、教育部門が連携し対応の強化を図りながら、児童虐待の未然防止に積極的に取り組みます。さらに、相談体制の充実を図るため専門職を増員し、資質の向上を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・相談員のスキル向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図りました。 ・吹田市児童虐待防止ネットワーク会議を通して、関係機関が連携することで、相談体制の強化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正や国、府の動向を踏まえながら、専門職員の適正な配置や児童虐待の対応における相談員のスキル向上を図るなど、相談体制の強化に努める必要があります。 	家庭児童相談課

b 虐待の早期発見、早期対応への取組

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子・保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組を進め、養育支援を必要とする家庭を適切に支援することで、虐待の早期対応に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携し、情報の共有と支援内容の共通認識を図り、支援を必要とする児童の早期発見、早期対応を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子ども見守り家庭訪問事業や育児支援家庭訪問事業の充実を図り、虐待の発生予防、早期対応に努める必要があります。 	家庭児童相談課

c 親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化予防に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・親支援プログラムでは、トリプルP（前向き子育てプログラム）を年2コース実施し、受講後の参加者からのアンケートでは高い満足結果が得られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なプログラムを継続実施し、虐待の未然防止、重症化予防を図ることが必要です。 	家庭児童相談課

<トリプルP（前向き子育てプログラム）受講者数>

（単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
受講者	18	19	17	24

(ウ) ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において自立支援の取組の推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

a 就業支援

より良い就業に向けたプログラム策定事業、職業訓練等の実施・促進、就業機会創出のための支援等を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・就業支援専門員による就労相談においては、パート等で経済的に生活困難な方や未就労の方を対象にプログラム策定を行い、ハローワークでの就業支援事業に結びつけ安定した就労を確保できるよう支援を行いました。	・就労支援に関して、時代のニーズにあった講座・研修を行い、参加人数の大幅な増加を狙い、就労支援の強化を図る必要があります。	子育て給付課

<プログラム策定の実績>

(単位：件)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
プログラム策定	7	9	15	26
うち就労にむすびついた件数	6	6	13	11

b 子育て・生活支援

保育所等優先入所の推進、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・多様な子育て支援の充実を図り、ひとり親家庭等の日常生活全般を支援しています。	・必要な家庭に必要な支援が届くよう、関係機関と連携して取り組むことが重要です。	子育て給付課

c 養育費確保支援

母子・父子自立支援員による相談機能の充実、広報、啓発活動の推進、養育費相談支援センター、法律相談事業との連携等を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・養育費相談支援センター、法律相談事業との連携等を図り、支援を行いました。	・相談機能の充実、支援の強化を図っていきます。	子育て給付課

d 経済的支援

母子・父子・寡婦福祉資金の適正な貸付、児童扶養手当の適正な給付、ひとり親家庭医療費助成の実施を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度の適正な給付をはじめ、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の方が経済的に安定し自立できるよう支援を行いました。	・引き続き、適正な給付、助成の実施を行います。	子育て給付課

e 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・ひとり親家庭相談では、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供を行い、関係機関と連携することで必要な支援につなげています。	・専門的な相談員の連携により、必要な家庭に必要な支援が届く総合的、専門的な相談体制の構築に努めます。	子育て給付課

ウ 労働者の職業生活と家庭生活との両立を図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

(ア) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内の事業者への啓発に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
・地域経済振興室ではパートで働く方を対象とした社会保険セミナーや、市民を対象としたタイムマネジメントセミナーを実施し、男女共同参画センターでは育児休業中の人を対象とした職場復帰支援講座などを開催したほか、市内の事業所へ出向き、ワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした研修を実施しました。 ・男女共同参画センター啓発誌「ソフィア」で「家事シェア」の特集を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発・広報を行いました。	・多様な市民のニーズに社会情勢などを加味しながら、満足度の高い講座を企画・開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての啓発・支援を推進する必要があります。	男女共同参画センター 地域経済振興室

(イ) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育及び放課後児童健全育成事業、またファミリー・サポート・センター事業で仕事と子育ての両立を支援しました。 ・ JOBナビすいたマザーズコーナーへのパンフレット配架やホームページへのリンクの掲載を継続し、保育等の情報が得られる場所を確保しました。 ・ 子育て世代の再就職支援として「保育つき子育て世代就職応援セミナー」を実施し、仕事と子育ての両立支援や就職に際して活用できる就活メイク実践講座を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な働き方に対応した子育て支援を推進し、仕事と子育ての両立のための情報提供に努めます。 	のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 放課後子ども育成課 地域経済振興室

エ 地域子育て支援

(ア) 地域子育て支援センター

子育て家庭に対して育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設の一部開放などを保健センターや関係機関と連携しながら行います。

より身近な地域で子育て支援センターが広がるよう私立保育所に対して助成を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センターと連携しながら、支援の必要な親子を育児教室等や関係機関につなげ、継続的に支援できるよう努めた。さらに、育児不安や負担感の大きい保護者には、個別に育児相談や支援を行い、虐待予防にもつながっています。 ・ 地域担当の保育士が、保健センターのすくすく赤ちゃんクラブや子育てサロン等に出務し、保護者の相談に応じることで支援の充実に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに不安や負担を感じている保護者も増えており、0歳児育児教室や赤ちゃん会など早期の支援の充実が必要です。今後も、関係機関との連携を丁寧に進め、地域で情報や手立てを共有しながら、きめ細かな支援を行うことが重要です。 	子育て支援課 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室

(イ) 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子供たちが、安心していつでも利用できる子供の拠点施設として地域住民との協働により取組を進めていきます。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて、あそびや交流の場を提供し、仲間づくりを進めます。

行事やあそび、図書の貸出しなど、さまざまな取組や活動を通じて、創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教室、行事ボランティアを招いたイベント、独自行事の実施、日々の自由遊び（ゲームの貸出、卓球、一輪車等）、図書の貸出等、様々な企画、運営の工夫等により、多くの児童が利用しており、地域に根ざした施設として定着しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちが創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として、また、子育て支援、交流の場として、今後も充実を図っていく必要があります。 ・ 施設の老朽化が進んでいるため、今後も現在と同様の運営を維持していくためには、計画的な施設改修・修繕が必要です。 	子育て支援課

（ウ）子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域で乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を提供することにより、子育ての負担感の軽減と子育ての仲間づくりにつながっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの子育て中の親子に利用していただけるよう新規の利用世帯数増につながる取組や事業成果の的確な把握が必要です。 	子育て支援課

オ 母子保健

（ア）妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めていきます。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などにつなげながら、支援を継続します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や新生児（未熟児を含む）に対し、保健師や助産師が訪問指導を行い、育児不安の軽減や虐待の発生予防を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、妊娠届出や産婦人科医療機関等との連携を図り、支援の必要な妊産婦の把握に努めることが重要です。 ・ 妊娠中や産後のきめ細やかな支援を提供し、妊娠・出産・子育てをとおした切れ目ない支援の強化を図ることが必要です。 	保健センター

（イ）乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に発育・発達・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするとともに、保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については児童部等関係機関と連携しながら、全数把握に努めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 各乳幼児健診の受診率は高い状態を維持できています。 健診未受診者に対しては大阪府の「未受診児対応ガイドライン」に基づき、関係機関と連携しながら、未受診児の全数把握に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 養育状況を的確に聞き取る問診スキルや、子育ての困難さや不安、負担感を感じる保護者に寄り添い、適切な助言や支援につなぐ保健指導スキルなど、健診関係者の力量アップが必要です。 	保健センター

（ウ）その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などとおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士が育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦（両親教室）、すくすく赤ちゃんクラブ、離乳食講習会等の母子保健事業において、継続して育児等の相談に応じることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中や産後早期の支援体制を整備し、子育て期まで切れ目ない支援できるよう、子育て支援事業等とも引き続き連携することが必要です。 	保健センター

カ 放課後子ども総合プラン

国の放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）と放課後子供教室（太陽の広場）の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室（太陽の広場）開催時に共通のプログラムに参加できる一体型として実施することを目指しています。

本市では、既に両事業を同一小学校内で行い、放課後子供教室（太陽の広場）の活動プログラムに放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の児童も分け隔てなく参加できる一体型の内容を取り入れていますので、今後さらに連携が深まるよう、共通のプログラムの充実を図っていきます。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう、同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の計画的な整備を進めます。

（ア）放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の令和元年に達成されるべき目標事業量

全市立小学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年を年次的に拡大することとします。平成29年度に4年生まで、平成30年度に5年生まで、令和元年度に6年生までを対象とします。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の担い手を確保するため、一部の留守家庭児童育成室の社会福祉法人等への運營業務委託を実施し、直営・委託をあわせ市内全36小学校で留守家庭児童育成室を開設し、児童の健全育成を図りました。 ・ 平成29年度より対象学年を4年生まで拡大しニーズに応えるよう努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定を超える利用児童数の増加もあり、年度当初に待機児童が生じた年がありました。 ・ 施設・指導員の人材確保や育成が困難となっているため、事業計画を見直し、当分の間は4年生までの受入に専念し、5年生・6年生までの拡大は延期することとしました。高学年の放課後の居場所について、総合的な検討が必要です。 ・ 今後安定的な育成室運営を行いつつ、対象学年の更なる拡大や開室時間の延長等の社会的ニーズに対応していくためには、施設整備・指導員確保に努めると同時に、民間事業者への運營業務委託を着実に進めていくことが必要です。 	放課後子ども育成課

（イ）放課後子供教室（太陽の広場）の令和元年度までの整備計画

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供する放課後子供教室（太陽の広場）は、「地域の子供は地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業を運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子供に関わる地域の諸団体の方々の協力を得ながら、これまで全ての小学校内で実施してきました。

一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。

それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら整備を進めます。現時点では、施設確保の状況や実施回数に差が生じているため、今後は各地域の実情に応じた方法により、全市的なレベルアップを目指します。

また、平成27年4月開校の千里丘北小学校においてもできるだけ早期に実施できるよう整備を進めます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の実情に合せた開催方法により市内全36小学校で実施しました。 ・ 従来の運動場での自由遊びと宿題の見守りの他、地域の方が講師となり、読み聞かせや工作など様々な体験活動の場を提供する「活動プログラム」を平成28年度より開催したことにより活動内容が充実しました。 ・ 平成30年度は不審者事件により3校が中止となり開催回数が減少したが、令和元年度より保護者等の送迎を条件に再開することができました。 ・ 水曜日以外でも参観日や懇談日など保護者等のニーズの高い日に開催する新たな取り組みを始めました。 ・ 放課後の安心・安全な子供の居場所の提供及び幅広い地域住民等の参画を得て、地域コミュニティの形成に寄与することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の放課後子ども総合プランに掲げる目標は一定満たしており、地域の理解により、実施予定回数は増えていますが、児童数の多い学校では、空き教室の確保ができず、雨天時などは中止となることがあります。安定的・継続的な実施のため、見守りボランティアと活動場所の確保、地域人材の発掘を行う必要があります。 	青少年室

<放課後子供教室の実施状況>

(単位：回)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
放課後子供教室（太陽の広場）実施回数	1,729	1,823	1,798	1,527
活動プログラム実施数	-	114	133	134

(ウ) 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の令和元年度に達成されるべき目標事業量

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
市内全36小学校で、一体型として留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で実施しており、両事業の児童が参加する共通プログラムや合同避難訓練を実施することができました。	今後も継続的に、全ての児童の安心・安全な居場所の確保及び様々な体験活動の場を提供できるように、地域の人材確保や一時利用も含めた活動場所の確保が必要です。	放課後子ども育成課 青少年室

<数値目標：全36小学校>

(単位：校)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
留守家庭児童育成室	36	36	36	36
太陽の広場	36	36	36	36
一体型実施	36	36	36	36

(エ) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう運営委員会を設置し、共通プログラムや本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
各広場で留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校管理職、青少年室の4者による連絡会議で、活動プログラムの企画、実施内容の打合せや、留守家庭児童育成室の行事などの情報交換などを行ない、両事業の連携に取り組みました。	各広場で定期的に連絡会議を開催し、避難訓練の実施や体験活動を提供する「活動プログラム」への参加等、さらに連携を強化する必要があります。	放課後子ども育成課 青少年室

(オ) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）への活用に関する具体的な方策

小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室と太陽の広場の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育には使用していない施設の一時借用を推進するよう、こども部と教育委員会事務局による学校施設の活用方策を検討する会議を設けます。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
児童数が増加傾向にあり、教室数に余裕のない小学校も生じてきているため、そのような学校では普通教室と留守家庭児童育成室の確保を共通課題とし、関係部局が連携して検討を進めました。	在籍児童が増加傾向にあり、余裕教室を見出すこと自体難しい学校が増えており、活動場所の確保が両事業の共通した課題となっています。	放課後子ども育成課 青少年室

(カ) 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（太陽の広場）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

関係者の密接な連携を図りながら、本市における放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、こども部、教育委員会事務局、学校、地域教育協議会、保護者等を構成員とする運営委員会を設置します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童を対象とする事業について一元化するため、平成28年4月1日より組織改正により留守家庭児童育成室を所管する放課後子ども育成課を教育委員会に移管しています。 放課後子ども育成課、青少年室、留守家庭児童育成室指導員、太陽の広場スタッフ、学校長、地域教育協議会、保護者等を構成員とする「吹田市放課後子ども総合プラン運営会議」を2回実施し、本市の実情に応じた効果的で計画的な「放課後子ども総合プラン」の推進方策について検討しました。 	各広場が地域の実情に合せた実施方法で、留守家庭児童育成室と太陽の広場の連携を更に進めて、一体型による運営を推進していくことが必要です。	放課後子ども育成課 青少年室

(キ) 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開室時間の延長に係る取組

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

実施状況（成果）	今後の課題	担当室課
社会福祉法人等へ運營業務委託を実施した育成室については、開室時間を午後7時まで延長しました。（9育成室）。	保育に必要な指導員の確保が困難となる中、すべての育成室で開室時間の延長を実施するためには、民間事業者への運營業務委託を着実に進め、安定的な人員体制の構築に努めることが必要です。	放課後子ども育成課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画では、『子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田』を基本理念に据え、この理念のもと、すべての子供の育ちを尊重し、「子供を産み育てること」が喜びや生きがいとなるよう、家庭、地域、事業者、関係団体・機関、行政が協働して、子育て環境を整え、みんなが明るく笑顔で暮らせるまち吹田をめざし、各種施策に取り組んできました。

第1期計画における取組の連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この理念を継承することとします。

■計画の基本理念

子どもの笑顔があふれ子育てしたくなるまち吹田

2 基本的な視点

(1) 子供の権利の尊重

「児童の権利条約」では、子供を保護の対象としてだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、「子供の最善の利益」の保障を求めています。しかし、児童虐待は依然増加し、子供の貧困の社会問題化など、子供の人権が守られる状況には必ずしもなっていません。

すべての子供が、家庭の状況、障がいの有無、発達状況や社会への適応能力の違いにより、差別されることなく、生命と人権が尊重され、健やかに成長することが保障されなければなりません。子供の権利が尊重される社会は、すべての人の人権が尊重される社会です。

子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重され、子供たちが将来に夢をもち、健やかに成長できるまちづくりを進めます。

(2) すべての子育て家庭への支援

児童福祉法では、保育所は「保護者の就労等で保育に欠ける家庭の仕事と子育ての両立支援」に加え、「地域の住民に対して情報の提供を行い、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない」と規定し、すべての子育て家庭を対象とした保育サービスの普遍化が図られ、相談体制の強化等、子育て支援に関する市町村の役割が一層重視されています。また、子ども・子育て支援法では、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることが求められています。

本市では、妊娠・出産・子育てを通した切れ目ない支援体制として「吹田版ネウボラ」の推進を図っており、子育てをするすべての家庭が、孤独感や不安感・負担感がなく、心身ともにゆとりをもって幸せに子育てができるような生活環境を一層充実していきます。

(3) 社会全体で支援する子育て・子育て

子供は親や家庭・学校・地域との関わりの中で育ちます。また、親と一緒に子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者が身近にいることで安心して子育てができるようになります。そのためにも「子育て・子育て」を応援する人材の確保が重要な課題のひとつです。

人は、人と出会い、つながり、自他ともに認められ、自信をもつことで、本来もつ力を発揮して、自ら、ふりかかってくる問題や課題を解決するようになります。

地域での人と人との出会いを大切にして、「子育て・子育て」を応援する人材を育成し、市民、事業者、関係団体・機関、行政との協働で、社会全体で「子育て・子育て」を支援する基盤の強化を図ります。

3 基本目標

(1) 子供の健やかな成長を促す質の高い幼児期の教育・保育を提供する

次代を担う本市の子供たちが生きる力と豊かな心を育み、また家庭を築き子供を産み育てることの意義と喜びに理解を深めることができるよう、幼児期の学校教育・保育環境の充実を図ります。また、子供の成長段階や家庭環境、障がいの有無など個々の状況に応じた支援を行うことで、子供たちの最善の利益（児童の人権の尊重及び確保）の実現に向けた取組を推進します。

引き続き、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ質の良い「認定こども園」の普及を進めます。

(2) 地域の子育て機能を強化し、こころ豊かな子供を育てる

地域の子育て機能の強化を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域社会が一体となった子育て支援を推進します。

また、地域の支え合いのネットワークの中で、子供の育ちや親の子育てを見守ることで、児童虐待防止を図るなど、地域全体でこころ豊かな子供を育みます。

(3) 幼児期の学校教育・保育を質・量の両面で充実する

保護者の就労や経済状況、子供の発達の違いなどに関係なく、個々の特性に適した幼児期の学校教育・保育を提供できるよう、幼稚園や保育所等について質・量の両面で充実を図るとともに、放課後児童対策の充実や認定こども園をはじめ幼稚園・保育所・小学校間の連携強化などに取り組みます。

また、男女とも個々の能力を発揮できる社会になり、子供が生まれても働き続けることができる環境が整備されてきたため、保育需要は高く、保育所不足は続いています。引き続き、待機児童解消のため、質の良い保育を提供する施設を整備して、保育の受け入れ人数を増やします。

第4章 計画の目標値等

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域を定め、当該区域ごとに教育・保育^{※1}及び地域子ども・子育て支援事業^{※2}の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

※1 教育・保育

ア 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

※2 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業など

【子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針から関係部分を整理】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とする。
- ・地域別保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて認定区分または地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能。

子ども・子育て支援法や基本指針の規定、市の施設整備の状況や利用実態を踏まえ、区域設定に当たっては、次の視点により検討しました。

- (1) 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと。
- (2) 現在の教育・保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に施設を整備できること。
- (3) 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること。
- (4) 今後の待機児童数等の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすいこと。
- (5) 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと。
- (6) 教育・保育の提供については、できる限り区域内での確保を原則とするが、困難な場合は隣接区域での確保を可能とすること。

本市では、教育・保育提供区域を以下のとおり設定し、各認定区分・年齢ごとに「量の見込み」及びそれに対する「提供体制の確保方策」を策定しました。

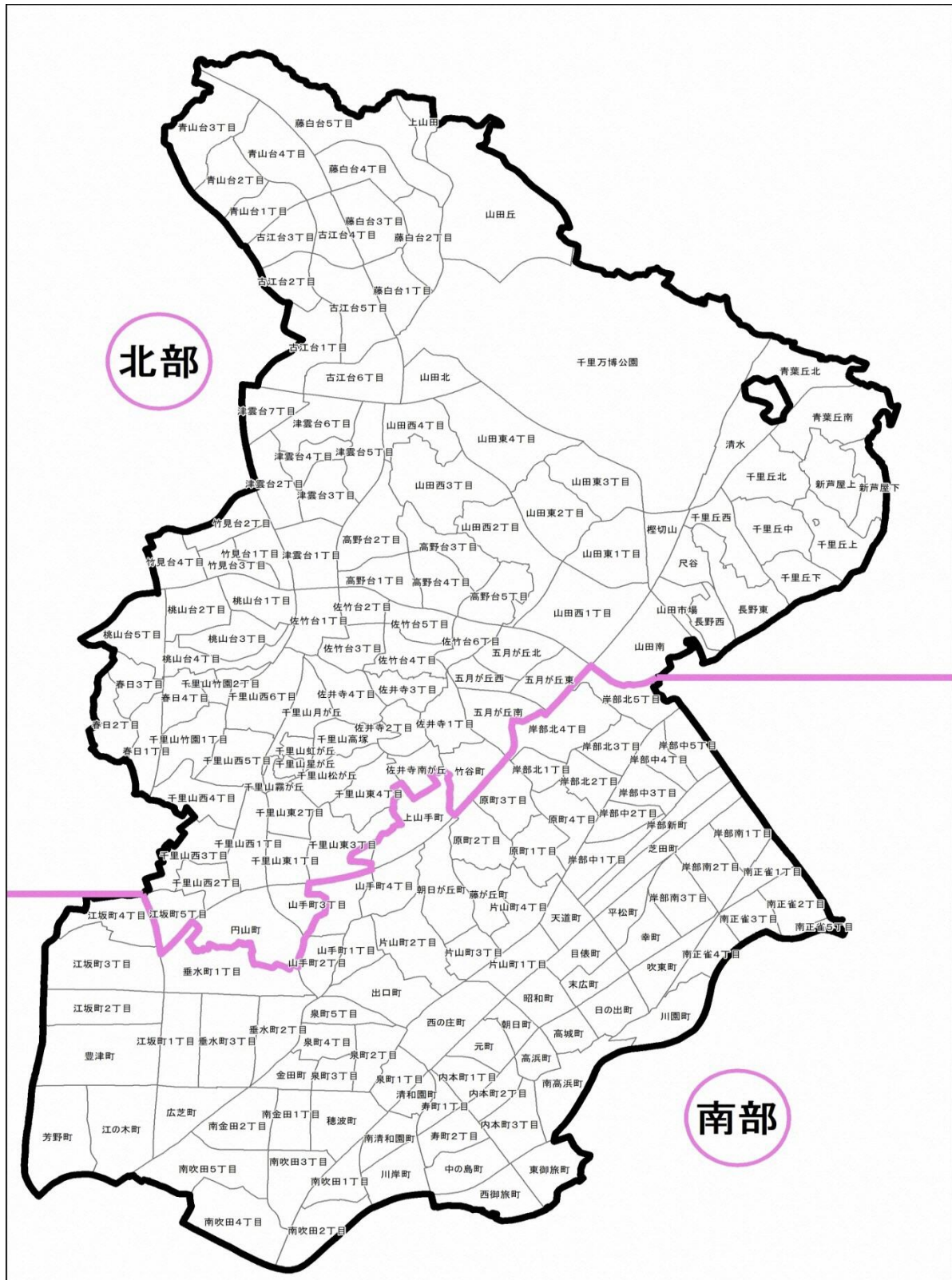
教育・保育		設定区域数
教育（1号認定）		3
保育（2号・3号認定）		3

地域子ども・子育て支援事業		設定区域数
利用者支援事業	（基本型・特定型）	1
	（母子保健型）	2
地域子育て支援拠点事業		6
妊婦健康診査		1
乳児家庭全戸訪問事業		1
養育支援訪問事業等		1
子育て短期支援事業		1
ファミリー・サポート・センター事業		1
一時預かり事業（幼稚園型）（幼稚園型以外）		6
延長保育事業		3
病児保育事業		3
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		36
実費徴収に係る補足給付を行う事業		1
多様な主体の参入促進事業		1

区域数	ブロック名	地域
1区域	—	吹田市全域
2区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域
3区域	A	J R以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域
6区域	a	J R以南地域
	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域
	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域
	f	ニュータウン地域
36区域	—	小学校区

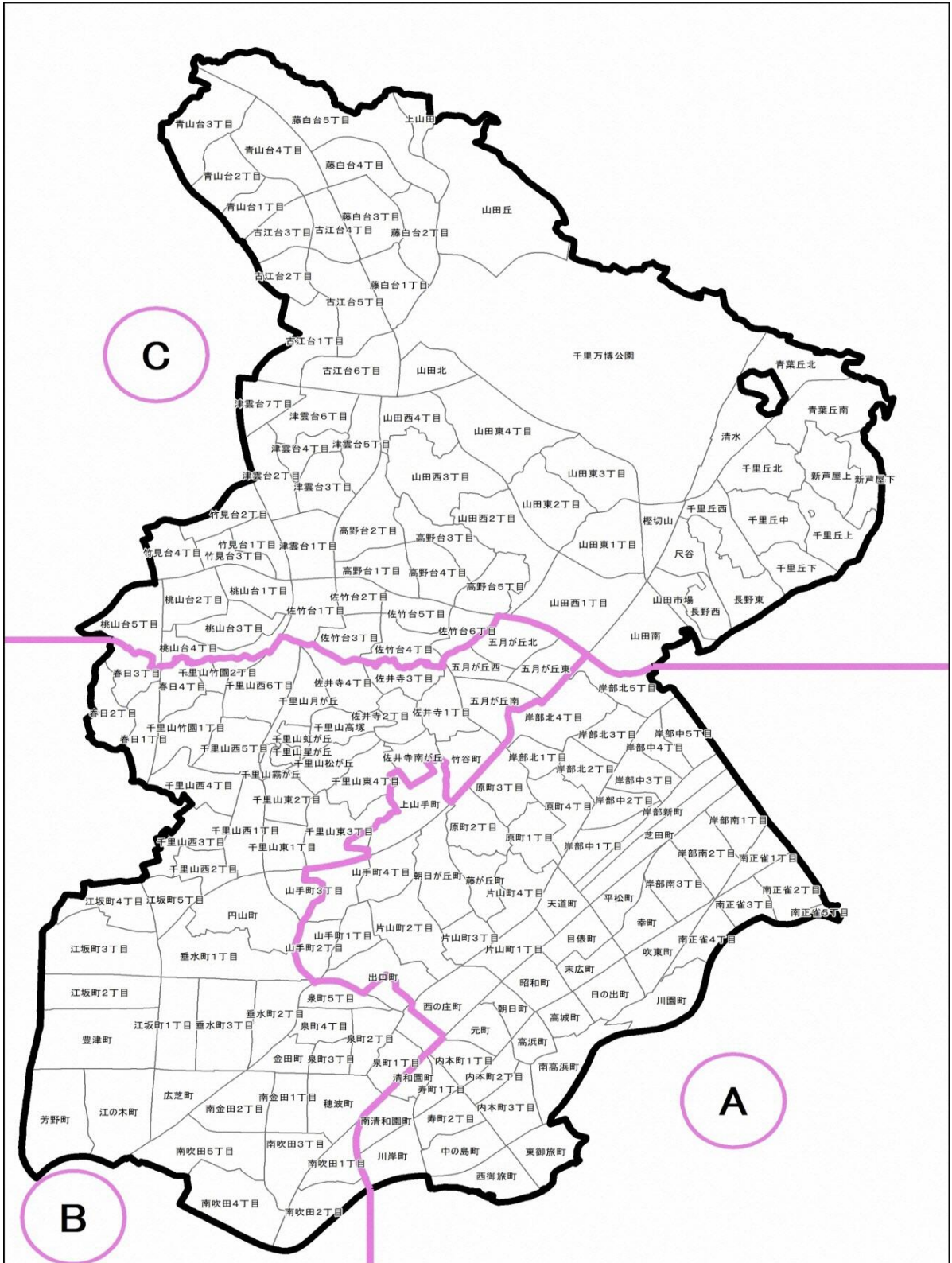
2 区域：利用者支援事業（母子保健型）

2 区域	北部	千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域
	南部	J R以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域



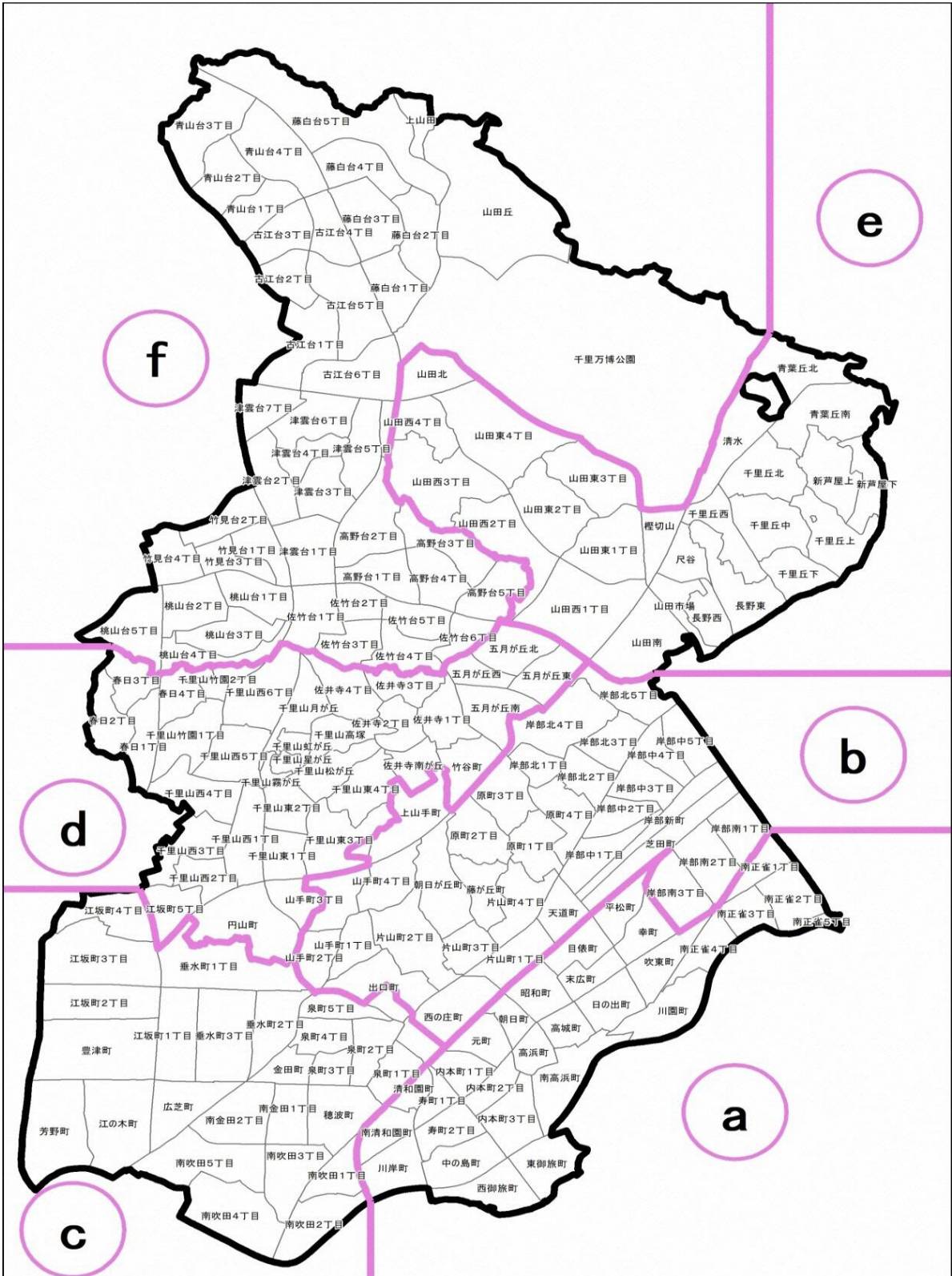
3区域：教育（1号認定）・保育（2号・3号認定）、延長保育事業、病児保育事業

3区域	A	JR以南地域、片山・岸部地域
	B	豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域
	C	山田・千里丘地域、ニュータウン地域



6区域：地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）

6区域	a	J R以南地域	b	片山・岸部地域
	c	豊津・江坂・南吹田地域	d	千里山・佐井寺地域
	e	山田・千里丘地域	f	ニュータウン地域



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出

算出にあたり必要としたデータ

- (1) 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの0歳から11歳までの推計人口
- (2) ニーズ調査集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問
- (3) ニーズ調査集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

(1) 計画期間における0歳から11歳までの推計人口

推計人口については、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの人口をもとに変化率を求めるとともに、計画期間中に予定されている住宅開発による人口の増加を補正して算出しました。

児童数の推計(0~11歳)

【全市】

(各年4月1日現在)

(単位:人)

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	3,122	3,194	3,284	3,313	3,356
1歳	3,189	3,287	3,393	3,401	3,449
2歳	3,379	3,372	3,506	3,521	3,549
0~2歳(計)	9,690	9,853	10,183	10,235	10,354
3歳	3,608	3,544	3,571	3,623	3,657
4歳	3,763	3,731	3,687	3,655	3,721
5歳	3,715	3,869	3,858	3,761	3,742
3~5歳(計)	11,086	11,144	11,116	11,039	11,120
0~5歳(計)	20,776	20,997	21,299	21,274	21,474
6歳	3,711	3,891	4,084	3,954	3,819
7歳	3,601	3,781	3,949	4,097	4,009
8歳	3,619	3,658	3,831	3,960	4,143
6~8歳(計)	10,931	11,330	11,864	12,011	11,971
9歳	3,435	3,650	3,686	3,837	3,986
10歳	3,611	3,466	3,668	3,692	3,863
11歳	3,442	3,631	3,485	3,682	3,710
9~11歳(計)	10,488	10,747	10,839	11,211	11,559
6~11歳(計)	21,419	22,077	22,703	23,222	23,530

ブロック別児童数の推計（0～11歳）

【JR以南地域】

（各年4月1日現在）

（単位：人）

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	217	213	209	205	201
1歳	221	217	213	209	205
2歳	238	221	217	213	209
0～2歳（計）	676	651	639	627	615
3歳	222	238	221	217	213
4歳	236	222	238	221	217
5歳	230	236	222	238	221
3～5歳（計）	688	696	681	676	651
0～5歳（計）	1,364	1,347	1,320	1,303	1,266
6歳	213	232	238	219	237
7歳	222	213	232	238	219
8歳	207	222	213	232	238
6～8歳（計）	642	667	683	689	694
9歳	224	207	222	213	232
10歳	219	224	207	222	213
11歳	216	219	224	207	222
9～11歳（計）	659	650	653	642	667
6～11歳（計）	1,301	1,317	1,336	1,331	1,361

【片山・岸部地域】

（各年4月1日現在）

（単位：人）

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	471	471	467	482	474
1歳	483	482	475	499	482
2歳	437	497	487	510	499
0～2歳（計）	1,391	1,450	1,429	1,491	1,455
3歳	510	448	501	519	510
4歳	536	518	452	524	519
5歳	543	544	520	473	524
3～5歳（計）	1,589	1,510	1,473	1,516	1,553
0～5歳（計）	2,980	2,960	2,902	3,007	3,008
6歳	526	525	525	494	421
7歳	522	527	525	525	494
8歳	524	523	527	525	525
6～8歳（計）	1,572	1,575	1,577	1,544	1,440
9歳	452	524	523	527	525
10歳	554	452	524	523	527
11歳	476	554	452	524	523
9～11歳（計）	1,482	1,530	1,499	1,574	1,575
6～11歳（計）	3,054	3,105	3,076	3,118	3,015

【豊津・江坂・南吹田地域】

(各年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	739	746	738	726	714
1歳	756	763	751	738	726
2歳	682	783	769	751	738
0～2歳(計)	2,177	2,292	2,258	2,215	2,178
3歳	731	706	788	769	751
4歳	687	750	710	788	769
5歳	679	702	753	710	788
3～5歳(計)	2,097	2,158	2,251	2,267	2,308
0～5歳(計)	4,274	4,450	4,509	4,482	4,486
6歳	598	658	675	705	650
7歳	562	598	658	675	705
8歳	552	562	598	658	675
6～8歳(計)	1,712	1,818	1,931	2,038	2,030
9歳	522	552	562	598	658
10歳	542	522	552	562	598
11歳	552	542	522	552	562
9～11歳(計)	1,616	1,616	1,636	1,712	1,818
6～11歳(計)	3,328	3,434	3,567	3,750	3,848

【千里山・佐井寺地域】

(各年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	559	565	595	594	626
1歳	572	578	619	608	652
2歳	625	593	637	632	671
0～2歳(計)	1,756	1,736	1,851	1,834	1,949
3歳	680	644	647	650	690
4歳	675	695	683	656	692
5歳	678	687	729	691	693
3～5歳(計)	2,033	2,026	2,059	1,997	2,075
0～5歳(計)	3,789	3,762	3,910	3,831	4,024
6歳	666	666	716	726	704
7歳	638	670	699	729	726
8歳	700	641	698	710	729
6～8歳(計)	2,004	1,977	2,113	2,165	2,159
9歳	681	701	657	704	710
10歳	670	682	717	663	704
11歳	688	671	693	721	663
9～11歳(計)	2,039	2,054	2,067	2,088	2,077
6～11歳(計)	4,043	4,031	4,180	4,253	4,236

【山田・千里丘地域】

(各年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	645	660	663	661	650
1歳	656	679	681	675	661
2歳	823	693	701	695	675
0～2歳(計)	2,124	2,032	2,045	2,031	1,986
3歳	851	857	714	713	695
4歳	896	876	871	723	713
5歳	896	918	889	879	723
3～5歳(計)	2,643	2,651	2,474	2,315	2,131
0～5歳(計)	4,767	4,683	4,519	4,346	4,117
6歳	905	947	964	920	893
7歳	896	916	950	964	920
8歳	925	905	919	950	964
6～8歳(計)	2,726	2,768	2,833	2,834	2,777
9歳	880	930	906	919	950
10歳	915	885	921	906	919
11歳	902	918	886	931	906
9～11歳(計)	2,697	2,733	2,713	2,756	2,775
6～11歳(計)	5,423	5,501	5,546	5,590	5,552

【ニュータウン地域】

(各年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	491	539	612	645	691
1歳	501	568	654	672	723
2歳	574	585	695	720	757
0～2歳(計)	1,566	1,692	1,961	2,037	2,171
3歳	614	651	700	755	798
4歳	733	670	733	743	811
5歳	689	782	745	770	793
3～5歳(計)	2,036	2,103	2,178	2,268	2,402
0～5歳(計)	3,602	3,795	4,139	4,305	4,573
6歳	803	863	966	890	914
7歳	761	857	885	966	945
8歳	711	805	876	885	1,012
6～8歳(計)	2,275	2,525	2,727	2,741	2,871
9歳	676	736	816	876	911
10歳	711	701	747	816	902
11歳	608	727	708	747	834
9～11歳(計)	1,995	2,164	2,271	2,439	2,647
6～11歳(計)	4,270	4,689	4,998	5,180	5,518

(2) ニーズ調査集計結果内の保護者の就労状況と就労意向に関する質問

ア 家庭類型の算出



保護者の就労状況を以下の8タイプに分け、教育・保育等の事業分類のための割合を算出します。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月120時間以上+64~120時間 ※0~2歳で、教育・保育の事業を希望している者 ※3~5歳で、タイプC'以外の者
C'	フルタイム×パートタイム ※就労時間 月64時間未満+64~120時間 ※0~2歳で、タイプC以外の者 ※3~5歳で、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
D	専業主婦(夫)
E'	パートタイム×パートタイム ※就労時間 双方が120時間以上+64~120時間 ※0~2歳で、教育・保育の事業を希望している者 ※3~5歳のうち、タイプE'以外の者
E	パートタイム×パートタイム ※就労時間 いずれかが月64時間未満+64~120時間 ※0~2歳で、タイプE以外の者 ※3~5歳のうち、平日の教育・保育の事業利用者のうち、保育所と認定こども園の利用を希望しない者
F	就労なし×就労なし

イ 分類表

父親 \ 母親		フルタイム	パート・アルバイト			就労なし
			120h以上	64~120h未満	64h未満	
フルタイム		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パート・アルバイト	120h以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	64~120h未満	タイプC'				
就労なし		タイプD			タイプF	

ウ タイプ別による教育・保育の事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
・タイプC'	1. 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
・タイプD	
・タイプE'	
・タイプF	
・タイプA	2. 保育認定② (認定こども園及び保育所)
・タイプB	
・タイプC	3. 保育認定③ (認定こども園及び保育所+小規模保育)
・タイプE	
 ※ただし現在幼稚園利用	 2. 保育認定①(幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

(3) ニーズ調査集計結果内の教育・保育の事業の利用状況及び利用希望に関する質問

(利用意向率)

アンケートの質問をもとにそれぞれの教育・保育の事業において、全体のどのくらい希望しているのかの割合を算出します。

各事業の割合は、国の「手引き」に記載しています。

(4) 「量の見込み」の算出

ア 教育・保育

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計児童数}} \times \underbrace{\text{要保育率}} = \text{量の見込み}$$

将来の教育・保育の対象人数

保育を必要とする児童の割合

- (ア) 0歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所+小規模保育)
- (イ) 1歳・2歳家庭の「3号認定」(認定こども園及び保育所+小規模保育)
- (ウ) 3歳以降の「1号認定」(認定こども園及び幼稚園)
- (エ) 3歳以降の「2号認定」(幼稚園希望)
- (オ) 3歳以降の「2号認定」(認定こども園及び保育所)

イ 地域子ども・子育て支援事業

<計算方法>

$$\underbrace{\text{推計児童数} \times \text{家族類型の割合}}_{\text{将来の教育・保育の対象人数}} \times \underbrace{\text{利用意向率}}_{\text{利用を希望する人の割合}} = \text{量の見込み}$$

量の見込みを算出した事業は、以下のとおりです。

- (ア) 地域子育て支援拠点事業
- (イ) 子育て短期支援事業
- (ウ) ファミリー・サポート・センター事業
- (エ) 一時預かり事業（1号認定による利用、2号認定による利用、その他）
- (オ) 延長保育事業
- (カ) 病児保育事業
- (キ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

上記以外の事業は、推計児童数、実績等により「量の見込み」を算出しました。
なお、ニーズ調査結果の概要については25ページを参照してください。

3 教育・保育の現状と確保方策

(1) 認定区分ごとの区域設定について

ア 1号認定

基本情報	(ア) 満3歳以上、教育標準時間設定 (イ) 幼稚園等での教育を希望される場合 (ウ) 利用先は、幼稚園、認定こども園
提供区域	3区域
理由	私立幼稚園においてはスクールバスの運行により広域的な受け入れが一般的ですが、認定こども園においては広域的な受け入れが一般的ではありません。そのため、1号認定の保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を、2号認定こども及び3号認定こどもに準じ、3区域に設定します。

イ 2号認定

基本情報	(ア) 満3歳以上、保育認定 (イ) 「保育の必要性に係る事由※」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地域に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※「保育の必要性に係る事由」（子ども・子育て支援法施行規則）

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合（本市では、発達支援が該当）

ウ 3号認定

基本情報	(ア) 満3歳未満、保育認定 (イ) 「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (ウ) 利用先は、保育所、認定こども園、地域型保育事業※
提供区域	3区域
理由	広域的な受け入れが一般的ではなく、保護者や子供が容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。待機児童が集中する地区に対しては、効果的な資源投資が必要ですが、保育の量を確保するためある程度広域の設定が必要であるため、3区域に設定します。

※「地域型保育事業」とは、新制度で新たに市町村の認可事業となった、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業です。吹田市では、「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」を行っています。

(2) 教育・保育の現状について

ア 教育における区域別施設状況

区域		幼稚園		合計
		公立	私立	
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	4か所	4か所	8か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	6か所	4か所	10か所
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	5か所	8か所	13か所
合計		15か所	16か所	31か所

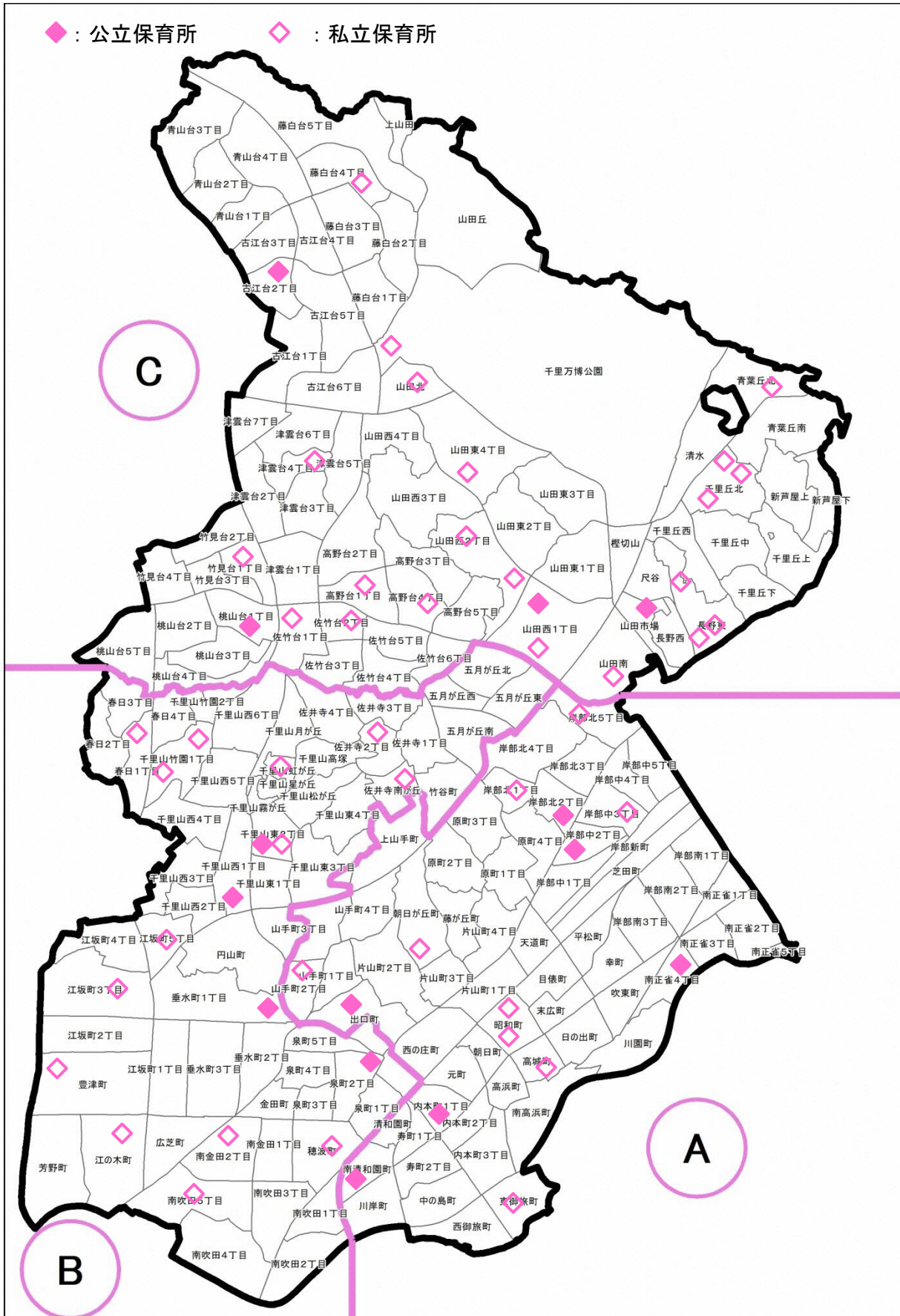
イ 保育における区域別施設状況

区域		保育所		小規模 保育所等	合計
		公立	私立		
A	J R以南地域、 片山・岸部地域	6か所	9か所	7か所	22か所
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	4か所	14か所	23か所	41か所
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	4か所	21か所	14か所	39か所
合計		14か所	44か所	44か所	102か所

■保育における区域別施設状況

◆ : 公立保育所

◇ : 私立保育所



(3) 認定区分別・区域別の「量の見込み」

ア 1号認定（教育）

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
J R以南地域、 片山・岸部地域	1,337	1,298	1,262	1,283	1,292
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2,417	2,459	2,528	2,501	2,572
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	2,833	2,888	2,873	2,694	2,661

イ 2号認定（幼稚園利用希望）

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
J R以南地域、 片山・岸部地域	127	123	122	125	124
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	188	189	197	196	201
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	226	229	224	222	219

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
J R以南地域、 片山・岸部地域	902	873	856	881	883
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,331	1,341	1,384	1,390	1,428
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,598	1,614	1,576	1,571	1,557

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
J R以南地域、 片山・岸部地域	906	924	909	931	909
豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,446	1,488	1,517	1,494	1,522
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,440	1,439	1,549	1,571	1,602

(4) 認定区分別・区域別の「量の見込み」と提供量及び不足数(令和2年度(2020年度)当初)

ア 1号認定(教育)

(単位:人)

1号認定	JR以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	
①量の見込み				
3歳児	371	716	787	
4歳児	475	838	1,002	
5歳児	491	863	1,044	
②提供量				
既存・ 広域	3歳児	431	588	1,093
	4歳児	509	690	1,470
	5歳児	575	796	1,567
不足数 ①-②				
3歳児	△60	128	△306	
4歳児	△34	148	△468	
5歳児	△84	67	△523	

イ 2号認定(幼稚園利用希望)

(単位:人)

2号認定	JR以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	
①量の見込み				
3歳児	45	76	81	
4歳児	42	57	77	
5歳児	40	55	68	
②提供量				
既存・ 広域	3歳児	55	45	81
	4歳児	55	45	81
	5歳児	55	45	81
不足数 ①-②				
3歳児	△10	31	0	
4歳児	△13	12	△4	
5歳児	△15	10	△13	

ウ 2号認定（保育所・認定こども園）

（単位：人）

2号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	3歳児	320	535	575
	4歳児	297	405	538
	5歳児	285	391	485
②提供量				
既存・ 広域	3歳児	370	430	595
	4歳児	385	425	617
	5歳児	388	423	611
不足数 ①-②				
	3歳児	△50	105	△20
	4歳児	△88	△20	△79
	5歳児	△103	△32	△126

エ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

（単位：人）

3号認定		J R以南地域、 片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域
①量の見込み				
	0歳児	167	247	255
	1歳児	365	597	532
	2歳児	374	602	653
②提供量				
既存・ 広域	0歳児	170	251	272
	1歳児	327	492	580
	2歳児	385	545	642
不足数 ①-②				
	0歳児	△3	△4	△17
	1歳児	38	105	△48
	2歳児	△11	57	11

(5) 教育・保育の新たな確保方策の必要性について

ア 教育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 1号認定（教育）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、ほぼ提供量は充足しています。	ほぼ充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児と4歳児の提供量は不足しており、5歳児の供給量はやや不足しています。しかし、他区域で定員に余剰のある私立幼稚園がスクールバスを運行して広域的な受け入れを行うため、実際上の不足は生じないものと判断します。	充足はしていないが、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は過剰な状況にあります。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

イ 保育における現状・課題と新たな確保方策

(ア) 2号認定（幼稚園利用希望）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	3歳児	全ての年齢において、提供量はやや不足しています。	既存幼稚園の認定こども園への移行（3か所）
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。	充足しており、確保方策は不要
		4歳児		
		5歳児		

(イ) 2号認定（保育所・認定こども園）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。しかし、他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、当区域においても保育所等整備を含めた複合的な対策が有効と判断します。	①既存幼稚園の認定こども園への移行（1か所） ②保育所等の整備（2か所）
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	3歳児	3歳児の提供量は不足しており、4歳児と5歳児の提供量は充足しています。	①既存幼稚園の認定こども園への移行（3か所） ②保育所等の整備（10か所）
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3歳児	全ての年齢において、提供量は充足しています。しかし、当区域で、今後は公団・府営住宅等の建て替えに伴う大規模開発により必要な提供量が大幅に増加すると予想されるため、保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①既存幼稚園の認定こども園への移行（2か所） ②保育所等の整備（1か所） ③既存認定こども園の定員変更（1か所） ④既存保育所の定員変更（1か所）
		4歳児		
		5歳児		

(ウ) 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

区域		年齢別	現状分析と課題	新たな確保方策
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	3歳児	0歳児と2歳児の供給量は充足していますが、1歳児の供給量はやや不足しています。他の区域における提供量の不足を補うことが期待できる場合には、当区域においても保育所等整備を含めた複合的な対策が有効と判断します。	①保育所等の整備（2か所）
		4歳児		
		5歳児		
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	3歳児	0歳児の供給量は充足していますが、1歳児の供給量は不足しており、2歳児の供給量はやや不足しています。	①既存幼稚園の認定こども園への移行（2か所） ②保育所等の整備（10か所）
		4歳児		
		5歳児		
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3歳児	0歳児と1歳児の供給量は充足していますが、2歳児の供給量はやや不足しています。当区域で、今後は公団・府営住宅等の建て替えに伴う大規模開発により必要な提供量が大幅に増加すると予想されるため、保育所等整備を含めた複合的な対策が必要と判断します。	①既存幼稚園の認定こども園への移行（1か所） ②保育所等の整備（1か所） ③既存認定こども園の定員変更（1か所） ④既存保育所の定員変更（1か所）
		4歳児		
		5歳児		

(6) 確保方策による教育・保育の提供（確保）量

- ア 「量の見込み」については、令和4年度(2022年度)の「量の見込み」です。
- イ 既存施設は、令和元年度末から教育・保育を提供している幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業です。
- ウ 広域等は、平成31年(2019年)4月1日時点での、市外への委託数、企業主導型保育施設（地域枠）利用数、定員超過受入数の合計から市外受託数を減じた数値です。
- エ 地域型保育事業は、小規模保育事業A型及び事業所内保育事業により充足を図ります。
- オ 確保方策は、既存幼稚園の認定こども園移行、保育所整備を基本とします。ただし、状況に応じ小規模保育事業所等による整備を検討する場合があります。
- カ 確保方策の内容は、当該年度に整備する予定の認可定員数で、今後確保を予定している施設のか所数は想定で、私立保育所は1か所60人以上、小規模保育事業所は1か所19人としております。

◆ A JR以南地域、片山・岸部地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
JR以南地域、 片山・岸部地域	量の見込み	1,262	122	856	909		
	提 供 量	既存施設	1,411	165	1,087	792	
		広域等	104		56	90	
		令和2年度 (2020年度)					
		令和3年度 (2021年度)			34	26	○保育所1か所整備 (2号認定⇒34人、3号認定⇒26人)
		令和4年度 (2022年度)	△60	45			○既存幼稚園1か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△60人、2号認定⇒45人)
		令和5年度 (2023年度)			36	24	○保育所1か所整備 (2号認定⇒36人、3号認定⇒24人)
		令和6年度 (2024年度)					
		計	△60	45	70	50	○既存幼稚園1か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△60人、2号認定⇒45人)
	不足数	△193	△88	△357	△23	○保育所2か所整備 (2号認定⇒70人、3号認定⇒50人)	
<p>《確保方策》</p> <p>最終年度までに、既存幼稚園1か所を認定こども園に移行し、保育所を2か所整備することにより、教育・保育の提供量を確保します。</p>							

◆ B 豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域	量の見込み	2,528	197	1,384	1,517		
	提 供 量	既存施設	1,864	135	1,169	1,087	
		広域等	210		109	201	
		令和2年度 (2020年度)					
		令和3年度 (2021年度)			144	96	○保育所4か所整備 (2号認定⇒144人、3号認定⇒96人)
		令和4年度 (2022年度)	△180	45	90	44	○既存幼稚園3か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△180人、2号認定⇒135人、 3号認定⇒44人)
		令和5年度 (2023年度)			216	144	○保育所6か所整備 (2号認定⇒216人、3号認定⇒144人)
		令和6年度 (2024年度)					
		計	△180	45	450	284	○既存幼稚園3か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△180人、2号認定⇒135人、 3号認定⇒44人)
	不足数	634	17	△344	△55	○保育所10か所整備 (2号認定⇒360人、3号認定⇒240人)	
<p>《確保方策》</p> <p>最終年度までに、既存幼稚園3か所を認定こども園に移行し、保育所を10か所整備することにより、教育・保育の提供量を確保します。</p>							

◆ C 山田・千里丘地域、ニュータウン地域

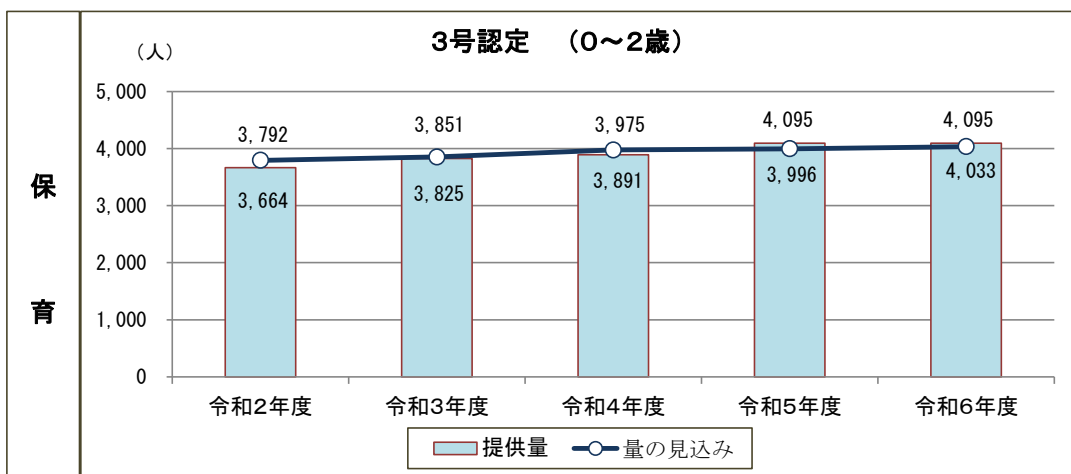
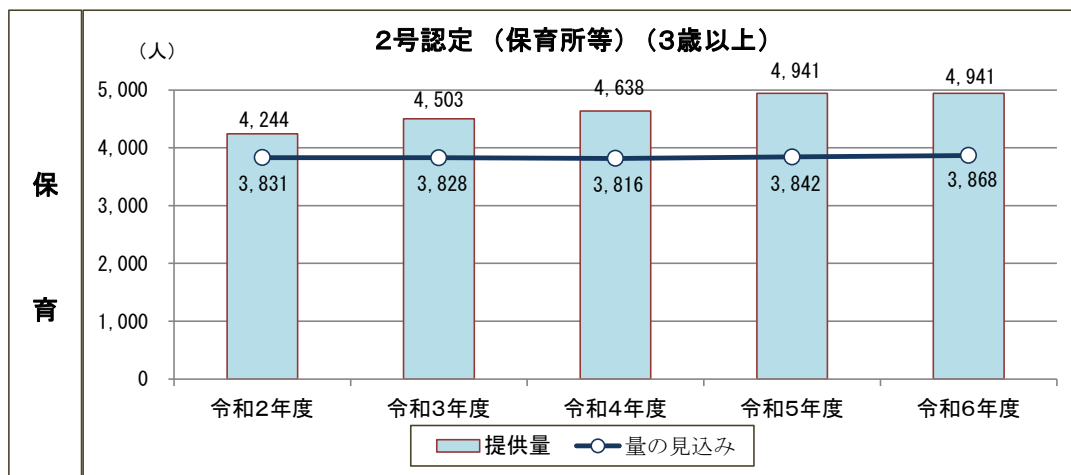
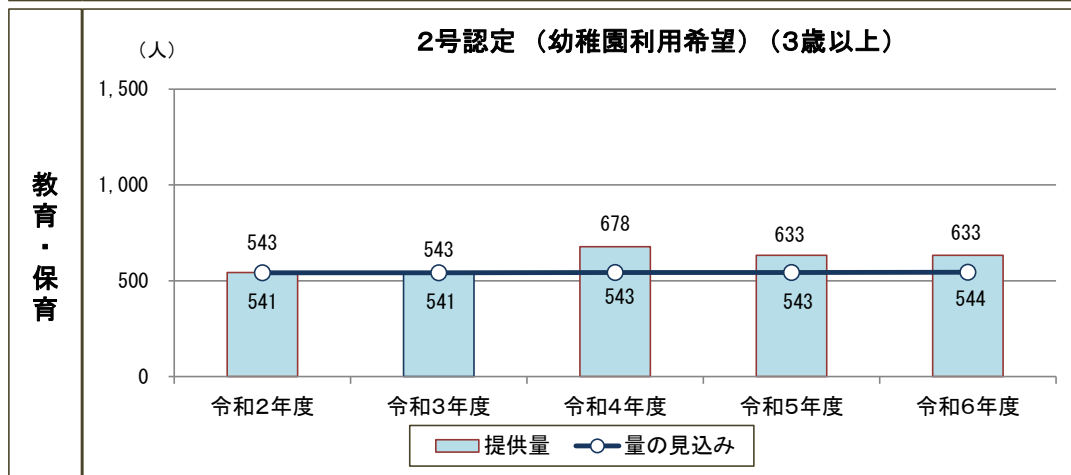
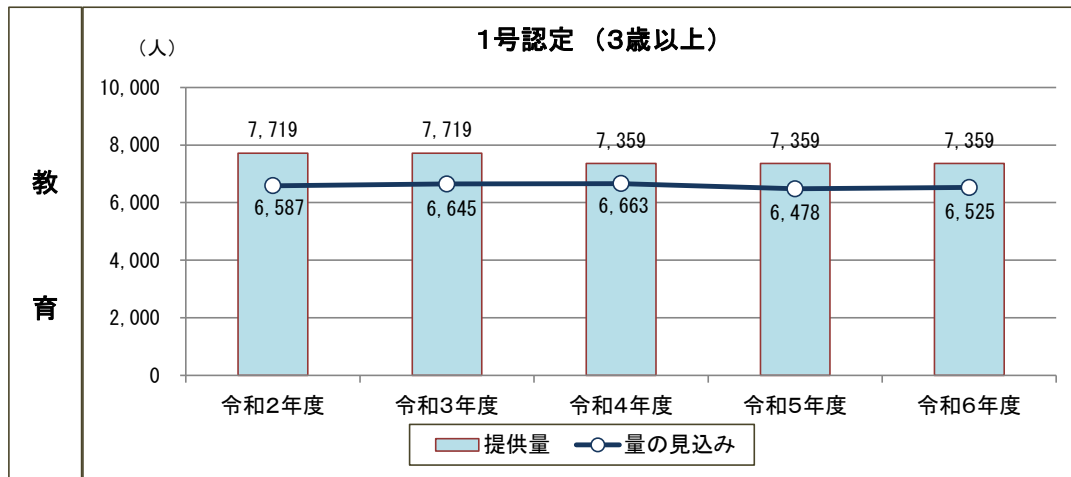
(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	量の見込み	2,873	224	1,576	1,549		
	提 供 量	既存施設	4,779	243	1,637	1,345	
		広域等	△649		186	149	
		令和2年度 (2020年度)					
		令和3年度 (2021年度)			81	39	○保育所1か所整備 (2号認定⇒81人、3号認定⇒39人)
		令和4年度 (2022年度)	△120	45	45	22	○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△120人、2号認定⇒90人、 3号認定⇒22人)
		令和5年度 (2023年度)		△45	51	36	○既存認定こども園1か所の定員変更 (3号認定⇒22人) ○既存保育所1か所の定員変更 (2号認定⇒6人、3号認定⇒14人)
		令和6年度 (2024年度)					
		計	△120	0	177	97	○既存幼稚園2か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△120人、2号認定⇒90人、 3号認定⇒22人) ○保育所1か所整備 (2号認定⇒81人、3号認定⇒39人)
	不足数	△1,137	△19	△424	△42	○既存認定こども園1か所の定員変更 (3号認定⇒22人) ○既存保育所1か所の定員変更 (2号認定⇒6人、3号認定⇒14人)	
<p>《確保方策》</p> <p>最終年度までに、既存幼稚園2か所を認定こども園に移行、保育所を1か所整備、既存認定こども園1か所の定員変更、既存保育所1か所の定員変更をすることによって、教育・保育の提供量を確保します。</p>							

◆ 全区域

(単位：人)

区域	年度	1号認定	2号認定		3号認定	確保方策の内容 (か所数は想定)	
			幼稚園 利用希望	保育所等			
全区域	量の見込み	6,663	543	3,816	3,975		
	提 供 量	既存施設	8,054	543	3,893	3,224	
		広域等	△335		351	440	
		令和2年度 (2020年度)					
		令和3年度 (2021年度)			259	161	
		令和4年度 (2022年度)	△360	135	135	66	
		令和5年度 (2023年度)		△45	303	204	
		令和6年度 (2024年度)					
		計	△360	90	697	△120	○既存幼稚園6か所が認定こども園に移行 (1号認定⇒△360人、2号認定⇒270人、 3号認定⇒66人) ○保育所13か所整備 (2号認定⇒511人、3号認定⇒329人) ○既存認定こども園1か所の定員変更 (3号認定⇒22人) ○既存保育所1か所の定員変更 (2号認定⇒6人、3号認定⇒14人)
	不足数	△696	△90	△1,125	△120		
<p>《確保方策》</p> <p>最終年度までに、既存幼稚園6か所を認定こども園に移行、保育所等を13か所整備、既存認定こども園1か所の定員変更、既存保育所1か所の定員変更をすることによって、教育・保育の提供量を確保します。</p>							



(7) 保育利用率の目標値の設定について

推計児童数全体に占める、認定こども園、保育所又は小規模保育事業等に係る3号認定の利用定員数の割合について、目標値を設定します。

3号認定

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
保育利用率	38%	39%	38%	40%	40%
利用定員数	3,664	3,825	3,891	4,095	4,095
推計児童数 (3歳未満)	9,690	9,853	10,183	10,235	10,354

(参考) 2号認定

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
保育利用率	43%	45%	48%	50%	50%
利用定員数	4,787	5,048	5,316	5,574	5,574
推計児童数 (3歳以上)	11,086	11,144	11,116	11,039	11,120

※ 2号認定に関する保育利用率はあくまでも参考数値であり、幼稚園利用希望を含みます

4 地域子ども・子育て支援事業の現状と確保方策

(1) 利用者支援事業

子供又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。

(1-1) 基本型・特定型

事業内容	・基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する事業 ・特定型：主に利用者支援を実施する事業
担 当	基本型：のびのび子育てプラザ、特定型：保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(単位:か所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み(施設数)	2	2	2	2	2
② 提供施設数	2	2	2	2	2

《提供体制・確保方策》

特定型を市役所に、基本型をのびのび子育てプラザに設置し、量の見込みに対応していきます。

(1-2) 母子保健型

事業内容	保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する事業
担 当	保健センター
提供区域	2区域

(単位:か所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(施設数)	2	2	2	2	2
北部(千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域)	1	1	1	1	1
南部(JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域)	1	1	1	1	1

②提供施設数

北部(千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、ニュータウン地域)	1	1	1	1	1
南部(JR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域)	1	1	1	1	1

《提供体制・確保方策》

北部に保健センター南千里分館、南部に保健センターを設置し、量の見込みに対応していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
担当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6区域

(単位：人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(補正)	173,151	176,064	181,961	182,890	185,016
a JR以南地域	19,370	18,793	18,522	18,224	17,893
b 片山・岸部地域	22,673	23,811	23,563	24,652	24,082
c 豊津・江坂・南吹田地域	33,509	35,543	35,159	34,584	34,041
d 千里山・佐井寺地域	36,934	36,786	39,384	39,129	41,625
e 山田・千里丘地域	39,327	37,904	38,303	38,147	37,338
f ニュータウン地域	21,338	23,227	27,030	28,154	30,037
②提供量	224,522	224,522	241,766	241,760	241,760
a JR以南地域	25,137	25,137	25,137	25,137	25,137
b 片山・岸部地域	27,652	27,652	27,652	27,652	27,652
c 豊津・江坂・南吹田地域	28,418	28,418	36,256	36,256	36,256
d 千里山・佐井寺地域	31,042	31,042	40,442	40,442	40,442
e 山田・千里丘地域	58,970	58,970	58,970	58,970	58,970
f ニュータウン地域	53,303	53,303	53,303	53,303	53,303
提供施設数(か所)	15	15	15	15	15
a JR以南地域	2	2	2	2	2
b 片山・岸部地域	3	3	3	3	3
c 豊津・江坂・南吹田地域	1	1	1	1	1
d 千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
e 山田・千里丘地域	4	4	4	4	4
f ニュータウン地域	3	3	3	3	3
③不足数 ①-②	△ 51,371	△ 51,371	△ 59,799	△ 59,799	△ 59,799
a JR以南地域	△ 5,767	△ 5,767	△ 6,615	△ 6,615	△ 6,615
b 片山・岸部地域	△ 4,979	△ 4,979	△ 4,979	△ 4,979	△ 4,979
c 豊津・江坂・南吹田地域	5,091	5,091	△ 1,097	△ 1,097	△ 1,097
d 千里山・佐井寺地域	5,892	5,892	△ 1,058	△ 1,058	△ 1,058
e 山田・千里丘地域	△ 19,643	△ 19,643	△ 20,667	△ 20,667	△ 20,667
f ニュータウン地域	△ 31,965	△ 31,965	△ 26,723	△ 26,723	△ 26,723
《提供体制・確保方策》					
・提供体制(15か所): 公立保育所(2)、私立保育所(4)、子育て広場(8)、のびのび子育てプラザ(1)					
・確保方策: 全市的な提供量は量の見込みを上回っていますが、不足している地域については、地域子育て支援拠点施設を1~2か所ずつ増やすことによって提供量を確保します。					

※量の見込み(補正)はニーズ調査における0~2歳の家庭類型D(専業主婦(夫))の人数とした。

(3) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施
担 当	保健センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人、回)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	人数	3,122	3,194	3,284	3,313	3,356
	回数	43,708	44,716	45,976	46,382	46,984

《提供体制・確保方策》

府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払い。

※量の見込みの人数は各年度の0歳の人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳の人数×14回とした。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業
担 当	家庭児童相談課、保健センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		3,122	3,194	3,284	3,313	3,356

《提供体制・確保方策》

民生・児童委員、主任児童委員、保健師等。

※量の見込みは各年度の0歳の人数（推計児童数）とした。

(5-1) 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
担 当	家庭児童相談課、保健センター
提供区域	吹田市全域

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		892	892	892	892	892

《提供体制・確保方策》

保健師、育児支援家庭訪問員。

※①量の見込みは平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)の実績を参考に、平成30年度(2018年度)実績と同数とした。

(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として、市民への啓発やネットワーク構成員の専門性向上、関係機関間の連携強化など、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組む事業
担 当	家庭児童相談課
提供区域	吹田市全域

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
担 当	家庭児童相談課
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	61	61	62	62	63
《提供体制・確保方策》 児童養護施設、乳児院。					

※①量の見込みは平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)の実績を参考にニーズ調査結果と同数とした。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

(単位：人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(補正)	3,925	4,055	4,204	4,281	4,306
就学前児童	2,858	2,962	3,102	3,141	3,130
就学児童	1,067	1,093	1,102	1,140	1,176
《提供体制・確保方策》 のびのび子育てプラザ。					

(8) 一時預かり事業

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容	在園児を対象に、幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	6 区域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	270,211	273,264	272,487	269,673	271,129
幼稚園（1号）	692	696	694	689	694
幼稚園（2号）	269,519	272,568	271,793	268,984	270,435
a JR以南地域	16,531	16,696	16,318	16,526	15,832
b 片山・岸部地域	38,314	36,682	35,293	36,883	37,854
c 豊津・江坂・南吹田地域	50,293	52,103	53,818	55,242	56,303
d 千里山・佐井寺地域	48,857	49,019	49,565	48,873	50,569
e 山田・千里丘地域	63,707	64,070	59,871	56,866	52,023
f ニュータウン地域	52,509	54,694	57,622	55,283	58,548
②提供量	202,085	223,311	244,538	253,370	273,608
幼稚園（1号）	518	567	624	646	701
幼稚園（2号）	201,567	222,744	243,914	252,724	272,907
a JR以南地域	7,121	7,869	8,617	9,365	10,113
b 片山・岸部地域	32,542	35,960	39,378	40,731	43,984
c 豊津・江坂・南吹田地域	25,526	28,207	30,888	31,503	34,020
d 千里山・佐井寺地域	28,772	31,794	34,816	33,707	36,399
e 山田・千里丘地域	31,102	34,369	37,636	36,771	39,708
f ニュータウン地域	77,022	85,112	93,203	101,293	109,384
提供体制（年間実施日数）	220日	220日	220日	220日	220日
③不足数①－②	68,126	49,953	27,949	16,303	△2,479
幼稚園（1号）	174	129	70	43	△7
幼稚園（2号）	67,952	49,824	27,879	16,260	△2,472
a JR以南地域	9,410	8,827	7,701	7,161	5,719
b 片山・岸部地域	5,772	722	△ 4,085	△ 3,848	△ 6,130
c 豊津・江坂・南吹田地域	24,767	23,896	22,930	23,739	22,283
d 千里山・佐井寺地域	20,085	17,225	14,749	15,166	14,170
e 山田・千里丘地域	32,605	29,701	22,235	20,095	12,315
f ニュータウン地域	△ 24,513	△ 30,418	△ 35,581	△ 46,010	△ 50,836
《提供体制・確保方策》					
継続実施及びさらなる拡充により確保します。					

(8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
担当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6区域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み（補正）	31,935	32,275	32,740	32,702	33,010
a JR以南地域	2,302	2,275	2,231	2,199	2,137
b 片山・岸部地域	5,327	5,295	5,195	5,374	5,377
c 豊津・江坂・南吹田地域	5,606	5,842	5,923	5,878	5,885
d 千里山・佐井寺地域	5,289	5,255	5,467	5,348	5,620
e 山田・千里丘地域	7,493	7,367	7,114	6,832	6,475
f ニュータウン地域	5,918	6,241	6,810	7,072	7,515
② 提供量	25,629	27,286	27,034	30,309	32,137
a JR以南地域	739	736	736	3,679	3,689
b 片山・岸部地域	1,180	2,938	2,908	2,944	2,950
c 豊津・江坂・南吹田地域	8,294	8,244	8,182	8,270	8,280
d 千里山・佐井寺地域	1,978	1,972	1,972	1,978	1,978
e 山田・千里丘地域	6,120	6,100	6,050	6,120	7,900
f ニュータウン地域	7,318	7,296	7,186	7,318	7,340
③ 不足数①-②	6,306	4,989	5,706	2,393	872
a JR以南地域	1,563	1,539	1,495	△ 1,480	△ 1,552
b 片山・岸部地域	4,147	2,357	2,287	2,430	2,427
c 豊津・江坂・南吹田地域	△ 2,688	△ 2,403	△ 2,259	△ 2,393	△ 2,395
d 千里山・佐井寺地域	3,311	3,283	3,495	3,370	3,642
e 山田・千里丘地域	1,373	1,267	1,064	712	△ 1,425
f ニュータウン地域	△ 1,400	△ 1,055	△ 376	△ 246	175

《提供体制・確保方策》

公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等
全市的に提供量が不足しています。今後も引き続き不足している地域の提供量の確保に努めます。

※量の見込み（補正）は0～2歳の家庭類型D（専業主婦（夫））にニーズ調査における「一時預かりを利用したことがあると回答した割合10.4%」を乗じた人数とした。

(9) 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子供について、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	3,562	3,563	3,608	3,640	3,665
公立保育所	1,334	1,316	1,327	1,347	1,354
私立保育所	2,228	2,247	2,281	2,293	2,311
A JR以南地域、 片山・岸部地域	736	737	746	752	757
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,340	1,340	1,356	1,369	1,378
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,486	1,486	1,506	1,519	1,530
②提供量	3,441	3,441	3,626	3,774	3,967
A JR以南地域、 片山・岸部地域	711	711	737	757	783
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,294	1,294	1,400	1,479	1,637
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	1,436	1,436	1,489	1,538	1,547
③不足数①－②	121	122	△18	△134	△302
A JR以南地域、 片山・岸部地域	25	26	9	△5	△26
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	46	46	△44	△110	△259
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	50	50	17	△19	△17
《提供体制・確保方策》 提供体制は教育・保育の確保方策に準じます。					

(10) 病児保育事業

(10-1) 病児・病後児対応型

事業内容	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

(単位：人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み(補正)		6,630	6,706	6,809	6,629	6,692
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1,724	1,743	1,702	1,657	1,673
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,857	1,878	1,975	1,856	1,874
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3,049	3,085	3,132	3,116	3,145
②提供量		7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
提供施設数(か所)		6	6	6	6	6
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	1	1	1	1	1
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2	2	2	2	2
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3	3	3	3	3
③不足数①-②		△ 470	△ 394	△ 291	△ 305	△ 248
A	JR以南地域、 片山・岸部地域	424	443	402	399	413
B	豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	△ 743	△ 722	△ 625	△ 698	△ 681
C	山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	△ 151	△ 115	△ 68	△ 6	20
《提供体制・確保方策》						
引き続き、6か所の病児・病後児保育室において受け入れ体制を確保するとともに、対象をニーズの高い小学1年生まで拡充します。						

※量の見込み(補正)は在宅児童の割合(35.6%)を控除し、第1期計画における令和元年度の病児・病後児対応型と体調不良型の量の見込みの比率(31:69)により算出した。

※小学1年生の量の見込みについては、平成25年度厚生労働科学研究費補助金に「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」による病児・病後児保育事業のに関する実態調査の結果(6歳の利用割合4.2%)に推計児童数を乗じて算出した。

(10-2) 体調不良児対応型

事業内容	保育所等で、体調不良となった児童を医務室等において、看護師等が一時的に預かる事業
担当	保育幼稚園室
提供区域	3区域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
① 量の見込み(補正)	14,411	14,564	14,773	14,756	14,894
A JR以南地域、 片山・岸部地域	3,747	3,787	3,693	3,689	3,724
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	4,035	4,078	4,284	4,132	4,170
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	6,629	6,699	6,796	6,935	7,000
②提供量	7,616	7,616	8,288	8,288	8,288
A JR以南地域、 片山・岸部地域	1,792	1,792	2,016	2,016	2,016
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	2,688	2,688	2,912	2,912	2,912
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3,136	3,136	3,360	3,360	3,360
提供施設数(か所)	34	34	37	37	37
A JR以南地域、 片山・岸部地域	8	8	9	9	9
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	12	12	13	13	13
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	14	14	15	15	15
③不足数①-②	6,795	6,948	6,485	6,468	6,606
A JR以南地域、 片山・岸部地域	1,955	1,995	1,677	1,673	1,708
B 豊津・江坂・南吹田地域、 千里山・佐井寺地域	1,347	1,390	1,372	1,220	1,258
C 山田・千里丘地域、 ニュータウン地域	3,493	3,563	3,436	3,575	3,640

《提供体制・確保方策》

看護師を配置する私立保育所等に対して人件費の補助を行うほか、長時間の保育を実施するにあたっての保健・衛生業務に関する研修を行うなど、看護師業務のソフト面の支援を実施することにより事業の普及を図ります。

※量の見込み(補正)は在宅児童の割合(35.6%)を控除し、第1期計画における令和元年度の病児・病後児対応型と体調不良型の量の見込みの比率(31:69)により算出した。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
担当	放課後子ども育成課
提供区域	36区域（小学校区）

市全域

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
市 全 域	量 の 見 込 み	1年生	1,428	1,562	1,617	1,580	1,545
		2年生	1,146	1,320	1,445	1,498	1,458
		3年生	964	994	1,160	1,261	1,313
		4年生	589	627	653	760	821
		5年生	332	351	364	426	459
		6年生	183	195	201	240	257
		①計（1～6年生）	4,642	5,049	5,440	5,765	5,853
	①'計（1～4年生）	4,127	4,503	4,875	5,099	5,137	
	②提供体制（確保量）	4,127	4,503	4,875	5,099	5,137	
	③不足数①-②	515	546	565	666	716	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

《提供体制・確保方策》

- ・1～4年生（配慮を要する児童は6年生まで）については、量の見込みに対応していきます。
- ・5～6年生の受入れについては、運営方法や受入体制の確保方法を総合的に検討します。
- ・学校の余裕教室の確保に努め、必要に応じて学校施設の一時的な利用（教室の時間借り）を行います。
- ・定員の弾力的な運用により、提供可能数を確保します。
- ・民間活力の活用を進めます。
- ・指導員の確保策を再検討します。
- ・主任指導員制度の導入など育成室の勤務体制を強化し、指導員の定着率向上を図ります。
- ・留守家庭児童育成室と子どもプラザ事業の連携を更に進めて、共通のプログラムの充実を図り、一体型の運営を推進します。

区域別

（単位：人）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
吹 一	量 の 見 込 み	1年生	18	19	18	20	21
		2年生	17	17	17	16	18
		3年生	15	14	14	15	14
		4年生	8	10	9	9	10
		5年生	4	6	5	5	6
		6年生	2	3	3	3	3
		①計（1～6年生）	64	69	66	68	72
	①'計（1～4年生）	58	60	58	60	63	
	②提供体制（確保量）	58	60	58	60	63	
	③不足数①-②	6	9	8	8	9	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
吹二	量の 見込み	1年生	29	34	38	43	35
		2年生	21	27	32	35	40
		3年生	15	19	23	27	30
		4年生	5	10	12	15	18
		5年生	3	6	7	8	10
		6年生	2	3	4	4	6
		①計(1～6年生)	75	99	116	132	139
	①'計(1～4年生)	70	90	105	120	123	
	②提供体制(確保量)	70	90	105	120	123	
	③不足数①-②	5	9	11	12	16	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
吹三	量の 見込み	1年生	33	40	45	35	44
		2年生	29	31	37	42	32
		3年生	19	25	27	32	36
		4年生	19	12	16	17	21
		5年生	11	7	9	10	12
		6年生	6	4	5	6	7
		①計(1～6年生)	117	119	139	142	152
	①'計(1～4年生)	100	108	125	126	133	
	②提供体制(確保量)	100	108	125	126	133	
	③不足数①-②	17	11	14	16	19	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
吹田東	量の 見込み	1年生	17	15	25	17	19
		2年生	17	16	14	23	16
		3年生	13	14	14	12	20
		4年生	10	8	9	9	8
		5年生	6	4	5	5	4
		6年生	3	2	3	3	2
		①計(1～6年生)	66	59	70	69	69
	①'計(1～4年生)	57	53	62	61	63	
	②提供体制(確保量)	57	53	62	61	63	
	③不足数①-②	9	6	8	8	6	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
吹田南	量の 見込み	1年生	65	69	73	79	71
		2年生	53	60	63	68	73
		3年生	37	46	52	55	59
		4年生	14	24	30	34	36
		5年生	8	13	17	19	20
		6年生	4	7	10	11	11
		①計(1～6年生)	181	219	245	266	270
	①'計(1～4年生)	169	199	218	236	239	
	②提供体制(確保量)	169	199	218	236	239	
	③不足数①-②	12	20	27	30	31	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
吹六	量の 見込み	1年生	23	31	18	27	23
		2年生	16	21	28	17	25
		3年生	16	14	18	25	15
		4年生	7	10	9	12	16
		5年生	4	6	5	7	9
		6年生	2	3	3	4	5
		①計(1～6年生)	68	85	81	92	93
	①'計(1～4年生)	62	76	73	81	79	
	②提供体制(確保量)	62	76	73	81	79	
	③不足数①-②	6	9	8	11	14	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
千一	量の 見込み	1年生	51	50	61	50	43
		2年生	43	47	47	56	46
		3年生	37	37	41	41	49
		4年生	21	24	24	27	26
		5年生	12	13	13	15	15
		6年生	7	7	7	8	8
		①計(1～6年生)	171	178	193	197	187
	①'計(1～4年生)	152	158	173	174	164	
	②提供体制(確保量)	152	158	173	174	164	
	③不足数①-②	19	20	20	23	23	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
千二	量の 見込み	1年生	55	75	83	61	68
		2年生	51	51	70	77	57
		3年生	44	44	52	64	67
		4年生	29	29	32	35	41
		5年生	16	16	18	20	23
		6年生	9	9	10	11	13
		①計(1～6年生)	204	224	265	268	269
	①'計(1～4年生)	179	199	237	237	233	
	②提供体制(確保量)	179	199	237	237	233	
	③不足数①-②	25	25	28	31	36	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
千三	量の 見込み	1年生	45	44	52	60	51
		2年生	36	42	41	49	55
		3年生	42	31	36	35	42
		4年生	20	27	20	24	23
		5年生	11	15	11	13	13
		6年生	6	8	6	7	7
		①計(1～6年生)	160	167	166	188	191
	①'計(1～4年生)	143	144	149	168	171	
	②提供体制(確保量)	143	144	149	168	171	
	③不足数①-②	17	23	17	20	20	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
千里新田	量の 見込み	1年生	38	35	40	46	38
		2年生	27	35	32	37	42
		3年生	28	23	30	28	32
		4年生	14	18	15	20	18
		5年生	8	10	8	11	10
		6年生	4	6	4	6	6
		①計(1～6年生)	119	127	129	148	146
	①'計(1～4年生)	107	111	117	131	130	
	②提供体制(確保量)	107	111	117	131	130	
	③不足数①-②	12	16	12	17	16	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
佐井寺	量の 見込み	1年生	31	37	30	28	27
		2年生	26	28	34	28	26
		3年生	18	23	25	30	24
		4年生	16	12	15	16	19
		5年生	9	7	8	9	11
		6年生	5	4	4	5	6
		①計(1～6年生)	105	111	116	116	113
	①'計(1～4年生)	91	100	104	102	96	
	②提供体制(確保量)	100	91	100	104	102	
	③不足数①-②	14	11	12	14	17	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
東佐井寺	量の 見込み	1年生	33	33	26	33	32
		2年生	24	31	30	24	30
		3年生	18	21	27	26	21
		4年生	7	12	14	17	17
		5年生	4	7	8	10	10
		6年生	2	4	4	6	6
		①計(1～6年生)	88	108	109	116	116
	①'計(1～4年生)	82	97	97	100	100	
	②提供体制(確保量)	82	97	97	100	100	
	③不足数①-②	6	11	12	16	16	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
岸一	量の 見込み	1年生	17	19	18	18	21
		2年生	15	16	18	17	16
		3年生	11	13	13	16	14
		4年生	5	7	8	9	10
		5年生	3	4	4	5	6
		6年生	2	2	2	3	3
		①計(1～6年生)	53	61	63	68	70
	①'計(1～4年生)	48	55	57	60	61	
	②提供体制(確保量)	48	55	57	60	61	
	③不足数①-②	5	6	6	8	9	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
岸二	量の 見込み	1年生	40	48	35	30	26
		2年生	32	37	45	32	28
		3年生	33	28	32	39	28
		4年生	10	21	18	21	25
		5年生	6	12	10	12	14
		6年生	3	7	6	7	8
		①計(1～6年生)	124	153	146	141	129
		①'計(1～4年生)	115	134	130	122	107
	②提供体制(確保量)	115	134	130	122	107	
	③不足数①-②	9	19	16	19	22	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
豊一	量の 見込み	1年生	61	87	74	80	90
		2年生	56	56	80	68	74
		3年生	46	49	49	70	59
		4年生	32	30	32	32	45
		5年生	18	17	18	18	25
		6年生	10	10	10	10	14
		①計(1～6年生)	223	249	263	278	307
		①'計(1～4年生)	195	222	235	250	268
	②提供体制(確保量)	195	222	235	250	268	
	③不足数①-②	28	27	28	28	39	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
豊二	量の 見込み	1年生	33	34	43	42	44
		2年生	19	30	31	40	38
		3年生	24	17	26	27	35
		4年生	16	16	11	17	18
		5年生	9	9	6	10	10
		6年生	5	5	3	6	6
		①計(1～6年生)	106	111	120	142	151
		①'計(1～4年生)	92	97	111	126	135
	②提供体制(確保量)	92	97	111	126	135	
	③不足数①-②	14	14	9	16	16	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
江坂大池	量の 見込み	1年生	35	35	37	35	29
		2年生	22	33	33	35	32
		3年生	13	19	29	28	30
		4年生	10	8	13	19	18
		5年生	6	4	7	11	10
		6年生	3	2	4	6	6
		①計(1～6年生)	89	101	123	134	125
		①'計(1～4年生)	80	95	112	117	109
	②提供体制(確保量)	80	95	112	117	109	
	③不足数①-②	9	6	11	17	16	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
山手	量の 見込み	1年生	60	47	60	54	42
		2年生	45	55	43	56	50
		3年生	23	39	48	38	49
		4年生	17	15	26	31	24
		5年生	10	8	15	17	13
		6年生	6	4	8	10	7
		①計(1～6年生)	161	168	200	206	185
		①'計(1～4年生)	145	156	177	179	165
	②提供体制(確保量)	145	156	177	179	165	
	③不足数①-②	16	12	23	27	20	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
片山	量の 見込み	1年生	49	54	51	57	45
		2年生	43	45	50	48	53
		3年生	35	37	39	44	41
		4年生	16	23	24	26	28
		5年生	9	13	13	15	16
		6年生	5	7	7	8	9
		①計(1～6年生)	157	179	184	198	192
		①'計(1～4年生)	143	159	164	175	167
	②提供体制(確保量)	143	159	164	175	167	
	③不足数①-②	14	20	20	23	25	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
山一	量の 見込み	1年生	31	31	36	30	32
		2年生	25	29	29	33	28
		3年生	25	22	25	25	29
		4年生	10	16	14	16	16
		5年生	6	9	8	9	9
		6年生	3	5	4	5	5
		①計(1～6年生)	100	112	116	118	119
		①'計(1～4年生)	91	98	104	104	105
	②提供体制(確保量)	91	98	104	104	105	
	③不足数①-②	9	14	12	14	14	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
山二	量の 見込み	1年生	45	50	48	53	51
		2年生	28	41	46	44	49
		3年生	25	24	37	40	38
		4年生	12	16	16	24	26
		5年生	7	9	9	13	15
		6年生	4	5	5	7	8
		①計(1～6年生)	121	145	161	181	187
		①'計(1～4年生)	110	131	147	161	164
	②提供体制(確保量)	110	131	147	161	164	
	③不足数①-②	11	14	14	20	23	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
山三	量の 見込み	1年生	22	25	23	31	28
		2年生	17	21	23	22	28
		3年生	14	14	18	20	19
		4年生	14	9	9	12	13
		5年生	8	5	5	7	7
		6年生	4	3	3	4	4
		①計(1～6年生)	79	77	81	96	99
		①'計(1～4年生)	67	69	73	85	88
		②提供体制(確保量)	67	69	73	85	88
		③不足数①-②	12	8	8	11	11
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
山五	量の 見込み	1年生	10	16	14	16	14
		2年生	9	9	15	13	15
		3年生	9	8	8	13	12
		4年生	9	6	5	5	8
		5年生	5	3	3	3	4
		6年生	3	2	2	2	2
		①計(1～6年生)	45	44	47	52	55
		①'計(1～4年生)	37	39	42	47	49
		②提供体制(確保量)	37	39	42	47	49
		③不足数①-②	8	5	5	5	6
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
東山田	量の 見込み	1年生	59	63	59	52	46
		2年生	51	54	58	55	48
		3年生	47	44	47	51	48
		4年生	33	31	29	31	33
		5年生	18	17	16	17	18
		6年生	10	10	9	10	10
		①計(1～6年生)	218	219	218	216	203
		①'計(1～4年生)	190	192	193	189	175
		②提供体制(確保量)	190	192	193	189	175
		③不足数①-②	28	27	25	27	28
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
南山田	量の 見込み	1年生	65	66	67	63	70
		2年生	58	60	61	62	58
		3年生	60	50	52	53	54
		4年生	38	39	33	34	34
		5年生	21	22	18	19	19
		6年生	12	12	10	11	11
		①計(1～6年生)	254	249	241	242	246
		①'計(1～4年生)	221	215	213	212	216
		②提供体制(確保量)	221	215	213	212	216
		③不足数①-②	33	34	28	30	30
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
西山田	量の 見込み	1年生	30	23	25	24	19
		2年生	26	28	21	23	22
		3年生	18	23	24	19	20
		4年生	12	12	15	16	12
		5年生	7	7	8	9	7
		6年生	4	4	4	5	4
		①計(1～6年生)	97	97	97	96	84
		①'計(1～4年生)	86	86	85	82	73
		②提供体制(確保量)	86	86	85	82	73
		③不足数①-②	11	11	12	14	11
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
北山田	量の 見込み	1年生	44	41	44	38	46
		2年生	41	40	37	41	35
		3年生	29	35	35	33	36
		4年生	23	19	23	23	21
		5年生	13	11	13	13	12
		6年生	7	6	7	7	7
		①計(1～6年生)	157	152	159	155	157
		①'計(1～4年生)	137	135	139	135	138
		②提供体制(確保量)	137	135	139	135	138
		③不足数①-②	20	17	20	20	19
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
千里丘北	量の 見込み	1年生	60	85	86	79	70
		2年生	37	55	79	79	73
		3年生	43	32	48	69	76
		4年生	23	28	21	31	45
		5年生	13	16	12	17	25
		6年生	7	9	7	10	14
		①計(1～6年生)	183	225	253	285	303
		①'計(1～4年生)	163	200	234	258	264
		②提供体制(確保量)	163	200	234	258	264
		③不足数①-②	20	25	19	27	39
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
佐竹台	量の 見込み	1年生	57	61	55	62	53
		2年生	45	53	57	51	58
		3年生	39	39	49	49	44
		4年生	21	25	27	33	34
		5年生	12	14	15	18	19
		6年生	7	8	8	10	11
		①計(1～6年生)	181	200	211	223	219
		①'計(1～4年生)	162	178	188	195	189
		②提供体制(確保量)	162	178	188	195	189
		③不足数①-②	19	22	23	28	30
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
高野台	量の 見込み	1年生	15	21	20	21	39
		2年生	12	14	20	19	20
		3年生	10	11	12	17	16
		4年生	8	6	7	8	11
		5年生	4	3	4	4	6
		6年生	2	2	2	2	3
		①計(1～6年生)	51	57	65	71	95
		①'計(1～4年生)	45	52	59	65	86
	②提供体制(確保量)	45	52	59	65	86	
	③不足数①-②	6	5	6	6	9	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
津雲台	量の 見込み	1年生	51	49	64	54	50
		2年生	38	47	45	59	50
		3年生	41	33	41	39	51
		4年生	18	27	21	27	25
		5年生	10	15	12	15	14
		6年生	6	8	7	8	8
		①計(1～6年生)	164	179	190	202	198
		①'計(1～4年生)	148	156	171	179	176
	②提供体制(確保量)	148	156	171	179	176	
	③不足数①-②	16	23	19	23	22	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
古江台	量の 見込み	1年生	39	40	49	65	63
		2年生	30	36	37	45	60
		3年生	20	26	31	32	43
		4年生	23	13	17	20	24
		5年生	13	7	10	11	13
		6年生	7	4	6	6	7
		①計(1～6年生)	132	126	150	179	210
		①'計(1～4年生)	112	115	134	162	190
	②提供体制(確保量)	112	115	134	162	190	
	③不足数①-②	20	11	16	17	20	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		
藤白台	量の 見込み	1年生	62	71	75	72	77
		2年生	54	57	66	69	66
		3年生	23	47	50	57	61
		4年生	20	15	31	32	38
		5年生	11	8	17	18	21
		6年生	6	4	10	10	12
		①計(1～6年生)	176	202	249	258	275
		①'計(1～4年生)	159	190	222	230	242
	②提供体制(確保量)	159	190	222	230	242	
	③不足数①-②	17	12	27	28	33	
③'不足数①'-②	0	0	0	0	0		

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
青山台	量の 見込み	1年生	18	21	23	24	28
		2年生	11	17	19	21	22
		3年生	13	10	16	17	19
		4年生	5	9	7	11	11
		5年生	3	5	4	6	6
		6年生	2	3	2	3	3
		①計(1～6年生)	52	65	71	82	89
		①'計(1～4年生)	47	57	65	73	80
	②提供体制(確保量)	47	57	65	73	80	
	③不足数①-②	5	8	6	9	9	
	③'不足数①'-②	0	0	0	0	0	
桃山台	量の 見込み	1年生	55	62	66	55	58
		2年生	47	51	58	61	51
		3年生	35	41	46	50	53
		4年生	33	23	27	30	33
		5年生	18	13	15	17	18
		6年生	10	7	8	10	10
		①計(1～6年生)	198	197	220	223	223
		①'計(1～4年生)	170	177	197	196	195
	②提供体制(確保量)	170	177	197	196	195	
	③不足数①-②	28	20	23	27	28	
	③'不足数①'-②	0	0	0	0	0	
千里たけみ	量の 見込み	1年生	32	31	36	26	32
		2年生	25	30	29	33	24
		3年生	26	22	26	25	29
		4年生	11	17	14	17	16
		5年生	6	10	8	10	9
		6年生	3	6	4	6	5
		①計(1～6年生)	103	116	117	117	115
		①'計(1～4年生)	94	100	105	101	101
	②提供体制(確保量)	94	100	105	101	101	
	③不足数①-②	9	16	12	16	14	
	③'不足数①'-②	0	0	0	0	0	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を補助する事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

(13) 多様な主体の参入促進事業

事業内容	保育の受け皿拡大のため、多様な事業者の能力を活用しながら進めることが必要になるが、新たに開設された施設・事業において質の高い保育が安定的かつ継続的に実施されるよう一定の支援を行うほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築を支援することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	吹田市全域

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援について

ア 的確な情報提供

各地域の就学前児童の数や、教育・保育施設等の利用状況を把握し、それぞれの地域の実情についての的確に情報提供を行い、円滑な移行を促進します。

イ 相談体制の確保

幼稚園から認定こども園へ移行するにあたり、移行する認定こども園の類型等や、国や府の財政支援がある場合は、その活用について助言します。また、市に認定こども園の相談窓口として担当職員を設定し、移行を検討している施設からの相談体制を確保します。

(2) 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

ア 幼稚園の活用

本市では、市内全域が市街化区域であり、保育所等の用地確保が困難な状況であること、また、長期的にみれば、少子化が今後進行することが予想されることから、待機児童対策については、既存施設の活用が極めて重要な位置を占めています。幼稚園が認定こども園へ移行することにより、地域型保育事業の連携施設として、3歳児からの受け入れ先の確保ができるほか、待機児童の多い3号認定子どもの受け入れ枠の拡充も可能であり、待機児童対策としての大きな効果が期待できます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）の充実

認定こども園への移行促進策については、国の補助金等の活用により、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）の充実により長時間保育を促進し、認定こども園への移行に向けた環境整備を行うとともに、整備や改修に係る国の補助金を活用し、施設整備においても支援を行います。

ウ 市内における施設の配置

各地域にバランスよく認定こども園が配置され、市内のどの地域においても、親の就労状況に拘らず、質の高い教育・保育を受けることができる環境を構築します。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援について

ア 合同研修の実施

教育時間児と保育標準時間児・保育短時間児を合同で保育する認定こども園の特性を生かした園づくり、園運営が行えるよう、実践的な合同研修を行うなどの支援を行います。

イ 人的交流の促進

認定こども園では、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの教育・保育についての共通理解を深めることが必要であり、人的交流を促進します。

ウ 人材の確保・育成

幼児期の学校教育・保育施設等で必要とされる保育教諭や保育士等の確保に努めるため、公私立保育所等の求人情報を一元化し、情報提供や就職支援、コーディネート等を行います。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で求められている、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に役立つ研修を実施し、幼稚園教諭や保育士一人ひとりの資質の向上を図り、人材育成に努めます。

エ 施設長の能力の向上

認定こども園の施設長として求められる、マネジメント能力やコーディネート能力を高めるための支援を行います。

(4) 質の高い教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策について

ア 幼児期の教育・保育の意義

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することが必要であることから、より良質な教育・保育を提供することで、豊かな人間形成が可能となる環境を整えます。

イ 推進方策

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援新制度の中核的な役割を担う施設であり、不足する保育の需要については、地域によって認定こども園または保育所の整備で確保していきます。

一方、地域型保育事業は、地域の実情に応じた施策を担うものであり、本市では3歳未満の待機児童が多く、3歳未満に特化した質の確保された保育を量的に拡充していく観点から、小規模保育事業はA型のみ、事業所内保育事業はB型以外で実施します。

両者が相互補完し協力することに対し、市が一定の調整機能を果たすことにより、教育・保育の量の確保と質の充実を図ります。

ウ 私立施設と公立施設の配置

私立と公立が市域にバランスよく配置され、教育・保育の提供において、それぞれの役割が果たせるよう、民間活力導入時には地域等に配慮します。

エ 推進状況の確認

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表、行政等による情報交換を行い、推進状況等についての意見をいただき、吹田市に育つ子供たちへのより良質な教育・保育の提供について検討します。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方と主な事業の推進方策について

ア 切れ目のない支援

施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業及び母子保健事業を重層的に提供することにより、妊娠・出産から学齢期まで、切れ目のない子育て支援を行います。また、関係所管が連携し、計画的に質の向上と量の拡充に努めます。

イ 利用者支援

多様化する子育てサービス需要に対応するため、子ども・子育て支援新制度では様々な施設・事業類型が制度化され、市では「基本型」「特定型」「母子保健型」を実施しています。妊婦および子供とその保護者が、その置かれている環境に応じて自分に合ったサービスを選択し、良質な教育・保育や子育て支援が受けられるよう、拠点において情報提供を行うとともに、状況に応じて相談・助言や関係機関との連携等利用者への支援を行います。

ウ 地域子育て支援

子育てに対する親の不安や孤独感を和らげ、子供を産み育てることに喜びが感じられるよう、育児教室や親子教室等の開催や身近な場所での子育て相談などが受けられる環境を整えるとともに、親子の仲間づくりのできる交流の場を設けます。

エ 一時預かり

育児の不安や負担感を和らげるため、保育所や拠点施設において子供を一時的に預かるなどの支援を行います。また、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型）を拡充し、実施か所の増加を図るとともに、幼稚園以外の一時預かり事業も、地域型保育事業所等で実施か所の増加により拡充します。

オ 放課後児童クラブ

就学前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、地域ごとの実情に応じた施設整備を進めます。また、6年生までの受入れについては、運営方法や受入体制の確保方法等を総合的に検討します。

(6) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携について

地域型保育事業者が円滑に連携施設の設定が行えるよう、市が教育・保育施設と調整・仲介するなど、必要な支援を行います。

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方と推進方策について

ア 幼児期の育ちの連続性の観点

遊びを中心とした生活を通して経験を積み重ね、一人ひとりの発達に応じて総合的に指導を行う幼稚園・保育所の教育・保育と、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習する小学校では、子供の生活や教育方法は異なりますが、子供の育ちや学びが連続していることに着目し、生活の変化に子供が対応し、幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続できるように、本市の実情に応じた創意工夫による連携策を講じます。

イ 推進体制

各施設において、円滑な連携のための担当者を決めるなど、体制整備を行うとともに連携のための活動を年間計画に位置づけるなど、組織的かつ計画的に実施します。

ウ 幼稚園教諭、保育士と小学校教諭の交流

就学前の児童と小学校の児童の交流の機会を設け、相互のねらいに対応した活動となるよう指導計画の作成や教材研究など、幼稚園教諭や保育士と小学校教諭が事前事後の打ち合わせ等を行います。

エ 合同研修

幼稚園教諭、保育士、小学校教諭との意見交換や、合同の研究会及び研修会、授業参観や保育参観等、相互理解の機会を設けます。

オ カリキュラム

幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を意識したカリキュラムを編成し、子供の育ちと学びの連続性を保つため、つながりを意識した指導を行います。

6 子ども・子育て支援関連施策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について

ア 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する市のホームページやリーフレットの充実を図るなど教育・保育の利用に関して、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

イ 産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境整備

計画的に、認定こども園または保育所や3歳未満に特化した地域型保育事業等の量的拡充を図り、産後休業・育児休業終了時から保育を利用できる環境を整えます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する府が行う施策との連携について

ア 障がい児施策の充実等

(ア) 早期発見の推進

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。また、育児教室や育児相談により、早期から子育て相談を実施します。

(イ) 乳幼児健診事後指導事業

1歳6か月児健診、3歳児健診等において、ことばが遅い等の発達の遅れもしくはその疑いがあると判断された児童とその保護者及び支援が必要と判断された児童とその保護者に対し、各種相談に応じるとともに療育指導を行い、その健全育成を図ります。また、乳児後期親子教室での支援体制の強化等、早期療育の充実を図ります。

(ウ) 教育・保育上必要な支援

発達に配慮を必要とする子供に対して、その可能性を伸ばし、一人ひとりの発達特性に応じた教育・保育上必要な支援を行います。こども発達支援センターや教育・保育施設において、増加する障がい児等を受け入れ、巡回相談等の地域療育支援の充実と関係機関との連携強化を図ります。

(エ) 職員の専門性の向上

障がい児に関する研修を実施し、幼稚園教諭、保育士等の資質や障がい児に関する専門性の向上を図ります。

(オ) 障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

障がい児とその家族が安心して生活できる地域づくりを目指して、ボランティア活動支援、地域の関係機関への啓発活動など、地域社会との相互理解が深まる取組を推進します。

また、児童が育つ家庭環境や発達特性にはさまざまな状況がある中、保護者や家族が選択した生活環境の中で充実した支援がなされるよう、継続的かつ総合的な相談支援の向上と障がい児通所支援サービスの提供体制の整備を図ります。

さらに、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、子ども・子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、障がい児支援施策の充実に努め、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

イ 児童虐待防止対策の充実

（ア）関係機関との連携及び相談体制の強化

吹田市児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の取組をさらに推進し、関係機関が連携を密にして情報と支援方針を共有しながら、児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。また、増加し続ける児童虐待への対応に必要な職員数を確保するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置して専門的な人材を配置することで相談体制の強化を図ります。

（イ）虐待の早期発見、早期対応への取組

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、保健センターが実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）の取組を進め、養育支援を必要とする家庭を支援することで、虐待の未然防止に努めます。

（ウ）親支援プログラムの実施

子育て中の親が子育てに自信を持ち、前向きに取り組めるよう、子育ての悩みや不安が強い親や虐待行為に悩む親を対象に親支援プログラムを実施し、虐待の未然防止、重症化防止に努めます。

ウ ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等の日常生活全般にわたる精神的負担の軽減を図り、経済的基盤を確立できるよう、就業支援をはじめ、自立を支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり親家庭等自立促進施策推進委員会において、庁内関係所管における自立支援の取組の推進、進捗状況の把握、情報共有及び連携を行います。

（ア）就業支援

より良い条件での就職や転職等に関する相談を実施し、必要に応じて個々の世帯状況やニーズを把握しながら自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関と連携し継続的な支援を行います。

また、経済的な自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合や就業・自立を図るための講座を受講する場合に、生活を支援するため、ひとり親家庭自

立支援給付金事業を実施するとともに、身近な場所でステップアップが目指せるよう技能習得講座を行います。

(イ) 子育て・生活支援

保育所等利用調整上における配慮、延長保育、一時預かり事業等、多様な子育て支援の充実、公営住宅における優先入居の推進等を図ります。

(ウ) 養育費確保支援

家庭裁判所元調査官等の専門相談員による養育費・面会交流相談の実施、広報・啓発活動の推進、法律相談事業等との連携を図ります。

(エ) 経済的支援

母子父子寡婦福祉資金貸付（ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的自立を図るために必要な資金〈子どもの進学や親の技能習得等〉の貸付）、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療費助成を行います。

(オ) 相談機能の充実

研修等により母子・父子自立支援員及び就業支援専門員の資質向上、相談機能の充実を図り、総合的・包括的な支援を行うワンストップでの相談体制を確立します。

工 子供の貧困対策の推進

「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」の下、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指し、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に沿って事業を体系的に整理し、対策を総合的に推進していきます。

また、事業の推進にあたっては、各年度における事業の実施状況と成果、子供の貧困可視化を図るための指標の進捗状況を把握し、より良い事業の推進を図ります。

(ア) 子供の学習環境に対する支援

学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行います。さらに、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な高校生活の実現まで視野に入れた支援に取り組みます。

(イ) 子供の居場所に対する支援

子供たちが安心して過ごせるとともに、他者との関わりや様々な経験を通して成長することができるような居場所の確保など、すべての子供たちが心身ともに健やかに生活できる環境づくりを進めます。

(ウ) 生活・健康への支援

子供と保護者の心身の健康増進に努めるとともに、子育て世帯の様々な悩みに寄り添った相談支援体制の充実を図ります。また、保護者が孤立しないよう地域や関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行います。

(エ) 安心して子育てができる環境への支援

子育てと就労の両立が図れ、安心して子育てができる環境を整備します。配慮の必要な子供や保護者にできるだけ早期に寄り添い、支援ができるよう、関係機関の連携を強化します。

(オ) 保護者に対する就労支援

保護者の安定した雇用を確保し、子育てに力を注げる家庭環境を構築するため、子育てに配慮した働き方の実現に向けた就労支援を行います。そのため、関連部署で情報を共有するなど連携を深めます。

(カ) 経済的支援

生活保護制度や就学援助など各種の公的支援へ確実につながる仕組みづくりを行い、生活基盤の安定と経済的負担の軽減を図ります。

(キ) ひとり親世帯への支援

児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成など、各種の公的支援により子育てに係る経済的負担を軽減します。また、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援等の総合的な支援の充実を図ります。

オ 帰国児童・外国籍児童への支援

帰国児童や外国籍の子供が教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用にあたって、十分な情報提供を受けられ、また地域との交流が円滑にできるよう必要な支援を実施します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用関係の整備に関する施策との連携について

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために、関係部局と連携して市民や市内の事業者への啓発に努めます。

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進等の多様な働き方に対応した子育て支援事業を推進します。

(4) 吹田版ネウボラ

核家族化や地域とのつながりの希薄化等子育て環境が変化する中で、子育て世代が孤立しないように、また、安心して子育て出来るための支援体制として「吹田版ネウボラ」を構築しています。

「子育て世代包括支援センター」の機能を持つ保健センターとのびのび子育てプラザが中心となり、関係室課と連携しながら子育て世代を取り巻く現状や支援情報の共有、課題の抽出・解決に向けた検討を行い、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ない支援体制を推進します。

(5) 地域子育て支援

ア 地域子育て支援センター

保育所・認定こども園が子育て家庭に対して育児教室や育児相談、子育てサークルの育成・支援、園の行事への参加や施設の一部開放などの事業を保健センターや関係機関と連携しながら行います。

また、子育て支援センター充実のため私立保育所・私立認定こども園に対しては助成を行います。

イ 児童会館・児童センター

0歳から小学生までの幅広い子供たちが、安心していつでも利用できる子供の拠点施設として地域住民との協働により取組を進めていきます。

乳幼児とその保護者を対象とした幼児教室やランチタイムなどを通じて遊びや交流の場を提供し、仲間づくりを進めています。

行事やあそび、図書の貸出しなど、様々な取組や活動を通じて創造性、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間関係を築く場として一層の充実を図ります。

ウ 子育て広場の助成

子育て中の親の子育てへの負担感を緩和するため、親子が気軽に立ち寄り交流し、育児についての相談などができる「子育て広場」を運営する団体へ助成を行います。

(6) 母子保健

ア 妊産婦・新生児・未熟児への訪問指導等

保健指導を要する妊産婦、新生児及び未熟児に対し、保健師及び助産師が訪問指導を実施しています。妊娠届出書の情報のほか医療機関と連携を図りながら支援の必要な方を的確に把握し、訪問を行うことにより、育児不安の軽減や虐待の発生予防、早期発見、早期対応につながる支援を進めていきます。特に、家庭環境や養育上の問題を抱えている家庭については、育児支援員の利用や子育て支援機関などの紹介を行い、また必要時には家庭児童相談課と連携しながら、支援を継続します。

イ 乳幼児健康診査

乳幼児に対して健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るとともに、その保護者に発育・発達・栄養・育児及び歯科保健に関する健康相談・保健指導を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。また、養育環境や状況を知り、虐待の防止と早期発見をするとともに、保護者の育児不安にも対応していきます。また、健診の未受診児については関係機関と連携しながら全数把握に努めます。

ウ その他の保健指導や育児相談

妊婦（両親）教室や離乳食講習会などをおして、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るとともに、保健師、歯科衛生士、栄養士などが育児の指導や育児不安の軽減を図るために養育上の相談に応じます。

エ 妊娠・出産に関する支援の充実

平成28年度から妊娠届出時において全妊婦に対し、保健師または助産師による面接の実施し、妊娠・出産に係る情報提供や相談により妊婦の不安解消を図っています。また、支援が必要な妊婦を早期に把握し、妊娠期からの切れ目ない支援に努めています。平成29年度以降も、助産師による継続的な訪問や産後ケア事業、産後家事支援事業など妊娠期から産後早期のサービスを充実させており、これら母子保健事業や子育て支援事業を効率的、効果的に組み合わせ、市民の子育てニーズに沿った支援を提供していきます。また、従来から実施している妊婦健診や妊婦歯科健診に加え、産婦健診、産婦歯科健診を開始しました。医療機関や歯科医療機関との連携を強化し、妊婦・産婦の健康管理の充実に努めます。

オ 障がい児に対する支援

令和2年度からの中核市移行に伴い、大阪府保健所が所管していた小児慢性特定疾病児や医療的ケア児の支援については、吹田市に移管されます。移管後も訪問等の個別支援や医療機関、療育機関等との連携による地域ケアシステムの構築等、対象児の在宅生活での支援体制の充実に努めます。

(7) 新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、本市では当該プランに基づき、放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)と放課後子供教室(こどもプラザ事業)の一体的な実施を中心に整備を進めてきたところです。

平成30年9月には、これまでのプランの進捗状況等を踏まえて、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)と放課後子供教室(こどもプラザ事業)の一体的な実施の推進による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランとして取りまとめられています。

本市では、既に両事業を同一小学校内で行い、放課後子供教室(こどもプラザ事業)の活動プログラムに放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)の児童も分け隔てなく参加できる一体型で実施しています。

引き続き、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験と活動を行うことができるよう同じ学校の中で余裕教室等を活用する方法等で、放課後児童クラブ(留守家庭児童育成室)及び放課後子供教室(こどもプラザ事業)の継続的な実施を進めます。

ア 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の令和6年度（2024年度）に達成されるべき目標事業量

全市立小学校内に設置している留守家庭児童育成室の対象学年について、現在の1年生～4年生の受け入れが十分に受け入れ可能で、5、6年生に対する受入体制の確保ができ次第、年次的に拡大することとします。

イ 一体型の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（こどもプラザ事業）の令和6年度（2024年度）に達成されるべき目標事業量

本市では既に、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成室と太陽の広場を同じ小学校の中で一体型として、両者が連携して実施するなど目標を達成しています。今後も一体型として連携して実施する現在の形態を継続します。

（数値目標：全36小学校）

（単位：校）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
留守家庭児童育成室	36	36	36	36	36
こどもプラザ事業	36	36	36	36	36
一体型実施	36	36	36	36	36

ウ 放課後子供教室（こどもプラザ事業）の令和6年度（2024年度）までの実施計画

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所と土曜日等に様々な体験活動を提供する放課後子供教室（こどもプラザ事業）は、「地域の子供は地域で守り、育てる」という理念のもと実施しています。この事業は運営する過程で、地域コミュニティの形成も図ろうとするもので、子供にかかわる地域の諸団体の方々の協力を得ながら、これまですべての小学校内で実施してきました。

一方、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）は児童福祉法に定められた、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。

それぞれの事業の目的は異なるものですが、両制度の違いを認識しつつ、特色を生かしながら継続して実施します。また、地域により施設確保の状況や実施回数に差はありますが、今後も地域の実情に応じて全市的に活動内容の充実を図るよう努めます。

エ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（こどもプラザ事業）の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

留守家庭児童育成室と太陽の広場が連携して事業を実施・運営するよう各小学校区で連絡会を設置し、共通プログラムや本市における新・放課後子ども総合プランの推進方策を検討します。また、留守家庭児童育成室と太陽の広場のスタッフが、児童に提供する多様な体験や活動に連携して取り組みます。

オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（こどもプラザ事業）への活用に関する具体的な方策

小学校の施設の活用にあたっては、留守家庭児童育成室とこどもプラザ事業の管理運営上の責任体制を明確化し、余裕教室の一層の活用と、放課後に学校教育では使用されていない施設の一時借用を推進するよう、教育委員会事務局による学校施設の活用方策を吹田市の放課後対策に係る学校施設利用等検討会議で検討します。

カ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）及び放課後子供教室（こどもプラザ事業）の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

関係者の密接な連携を図りながら、本市における新・放課後子ども総合プランの推進方策を検討するため、学校教育部、地域教育部、児童部、学校、地域教育協議会、放課後子供教室、放課後児童クラブ、保護者等を構成員とする「新・放課後子ども総合プラン運営会議」で、両事業の連携や課題について情報を共有し、より良い運営を目指します。

キ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後子ども教室（こどもプラザ事業）ボランティアを対象に安全管理や救急法のほか配慮の必要な児童への対応についての研修会を実施します。

放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）においては、必要に応じて指導員を加配し保育にあたるとともに、指導員の児童への充実した保育が行えるよう専門職による巡回相談を実施します。また、一定の要件を満たす配慮を要する児童については、モデル事業として5、6年生の受け入れを行います。

ク 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の開室時間の延長にかかる取組

就業前からの切れ目のない子育て支援が行えるよう、保護者ニーズに基づく時間延長を早期に実施します。

ケ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）が、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場として、児童の主体性を尊重し健全な育成を図れるよう、指導員に対して必要な研修を行います。

コ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）の役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者等への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブを利用している保護者に対し、放課後児童クラブでの児童の様子や活動状況を周知するための懇談会を定期的 to 実施します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の施策に関わる部局間の連携や調整を図りながら、施策の推進に努めます。

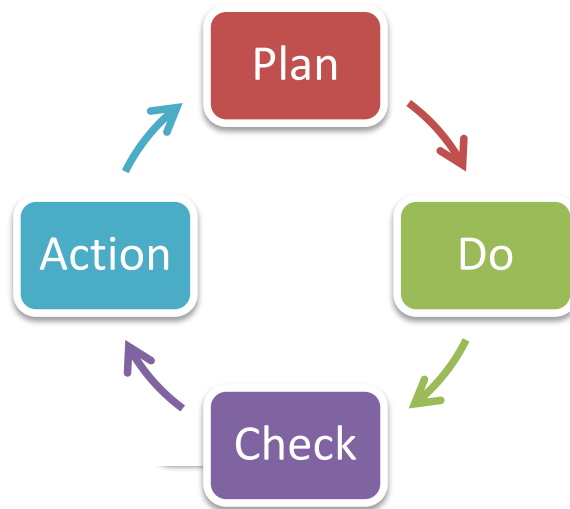
2 効果的な計画の推進に向けて

学識経験者、教育・保育関係者や公募による市民委員等から構成される「吹田市子ども・子育て支援審議会」からのご意見をいただきながら、計画の推進に取り組みます。

計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、府の関係各機関とも連携を図っていくことが必要です。

効果的に計画を推進していくために、毎年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルを実施していきます。計画の進捗状況については、毎年、公表します。

量の見込みや確保方策の見直しが必要になった場合は、必要に応じて計画を見直します。



計画(Plan)

- 目標を設定し、それを実現するための計画(施策)を策定(もしくは改定)

実行(Do)

- 計画(施策)を実施し、その成果を測定

評価(Check)

- 測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善(Action)

- 計画(施策)の継続的改善・向上に必要な措置の実施

参考資料

1 子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 吹田市子ども・子育て支援審議会

吹田市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 特別の事項を調査審議するため市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、市長が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

3 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 1人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 7人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1人以内
- (7) 市民 2人以内

(部会)

第3条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、条例第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第4条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、児童部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市子ども・子育て支援審議会委員名簿

<任期：令和元年(2019年)6月1日～令和3年(2021年)5月31日>

(敬称略)

	氏名	規定上の区分	機関・団体名等
1	◎埋橋 玲子	学識経験者	同志社女子大学 現代社会学部現代こども学科教授
2	○峯本 耕治	学識経験者	弁護士
3	林 佳代	医療関係者	吹田市医師会理事
4	渡邊 眞	社会福祉関係者	吹田市民生・児童委員協議会副会長
5	山本 かおり	教育関係者	吹田市PTA協議会幼稚園・こども園部会会長
6	孫田 眞理子	教育関係者	吹田市こども会育成協議会副会長
7	粉川 雅至	教育関係者	吹田市私立幼稚園連合会会長
8	横沼 理恵	教育関係者	吹田市私立幼稚園児の保護者代表
9	植田 貴士	教育関係者	吹田市留守家庭児童育成室入室児の保護者代表
10	武内 慎吾	保育関係者	吹田市私立保育園連盟会長
11	水木 敏行	保育関係者	吹田市立保育園児の保護者代表
12	高田 純一	事業者	吹田商工会議所監事
13	清水 勢子	子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者	子育て広場こすもすの家
14	山中 拓也	市民	公募委員

※◎：会長、○：副会長

3 検討経過

◆吹田市子ども・子育て支援審議会

平成30年度（2018年度）

開催回	開催日	主な内容
第1回	平成30年 5月29日(火)	1 待機児童解消アクションプランの進捗状況について 2 平成30年度保育所等の利用調整状況について 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 4 平成30年度留守家庭児童育成室の入室状況について
第2回	平成30年 10月3日(水)	1 小規模保育事業等の認可及び利用定員の設定について 2 病児保育事業(病児・病後児対応型)に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について 3 ニーズ調査について 4 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 5 留守家庭児童育成室の委託について
第3回	平成30年 11月30日(金)	1 病児保育事業(病児・病後児対応型)に係る子ども・子育て支援事業計画の一部変更に対するパブリックコメントの結果報告について 2 ニーズ調査について
第4回	平成31年 3月27日(水)	1 小規模保育事業等の認可について 2 公立小規模保育事業の実施について 3 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について 4 幼児教育・保育の無償化について 5 ニーズ調査集計結果の報告について 6 平成31年度保育所等の利用申込状況について 7 平成31年度留守家庭児童育成室入室申請状況について

令和元年度（2019年度）

開催回	開催日	主な内容
第1回	5月20日(月)	1 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う吹田市子ども・子育て支援法施行条例等改正の素案の内容について 2 量の見込みの算出について
第2回	令和元年 6月24日(月)	1 会長、副会長の選出について 2 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3 幼児教育・保育無償化について 4 事業計画骨子案について 5 量の見込みについて
第3回	令和元年 10月11日(金)	1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等について 2 子育てのための施設等利用給付の認定状況等について 3 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画素案について 4 吹田市子ども・子育て支援事業計画平成30年度施策・事業実施報告について 5 留守家庭児童育成室の委託について